

人足寄場の創設と運営の史的実態

——その構想と実践にみる伝統的牢制の修正——

重松一義

- 一 人足寄場設立の時代的要請
(一) 寄場前史による世相と政情
(二) 松平定信による寛政改革の一般的諸策
(三) 火附盜賊改長谷川平蔵の無宿無頼召捕の力
(四) 量
- 二 人足寄場の設立構想である評定所寄場起立
(一) 寄場設立に向けた諸論と長谷川平蔵の登用
(二) 総論的運用構想の定立
(三) 建設上の具体策
(四) 規律上の具体策
- 三 使役上の具体策
(五) 教化上の具体策
(六) 寄場起立の実施とその変遷
(一) 人足寄場創業期——設営に臨む厳正な規律
(二) と作業源の確保
(三) の改訂——
(四) 人足寄場中期——天保改革の影響と油絞り
の強化——
(五) 人足寄場後期——寄場の懲役場化と老朽化

(五) 人足寄場の地誌的変遷——立地条件と無宿
島造成——

(一) わが国の刑事政策・刑事法制上の評価
(二) その先駆的特性にみる国際的評価

五 人足寄場年表

四 人足寄場の歴史的現代的評価

一 人足寄場設立の時代的要請

(一) 寄場前史にみる世相と政情

人足寄場はひとくちに云つて、伝統的牢制に向けられた発想の転換、ならびに我国近代自由刑・保安処分の原点であるとの認識に立つ。この人足寄場の創設に至るプロセスとして、享保の改革を以てする名町奉行大岡越前守忠相の時代、次いで重商主義政策を以てする側用人田沼意次の時代という、二つの特色ある時代を段階的・試行的・応急的に経てていることを理解したいと思つ。

そこでは断片的発案と未了の協議、試行錯誤の連鎖を繰返しみるのであるが、共通して指摘できるものは、評定所・町奉行所の無宿・浮浪人・窮民・難民・遊民・盜賊という対象者への持続的な苦心の対処である。まずこれら対象者を発生的・動態的に分析すれば、

- ① 無宿・浮浪人（乞食）・窮民は社会的・経済的落伍者であり、政治の欠陥も同時に問われるものである。それはまた論を待たず犯罪の芽へと転化する危険性具有の対象者である。
- ② 難民は天変地異による災害に基因、一時的とはいえ一大集団を単位とした応急保護の対象である。

(3) 遊民・無頼は私娼・博徒といった風俗犯罪・保安処分の取締対象であり、盜賊化（小盗・群盗）した者は追放・遠島といった重い仕置きの取締対象、あるいはすでに現在執行中の対象者である。

といった認識と類別がなされよう。この雑多な福祉・司法にまたがる対象への政策的対応が、世相に如何に反映し、流動する政情の中で、どのような処置として採られたものか、寄場創設の前史として、前提的に不可欠な史的認識を要する部分である。以下、順を追つてその実情を概見してみたいと思う。

(1) 享保改革による幕藩体制の初期的危機への対処

八代将軍徳川吉宗を補佐する町奉行大岡越前守忠相在任のこの時代は、すでに江戸幕府中期を迎えており、固定した身分制を維持しながら、一大消費都市と化している江戸市民の生活安定に、さまざまな調整的行政がなされている。それは「原則論を尊ぶ吉宗と、現実を重視する忠相とは、ことごとに意見が対立したといつてよい」との現代的解説に象徴されるごとく、幕閣中枢の調整において然りであった。

大岡忠相の現実的対応として「元文の改鑄」「問屋・仲壳の組合結成」といった、江戸経済圏と上方経済圏の通貨・物価（とりわけ米価）の安定に全力を傾注した事績が著しく、市民の声を聞く目安箱の設置、たび重なる火事への防火策として町火消の組織化、庶民の医療施設として小石川養育所の創設など、広く知られる刑事裁判治績より、むしろ地道な民政への努力の方がまことに大きいものであつた。⁽²⁾

こうした施策の中には、すでに「平人」（庶民）が貧困・欠落・不行跡・仕置きなどによつて人別帳から抹消される「無宿」の増加も、幕閣評定の重要な問題として浮上していた。享保六年（一七二二）九月、従来の非人溜のほかに、これら無宿を収容する「新規溜設置案」が評定所一座により上申されていた。それは無宿に対し「改之

役人」をもつて逮捕させ、在所に戻せぬ者は溜で「得手の仕業か、草履・わらんじ・縄庭すだ」などを作らせ、それを幕府で買上げ、本人がその仕事を会得して、それで生活ができるまで扶持をくれるようにしては如何といった論議であった。

享保七年（一七二三）には大岡越前守忠相・中山出雲守時春両町奉行より、無宿は薩摩・南部といった諸国中でも人の少ない辺境移植案がみられ、翌享保八年（一七二三）七月、大岡越前守忠相より「大名・旗本領への無宿強制割返し案がみられている。同年十月、評定所でこの問題につき、無宿を「捕方之役人」で逮捕させ、在所に戻せる者は本所・深川・品川辺に新溜を設け、民間請負人に委ねる。この場合、逃亡時の目印として「半額」に頭髪をさせておくという、前年と異なる具体案の上申がなされている。

こうして享保九年（一七二四）六月、三年余にわたり論議せられたこの問題に一応の結着がつけられている。老中より江戸生れの無宿で引取人あればこれに引渡し、引取人なければ門前払（事実上の即時釈放）、遠国より流れ来た無罪無宿は領主に引渡し、領主の判断で国元に帰住させようと江戸に留まらせようと自由と指令せられたのである。無宿対策はこの程度で解決できるとの判断で固まったのであろう。十八年後の寛保二年（一七四二）、幕府の刑法典「公事方御定書」下巻第八十九条無宿廻付之事において定法化され、引取人ある者には引渡し、無い者は門前払、大名渡しも享保九年の指令通りとの趣旨であった。

このような無宿対策のもと、当時、米価の変動は著しくインフレは進行の状況にあり、十両以上の盜みは死罪といふ御定書を、そのまま適用すれば、死罪が当然増加することをおそれ、町奉行大岡越前守忠相はあえて被害届を九両三分二朱に誘導したといわれている。この実情に合わせよとする彈力的裁量が「大岡裁き」といわれ、人口に

膾炙するものである。これを皮肉り

何うして九両（異れよう）三分二朱

という被害者の恨み言を代弁する古川柳を見るが、誰しもユーモアとして聞き流せる人道的配慮のこもるものであった。二十年に及ぶこの名奉行在任の時期でありながら、大平元禄の後遺症が抜けず、元禄・享保期を通じ、博奕とりわけ『三笠附』『手目賽』と呼ぶ類いの流行はやまず、『遊民』的腐敗の風潮を一掃できなかつたことも否めぬ事実であつた。

さらに、この大岡忠相の努力にもかかわらず、町奉行在任の末期にあたる享保十七年（一七三二）、西国地方（四国・中国を含む）に蝗の大発生があり、米は大凶作で米価は高騰、西國の大飢饉はさっそく江戸市民の台所に深刻な影響を与えていた。すなはち翌享保十八年（一七三三）正月、本所・深川といった下町では「今日を送りかね、袖乞(まわらご)に出づべき躰の者(3)」に、とりあえず五十日分のお救米を与えていた。ともかく江戸市民の「袖乞」という大岡治世ではこれまであり得なかつた事態が残念にも発生したのである。

これにつづき、同月二十六日、十八万石の米を買占めたといわれる日本橋の高間伝兵衛（米問屋八軒仲間の筆頭）の家を二千人の市民が襲い、「家を打こぼち財宝をくだきて、前なる川へすて騒擾しければ、町奉行属吏等をはせて漸しづめたり(4)」と、大岡在任中はじめての町屋の打毀し、都市騒動と把えられる事件が起きている。と同時に「ざる持ち」という川浚え、土運びの仕事を与え賃錢を渡すという次のような対処がなされている。

またこの日、大岡、稻生両町奉行は、救済事業の川浚えのさい、老幼男女を問わず動員して「ざる持ち」にし、浚えた土を運ばせ、賃金を与えて救済したい、このため御普請奉行や御目付に命じてその方法を研究するこ

とを松平左近将監に進言しているが、すぐ四者の協議によつて命ぜられたのであろうか、四者の協議によつて、救済のための老幼男女の土運びは、深川土捨て場に舟からあげるときにおこない云々⁽⁵⁾。

とあるようすに、恩恵的なお上の救済でなく、公役の対価である賃金という形を採つて江戸市民のプライドを保たさせている。しかし、この“お救米”“ざる持ち”共に

米高間一升二合で粥にたき

大岡食わぬたつた越前

(注) 米価が高騰（張本人の高間伝兵衛をさす）、満腹（大岡＝多く）どころか粥一ぜん（越前＝一膳）ありつけた程度であつたなあ。

という狂歌でお救いの効果の薄さを皮肉られ、さすがの大岡越前守もお手あげであつたと云えよう。

(ロ) 安永・天明期にみる深刻な財政的危機への対処

つづく段階としての田沼時代は、田沼意次が側用人から老中となり、財政危機を税制改革により切り抜けようと試みる時代である。無宿対策につき特に注目されるのは、蝦夷地開発計画や印旛沼・手賀沼干拓などの積極策が掲げられている点である。しかし田沼意次の蝦夷地開発は、七万人の穢多・非人と呼ばれる被差別民を移住させ、五八三万石の米を収益しようという準備も調査も乏しい机上のプランであつたと云える。ただししかし、ここで見逃せない点は、無宿は穢多・非人集団に隸属吸收させれば足りるという従来からの慣行、身分意識、発想に何ら変りがないという点であり、これを一括、新天地蝦夷開発に充てようとするものである。

思うに、簡単に穢多・非人の蝦夷地移住というが、不當に身分差別がなされた穢多・非人・乞胸・乞丐（乞食・

菰かぶり）の集団は、江戸の場合、古くから浅草弾左衛門（矢野氏）により自治的支配が許されており、その屋敷は最初日本橋尼店あまななにあったといわれるが、正保二年（一六四五）浅草鳥越から町内と呼ぶ浅草谷之村（のち浅草新町、明治維新後は亀岡町かめおかちょう一丁目、現在の台東区今戸一丁目・今戸橋北周辺）に移り幕末まで、実に二二三年間この地に居を構えていた。体制上、賤民頭・えた頭弾左衛門は町奉行の支配下にあるものの、これら被差別民の手限り吟味権（裁判権）が、座頭仕置（検査仕置）と同様に与えられていた。このため弾左衛門役所と呼ばれる屋敷に六五人の手代を置き、白洲・牢（牢は彈家の向い亀岡町一丁目一五番地）まで備えていたのである。また公儀への務めとして、

- 一、六十年程已前、石谷将監様、神尾備前守様御代、武州鴻巣村に疎三人被行候節、御評定所にて被仰付、御奉書被下置、檢使迄私先祖被仰付候間、御伝馬申請、供鎗為持御役相勤罷帰申候
- 一、従御公儀頂載仕ものは、堀式部少輔様より、私先祖に内記と申名被下、于今内記之名用申候
- 一、午未飢饉之節、岩槻町之御闕所雜物被下之候
- 一、大火事之節、御金御米被下之候
- 一、丸橋忠弥品川にて疎之時、被場所に石谷将監様より金子頂戴仕候
- 一、盜賊改方赤井五郎兵衛様より銀子頂戴仕候
- 一、丹羽遠江守様より御尋者被為仰付候間、兩三度召捕差上候得ば、御褒美金子被下置候⁽⁶⁾
- といつた実績がすでにあつた。その他、品川（松右衛門）・浅草（車善七）の両非人頭のほか、深川（佐助）・木下川きねがわ（文次郎）・代々木（久兵衛）などを從え、これら頭に御仕置御用、溜御用、不淨物片づけや、盜人・博徒・隠れ切

支丹・欠落者・捨子などの通報といった下級警吏的役割をもつとめさせており、明治新政府への書出しには「お尋ね者探索」「御府内の無宿取締」の御用とまで記している。⁽⁷⁾ また関八州の在方非人小頭への捷証文にも、斃牛馬の処理、田畠の水番や村の火の番、御仕置御用などをつとめさせ、年始には弾左衛門に役銀を納めさせ、同時に非人の人別帳を差出させている。このように組織化され定着した一大広域集団を無宿と同一視し、無造作に移住させようとする発想に、無宿対策への基本的誤りがあつたとみるのである。

ともあれ、深刻さを増す無宿への現実的対処として、安永六年（一七七七）南町奉行牧野大隅守成賢は、江戸市中を徘徊する無宿を佐州水替人足として送り込む制を発議、翌年四月、田沼派の老中松平右京大夫輝高は関八洲の無宿狩りを指令、佐渡側の強い反対を押切つて佐州水替人足実施に踏み切つてゐる。

つづいて安永九年（一七八〇）十月、同じく牧野大隅守成賢の案により、江戸深川茂森町に新溜である無宿養育所を設けてゐる。その記録『安永撰要集』によれば、この無宿養育所は佐渡送りとならぬ手弱な年輩者・幼年者・女子などを収容しているが給与・設備が粗末であるため逃去者多く、年間一、三〇〇人もの大量病死者を出しており、天明六年（一七八六）閉鎖、いわば失敗に終わつてゐる。

そもそも田沼意次の政治の発想は、従来の田畠からの年貢には限度があり、むしろ商業資本との提携、すなわち各業界を株仲間として独占権を認め、その商品流通の利益から冥加金・運上金をとるほつが、より利益が大きいとする考えに立つものである。しかし、市場の拡張充実、農村副業の専門化（織物・染物・紙・茶・味噌・醤油・酒など）により、商品生産に結びついた先進農家・本百姓の富裕層と、土地に繫縛された小農・小作の貧困層とには大きな開きがみられ、つぎのような表現でその実情を伝えている。

当世斯の如く、貧福偏り、勝劣甚しく出来て、有徳人一人あれば、其辺に困窮の百姓二十人も三十人も出来、譬へば、大木の傍に单木の生立兼ねる如く、大家の傍には百姓も野立兼、自然と福有の威に吸とられ、困窮のもの余多出来るなり。⁽⁹⁾

また、天明七年の時点においても、幕府中枢において、財政窮乏の実情とその深刻さは、つぎのことく十分に理解せられていた。すなわち、

その此の勘定所にあひて御国用のことを尋ねしに、午・未の兎事等にて御入用多く、来年に至つては百万両も不足すべし。このうへは天下の豪富のものより御用金をとり立てその不足をつぐのふほかなしといふ。ここによつて同列へもそのこといひしにみな初めて聞いて驚く計りなり。いかがあらん。外に存慮は無レ之哉とたづねしに、中々今に至りて外にすべき事はなしとて、みな失色す。⁽¹⁰⁾

百万両の不足をはじめて聞き皆顔色を失なつたということであるが、これに決定的打撃を与えたのが天明期に続発する天災と飢饉である。これによる手余り地の増大、農村の荒廃は北関東と東北地方に著しいものがあつた。ことに予測しない天災としては、天明三年（一七八三）七月に起つた北関東・浅間山の大噴火であつて、山麓の村の埋没（現在も鬼押出しという溶岩流の原野を遺す）と降灰により大兎作をもたらしている。また奥羽の冷害による餓死・病死・逃散の実情は『兎荒図録』、菅江真澄『楚堵賀浜風』などで、人肉・犬猫まで喰つたとの伝えは橘南谿の『東西遊記』などでそれを知ることができよう。これらの人々がまた大量の無宿・難民となり、その多くが江戸へと流れゆるのである。このような世相・政情でありながら、田沼の政治哲学は音物（賄賂・贈り物）こそ忠誠の証しであるとされ、「此虫 常に丸之内にはひ廻る 皆人錢だセ金だセ まひなひつぶれといふ」と、でんでん

虫になぞらへた落書により、その金権政治の体質が批判され幕を閉じるのである。

田沼の金権政治を厳しく批判する論証は数多くみられるが、元京都町奉行神沢杜口の著『翁草』卷百十には「聚劍奸曲の人なり」とその正体を把え、「表には甚人和有りて、諸候家などへ特に親しく因み寄り、其身の登庸を谦下し、夫れより以下、卑賤凡下の者へも憚に言をかけ、聊か権勢に誇らぬ様子なり」と、人当たりのよい外見で巧みに欺いている姿を觀察している。元平戸藩主松浦静山もその隨筆『甲子夜話』にもその賄賂政治・権勢欲を眼のあたりに見て思ひ知らされた体験を記しており、市井に流布した田沼断罪の書状『田氏罪案』全一十五箇条（匿名）にも、田沼が税制改革のスローガンを掲げながら、私生活での贅沢な屋敷調度、諸大名の官位の推挙・殿中の席次まで賄賂によつて左右する金権・縁故人事を指摘、「金子貧り候為、上の御制度、並びに御用地等を己が権威を以て、売物に仕り候段、其罪深重に候」（第十七條）、「是等は全く下の金銀を御絞り成され候筋にて、聚劍を申す物に候」（第二十四条）と弾劾している。田沼時代は現代の腐敗金権政治とまことに類似し、バブルがはじけたあとの大特定御用商人にテコ入れをし、彼等に利権を与えて自らも利権（賄賂）をむさぼる、いわばギブ・アンド・テイク方式で薄汚なく裏取引が推進されたにすぎぬものであつた。

(二) 松平定信による寛政改革の一般的諸策

幕府財政の再建と無宿の江戸大量流入による治安の維持という、この難かしい局面に老中首座に就いたのが松平定信である。父は田安家と呼ばれる徳川宗武でその第三子（八代将軍吉宗の孫）にあたる。安永三年（一七七四）陸奥白河藩主松平定邦の養子を命じられているが、これには田安家の血統が絶える恐れがあるにもかかわらず、一橋家の徳川治済・田沼意次の裏工作があつたといわれている。天明三年（一七八三）十月、松平越中守・白河藩主

(十一万石)となつた、ちょうどこの年、東北地方も大兎作に遭遇、年貢の免除、儉約の徹底など、農政を第一として切抜けており、名君の誉れ高いものであつた。

こうして天明七年（一七八七）六月、老中首座に推されている。この天明六、七年は「無宿徘徊、跳梁の絶頂期」^{〔12〕}であり、老中松平定信の実績ある手腕に期待するものが大であつた。松平定信は前任者田沼意次の重商主義政策の矛盾と皺寄せを開拓するため、まず就任に反対した幕府要職の更迭や、同じく反対した大奥の肅正をおこなうと共に、享保の遺制に立ち、幕府の権威回復と社会困窮の脱出に取組んでいる。いわゆる寛政の改革といわれるつぎのような対策の実施である。

(1) 農村の再建策

領主財政の基盤である農村の再建策として、天明の大飢饉による農業労働力の減少に対処して人返し令を実施しており、百姓一揆多発による荒地の増大と無宿の都市流入を防ぐため、本百姓の保護、荒地堀返ならびに小児養育御手当御貸金、助郷村々助成手当、用水普請助成手当といった公金貸附制を手広く実施、備荒貯穀にあたらせたことなどがみられる。

(2) 物価引下げへの諸策

米穀が拭底、米価の高騰にあえぐ超大消費都市江戸への都市政策としては、まず旗本・御家人の債務の解消をはかるため、つぎのような札差棄捐金を出している。

此度、御藏米取御旗本、御家へ、勝手向御救いのため、藏宿借金仕法御改正仰出され候事
一、御旗本 御家人、藏宿共より借入金利足の儀は、向後金壹両に付、銀六分宛の積り、利下げ申渡し候間、借

り方の儀は是迄の通り藏宿と相対に致すべき事

一、旧来の借金は勿論、六ヶ年以前辰年までに借請け候金子は、古借新借の差別無く、棄捐の積り相心得べき事
 この寛政元年己酉九月十六日の棄捐令は、原文にみるとおり、今後の利子は年利一割二分以内とし、六年以前の
 借金は棒引き（破棄）、五年以内の借金は年利六分で年賦償還をされている。しかし特權金融機関礼差仲間（一九六
 人）の棄捐総額は一一八万七〇〇〇両余に達したため、以後札差が新借を拒む傾向を強め、武士の困窮を一層深め
 たといわれている。

このほか町会所糧藏の備蓄米買上げ売払いがなされ、町会所での町入用節約を命じ、節約分の七分（七割のこと）
 を七分金積立として貧民救済の財源に充てさせている。年々積立ての二万ないし三万のこの金は、町屋での打毀し
 再発防止を配慮し、不満下層民（貧民）への金銀下附に用いられ、低利貸附けという金融機関的役割りを果させて
 いる。また新興の江戸商人（米問屋・油問屋・酒問屋・両替屋など）のうち豪商といわれる人々を勘定所御用達に登
 用、札差に代わる新金融機関再編を試みている。

(イ) 思想・情報・風俗の統制と強化

蝦夷地などに外国船が出没、寛政四年（一七九二）ロシア使節ラツクスマン（Laksman Adam Kirilovich）が蝦夷
 地根室に来航、江戸湊への入港を希望するといった情勢から、房総・伊豆・相模らの沿岸警備を強化、異学を禁
 じ、政治批判・時事風刺の出版物を禁じている。またこうした緊張感と財政危機から奢侈品の製造販売の禁止や混
 浴禁止など、風俗の厳しい取締りに及んでいる。

(二) 大名・旗本の統制強化

公儀威信の回復策として、賄賂は一切厳禁との綱紀肅正を布令、朱子学を身につけぬ役人は登用せず、『寛政重修諸家譜』を編纂して將軍への先祖伝来の忠節度を家系図で改めて認識させる方策を講じている。

(三) 火附盜賊改長谷川平藏の無宿無頼召捕の力量

(1) 長谷川平藏抜擢の謎と実情

さて田沼意次が老中を罷免されるわずか一か月前の天明六年七月十六日、長谷川平藏が西の丸御書院番徒頭かちから旗本番方の最高位である御先手弓頭に据えられている。この渦中での重要昇格人事をどう見るかであるが、長谷川平藏すでに四十一歳、『御先手は布袋の親父の捨て所』と、大平の世が続いた時代の句をみれば、また平凡ながら平の御先手であれば順当であつたのであろう。旗本とはいえ当時の番方はあくまでも番方であつて、身分の固定は根強く、役方ほどの妙味も、才覚による出世の機会も乏しい形通りのものであつた。番方仲間の自嘲ともいえる『番衆狂歌』によれば

廻り番御進物など仮役は

本番頭支配はなれず

と歌われ、御書院番は交代で御進物を奏者番という上司に取次ぐ役目を勤めるが、いまだかつて、こうした役目をやつて本番頭まで出世した者はいないというジンクスなのである。また同じく

御書院は先祖奉行の子孫にて

何れ氣体も律に在り

といふ狂歌もみられる。御書院番は格別律儀で容姿端麗、行儀作法は抜群でなければならぬ。そうであるなら

ば、長谷川平蔵はその条件にいざれも合致、この型にはまつた組織のもと、それをきわめて事務的に淡々と、誠実にやりこなし、異例にも美事このジンクスを破り認められたと見るべきであろう。

反面、政治の流れや人脈・風評から、云つてみれば、かつては本所の鍊といわれた通りの悪い不良旗本であり、松平貞信側からみれば宿敵田沼に近侍、將軍外出時の警固役や、仮役とはいえ田沼の配下で西の丸御進物番まで勤めた人物、いわば竜の落とし子ならぬ『田沼の落とし子』とも見られる者を、いまさら選りに選つて將軍の親衛隊長といえる名誉の御先手組頭に据えたか、謎として理解しがたい見方もあるうかと思われる。しかし、そこには謎とみる田沼失脚と連動する「非」「過まち」「政策的係わり」は何等介在せず、無縁であり、田沼から個人的恩義を受けるものは何等なかつたと見るべきである。

むしろ若き日の放蕩の自らを顧みて戒め、自覚して、文武にはげんできた人知れぬ努力が、この地位に連がつたのであり、番方として、緊迫する江戸市井の雰囲気や無宿の動きを注視、泥をかぶつても取組もうとする積極的討論と、持前の義侠のエネルギーが身辺に発散してやまぬものがあつたとみられる。上司同輩共に、頼もしく頭角を露わしている長谷川平蔵に、親衛隊長というより危機迫る体制下の治安の現場指揮官、機動隊長、荒々しい斬込み隊長としての期待がひそかに寄せられ、それがこの局面に抜擢され起用された理由であつたと考えられる。

翌天明七年（一七八七）春、全国の米の元締といえる大坂各地で、米価高騰による打毀しが頻々と起つており、またたく間に、大消費都市江戸に波及した。果して恐れ预期したことく、江戸町屋での打毀しが同年五月二十日に勃発したのである。これを伝える文献の一つ『江戸会誌』⁽¹⁴⁾では

穀物高値に付、五七日以前より何となく世上騒々しく有レ之所、當時米兩に一斗五六升、百文に三合五勺に御座

候、廿日八ツ時、赤坂邊穀屋二十三間^(アマ)、夫より麿町五六軒、扱は深川六間堀七八軒、本庄邊十二三軒打破、廿一日には南伝馬町二丁目五六軒、夫より夜に入、鎌倉河岸穀屋不レ残、小舟町、伊勢町、小綱町、茅場町、龜島町、鉄砲洲穀屋、凡百五十軒ほど、夫より神田明神下へ行き、跡に返り大伝馬町大丸屋へ入込打破り、行衛不知、

廿一日小石川御屋敷水戸の、裏町は米屋七八軒も御座候所、百人餘罷越、穀物は勿論家財等みぢんに打こわし（中略）乱世同様之趣にて、日暮れ候へば通りは一向無レ之、只人声はどことなく大風の吹く様に相聞え、御屋敷内に居候ても、おそらく奉レ存候

と詳しく述べてある。米は高値で庶民の手に届かず、江戸市中の米屋は戸を締め店を閉ざしたからである。この打毀しは「天明の打毀し」と呼ばれ、山東京山の『蜘蛛の糸巻』⁽¹⁵⁾では「江都開発以来未曾有の変事地妖」と評している。この打毀し頭初の様子であるが、わずかな町方の与力・同心は、百人単位の群集の打毀しの勢いに圧倒され、手が出ず、時には見て見ぬふりをしたとも思われるふしがあるほどで、何れも打毀しのあと、打毀しの跡に馳けつけ、その跡を見て廻るといった工合である。「官令寂として声なし」との一文が、その実態を端的に伝えていよう。

打毀しは次々と拡大。暴動と化した実態をようやく掌握した幕府は、二日後の五月二十二日、老中牧野越中守より堀帶刀を通じ、口頭（正式文書は翌二十三日付）で奉行出馬ならびに御先手組の出動を命じてある。「あばれ候ものども召捕」「手に余り候はゞ、切捨にいたし候ても不レ苦候」という厳しい下知は、まさに江戸全域にわたる戒厳令の布告であった。

町方の出動は警察部隊、御先手組出動は幕府軍部隊の出動である。若年寄配下の御先手組は十組あり、弓頭と鉄砲頭に分かれ統率されているが、その組頭筆頭が長谷川平藏である。御先手組の面々は長谷川平藏、松平庄衛門、安部平吉、河野庄衛門、安藤又兵衛、柴田三衛門、小野次郎衛門、武藤庄兵衛、奥村忠太郎、鈴木彈正少弼で、配下与力七十五騎、同心三百人が鎮圧と警備にあたっている。

鎮圧の対象となつた打毀しの大群は、単なる群衆心理で付和雷同した町人のみの自然発生的なものではなく、山東京山が「雜人ども」⁽¹⁷⁾と表現される無宿無頼・脛に傷をもつ火附け・盜人などの悪党が、ここぞとばかり狼藉を働くのであって、この群衆を指揮し煽動して廻る陰の首魁が何人も暗躍したとみられる。

(ロ) 長谷川平藏召捕の実例

この打毀しは表面上、数日で終息したごくみられるが、その後の江戸の治安は潜在的に一層悪化、その根源がやはり肥大化し放置され、手詰まりな無宿無頼対策にあることを改めて思い知らされるのである。ここで幕府は、同年九月十九日、縦横無尽の活躍をみせる長谷川平藏を御先手弓頭のまま盜賊追捕の役「火附盜賊改加役」(兼務)に任じたのである。「乱世同様」と評せられた最悪の江戸治安の危機管理の任に、切札として登用せられた長谷川平藏人事は、まさに標を射た人事であつた。

火附盜賊改は歴代悪評高く、失敗や行過ぎも多い役目として、牢屋奉行同様に旗本仲間でも嫌がる職務であるが、長谷川平藏は江戸市中を夜間でも単独で密行、状況を身をもつて探査するなど職務に出精している。それに、かつての遊蕩が下情に通じ、逆にそれら古い遊び仲間からの腹藏ない有形無形の協力が得られている。特にその適確で敏速な情報提供が次々と召捕りに連がつていた。ただ一部先輩・同輩の妬みもあつたようで、後世長谷川平藏

の悪口専門書として知られる森山孝盛の『蟹の焼藻』⁽¹⁸⁾では、

彼長谷川、小ざかしき生質にて、八年の間、加役勤るうち様々の計をめぐらしけり、たとえば、加役組は御手諸組より増人ましびとをとることゆえに、其増人に来たりたるもの共に、長谷川が紋付たる高提灯を渡し置たり。若最寄りよくに出火ある時は、其高提灯をともして、速に火事場に押立おだて置せたり。されば愚なるものの目には、はや長谷川の出馬せられたると、驚き思すためなり（中略）元来、御制禁の目あかし岡引おかといふものを専らつかひたるゆえに、差掛けたる大盜、強盜などは、忽チ召捕て、手柄を顯したれども云々

と、御先手組このかた使用禁止の目あかしや臨時雇傭の手先さき（増人）に、事前に長谷川の家紋・名前入りの高張提灯や御用提灯を預け置き、他の組より先馳けの巧名を挙げていたごとく記す文献もみられている。長谷川平藏としては、大火に乗じて群盜をなす無宿無頼などの火事場泥棒を防止し、あるいは敏速に召捕ろうとする構えがあつたと察させられるが、このようになんざまに記されるのである。

しかし、長谷川平藏が火附盜賊改としての名を、江戸のみか関八洲内に轟轟ろかすのは、当時、野袴のばこをはき大小を差すといった仮装武士団のいで立ちでもって、江戸の富裕な蔵付きの町屋のみならず、江戸近郊・上州・下野団の寺社や大百姓の蔵などをターゲットに、次々と襲う首魁神刀徳次郎の組織的な大盜賊軍団を、一網打尽に美事捕えたことである。その大要はつぎの獄門申渡書⁽²¹⁾によつて具体的に伺い知ることができる。

長谷川平藏掛

無宿 眞刀徳次郎

其方儀、奥州常州上総下野武州関東筋、其外近国在々、数百ヶ所忍入、又は強盜致し、道中御用と申繪符を
 建、帶刀致し、野袴を着し、隨へ候者共、又は渡盜賊、若黨に仕立、召連、問屋場にては、相應之御用之趣申
 偽、或は御用と書付候提灯を為持、又は蠟燭を燭し、寺修驗宅、百姓家土藏、町家入口、固辞明ケ、押明ケ、
 固辞放し、或は火繩にて錠前の所焼ぬき、脇差を抜持、頭取押込、家内之ものを縛り置、声立候はづ切殺旨を申
 申、金銀錢、衣類反物、脇差等、其外品々數不レ覺盜取、又は奪取、右品々は常松、伊勢松、又助、山番人藤
 八、其外隨へ候もの共、市場或は通り懸け古着買へ、其度々為ニ売渡、又は質入為致、配分遣し、酒食遊興に
 遺捨、剩出家百姓を切殺、或は所々にて手疵を為レ負、余類大勢催し、数百ヶ所、夜盜致し候段、重々不届に
 付、町中引廻し之上、武州大宮宿におゐて、獄門

右同科書略レ之 三人共引廻し之上、武州大宮宿におゐて獄門

檢使与力

村井 左仲太

広田 諸右衛門

大胆不敵にも十九、二十の無宿若者を側近に従えた常州笠間生れの神道徳次郎の一代記は、のち講談『天明水滸
 伝』として脚色され語られるほどであるが、神道一党召捕についての世評はまことに高く、次のような表現で伝え

られている。

(a) 寛政の初年は、天明窮飢の後を受けたる故にや、江戸府下致る處に姦宄潜處し、鑽壁踰牆、或は火を人家に挿むの輩多きに因り、火附盜賊改、俗に加役と称する職の出来て、先手組の頭より兼務する事となりしが（此職或は其前より有りしや詳にせず）、予が母方大伯父長谷川平藏其選に当り、賊魁神道徳次郎を捕えてより、

頗る世に知られたりし（栗本鋤雲『匏庵遺稿』囚人赭衣の項）⁽²²⁾

(b) 平藏加役となりてよく盜賊を搜捕し、奸を摘し伏を発すること神の如し。本所に田沼家の浪人と称して剣法を教授する者あり。常に近隣の貧人へ米錢を施与することありしゆへ、近隣の人、皆其賢行を賞せしに、平藏遽かに達して捕拿せしむ。是を糾問すれば、乃ち大盜なり。又或時火事場へ出張せしに、美なる法衣を着せし一僧、士人と立談し居りしを、平藏馬上より一見し、直に指揮して捕拿せしむ。是も亦大盜なりしといふ。又葺工の主、雇と工事を相談して居るを、平藏行がかりに見て、直に捕拿す。是亦盜なるよし。是等の類、毎度なるゆへ、人皆その明察に駭かざるものなかりしとなり（『江戸会誌』）⁽²³⁾

(c) 上州の大盜人進藤徳次と申もの、長谷川平藏組与力罷越召捕候由。此徳次ハ進藤流の剣術を能つかひ、大の手利のよし。此徳治供人大勢召連白昼二大路をあるき候大盜人にて名代もの、由。先日麴町ニて被召捕候大盜人も此徳次の手下のよし。長谷川すべて此頃評判宜き所、此間はりまや吉右衛門を召捕候後、弥評判宜く殊ニ長谷川組与力同心共ニ度々本役加役共相勤、少しも抜めなく万事盜賊火事のことニ付てハ、ぬからぬものニテ巧者此もなき者共ニて候間、此時節を得与呑込誠に一心不乱に打はまり、召捕もの出精仕候ニ付、長谷川ますます評判よろしく相成り、松左金ハかけもかたちも無之よし⁽²⁴⁾

このほか、寛政三年にも著名な葵小僧および大松五郎なる者を召捕つた手柄もつぎの如く伝えられている。

(a) まず供方まで連れ、大威張りで江戸を荒し廻つた怪盗葵小僧については三田村鷺魚『泥坊づくし』⁽²⁵⁾に、つぎのごとく記している。

寛政三年の四月十六日から廿二日まで、江戸市中は普通の警備では不足だとありまして、御先手の卅六組から火附盜賊改の本役加役の二組は平素出て居りますが、この際は残り卅四組が惣出になりまして、当番十四組が七箇所の番所を建て、非番廿組は臨時に市中を巡回致しました。それほどに市中が物騒でありまして、押込やら追剝やら、おびたゞしい盜難でありました。武家屋敷でも夜分は家来を外出させない。町々では本戸を締切り、一切往来を止めました。その中を横行したのが葵小僧で、眞に神出鬼没といひますか、一夜のうちに何軒といふこともなく、押込んで劫奪するのです。

その行装がまた素晴らしいので、自身は駕籠に乗り、若党を連れた上に、槍を立て挾箱を持たせ、葵の紋のついた提灯を点じて押廻します。ちょっと見た目には、高取りの旗本衆のやうでしたが、かうして供方まで連れて大威張りで歩く泥坊が、半月以上も捕えられないのですから、これだけでも八百八町の人心は落ちつかない筈であります。それでも漸く本役の長谷川平藏の手で、この葵小僧を捕へまして、五月三日に獄門になりました。

希有の大賊でありますのに、葵小僧のことは何も伝わって居りません。処刑と共に一切を抹消してしまつたのは、さすがに長谷川平藏の取計らひだと思います。この葵小僧といふやつは、泥坊に這入つた家毎に、女房でも娘でも居合せ次第、きつと翻りものにした。捕へられて葵小僧は得意げに白状しましたので、引合に呼び出された女達は、長谷川の尋ねについて返答に困り切つた。そこは機転のいゝ長谷川平藏だけに、事件を大概に打切つ

て、急いで処分してしまったのです。日頃から吟味が早いといわれてゐた長谷川でありますから、葵小僧一件は最も早かつたので、数日の間に結審し、幕閣の方でも委細承知して居りますから、三日ほどで仕置伺ひを決定致しました。捕えられてから十日たつかた、ないのに、葵小僧の首は晒し物になつたので、これほど早い一件落着は、約三百年間の江戸に珍しかったのです。

(b) また大松五郎については、松平定信の『宇下人言²⁶』につきの如く記している。

しかるに玄（寛政三年）の夏の比、盜妖てふ事あり。こゝにも盜入りといへば、かしこにも入たり。きのふは何ヶ所へ盜入りたりといふ。それより町々にても、犬声など聞ては、そよ盜來たりけりとて、鐘などうちならすにぞ、その鐘の声をききて、又うちさはぎつゝ、一夜いねず、かかる事半月計にも有けん。巷説喧々として人情もさらに安からざりしは、希有の事なり。これによつて御先手之ものへ被仰付一捕盜せしにぞ、つるにはそのさたも止けり。とらへし盜とても、ことにすぐれたるはなかりしが、そのうち大松五郎といふを、長谷川何がしとらへぬ。このもの一人して一夜に二三ヶ所ほどづゝ入て盜ぬ。一二ヶ月の間に五十何ヶ所と入りて、或は人をころし、又はおびやかしてとりゑし也。重き刑にあへり。

前者の筆者二田村鷺魚の記述表現は現代文で新しいが、旧幕府引継書などを丹念に読みとつており、古老人の談話・旧記もよく涉獵され、明治末期から昭和にかけ江戸風俗考証に一時代を築いた権威あるものとして引用した。特にそこで記す葵小僧のスピード仕置きが徳川幕府の家紋「葵」への不敬を抹消、その権威を守ることにあり、女なぶりの葵小僧といわれるその所業が、悪風伝播を常とする風俗犯への果斷な防止措置であることが容易に読みとれる。長谷川平藏にとつても稀少な資料と見るべきである。後者の大松五郎も兇悪な殺人・強盗犯として注目さ

れ、「よしの草子」にある「とく寛政二年四月六日板橋で善奴と共に捕えたもので、老中であつた松平定信の耳に達し、長谷川平藏が召捕つたことを記すほどのものであつた。

(iv) 御仕置例類集にみる長谷川平藏扱いの事例

右にみる著名犯の召捕事例のほか、長谷川平藏が火附盜賊改として評定所に伺いを立て処断した事例は『御仕置例類集』の中に原文どおり収録されている。正確にいって御仕置例類集は他に類似例はあるものの、各奉行（遠国奉行を含む）火附盜賊改方から評定所に伺いを立て裁決を仰ぐ必要があると判断し裁決されたもので、それらの中から罪種・罪質・手口・証拠・前科・情状・管轄・あるいは吟味・裁判経過において、執務上、比較参考となる事例を選び類別した先例集・犯罪記録である。

特に長谷川平藏は父宣雄も、息子宣以も共に同じ長谷川平藏と称しており、今日の文芸風に云うなれば「鬼平は二人いた」ということになる。ここでは『御仕置例類集』中、この二人が扱つた二百例を、最も古い編纂部分に該たる古類集（一）（二）（三）（四）各巻より分析・表示するが、率直にいって、つぎのよくな所感⁽²⁷⁾をのべることができると思われる。すなわち

たしかに評定所に伺い出たこうした事例は、まず第一に内容的に先例がないこと、事犯が重大で御定書に依拠するとしても、量刑上の差図を仰ぎたい特殊事情がそれぞれの伺い例にあつたということである。第二には形式的に火附盜賊改は無宿および無宿と係わりのある事件を管轄対象とし、附火・殺害・盗みなど重罪事犯でも身元のはつきりした有宿者については、寺社・勘定・町奉行の、いわゆる三奉行の取扱い対象となつてゐることから、火附盜賊改はおのずから伺いをとかく必要とする三奉行管轄外の特殊事犯、他国から江戸に流入した無宿無頼を多く扱う

という傾向にあつたからである。例えば先に触れた神刀徳次郎も、本来は寺社勘定奉行にまたがる管轄と考えられるが、重大特殊事犯であり、江戸御府内を何度も飛出し出入りした広域事犯。それに常州笠間生まれと伝えられるものの素性は定かでない身元不明の無宿であり、火附盜賊改が扱い伺いを立てた典型であるといえる。

『御仕置倒類集』を通覧した限りにおいても、他所からの伺いに比較して火附盜賊改の伺いは、江戸・京都・大坂町奉行からの伺いと同じくらい多く、江戸・京坂という大都市化した地域の都市型特殊事犯がいかに多いかを、まざまざと読みとることができ。と同時に、治安対策として最も問題とされた無宿無頼・博徒・盜人の溜り場（盜人宿・博奕宿）と盜品の流れ（盜品所持・買取り・質入れ）の取締りに、火附盜賊改に託した幕府の期待の大きさも改めて知るのである。『御仕置例類集』にみる長谷川平藏扱いに、八品商（質屋・古着・古鉄・古道具・古書画・紙屑・刀剣・時計の各商家・商売人）を通じた「質物」「盜品」への知識や動きの読みが、他の扱いより優れて深味のあることを感じるのも、捜査の端緒を心得た、火附盜賊改の職に適した才覚であつたと思われる。

これを裏付けるごとく二百例の伺い。評決例のうち、博奕・盜みの関係が百八十例（九〇パーセント）を占めている。分類の便宜上、博奕宿には単なる止宿や等閑（放置し、ぼんやりしていたこと）・龐忽（うっかり・過失）による宿の提供、改方未熟・博奕世話、博奕用品売買事例をも含め、盜人止宿には身元知らずの者や悪党の止宿・籠乗せ・御構中の者の出入・口入世話・悪事隠蔽・欠落遊女の隠まい事例をも含め、盜品取扱には怪しき物をはじめ、その所持・買取・質入・辻番の預り・拾い物不訴などへの事例を含め、かたり（詐欺）には人勾し事例を含めていいる。また人足寄場関係には逃去のほか、御定書にない寄場立帰り・病気人足の宿預り事例を含むということで分類したものである。

『御仕置例類集』に見る長谷川平蔵取扱事件別分類表

| | 二代目 平蔵扱い | | | | | | | | | | | | 初代 平蔵扱い | | 年 度 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|------------------|---------|--|-----------------|--|--|
| | 寛 政 七 年 | 寛 政 六 年 | 寽 政 五 年 | 寽 政 四 年 | 寽 政 三 年 | 寽 政 二 年 | 寽 政 元 年 | 天 明 八 年 | 天 明 七 年 | 安 永 二 年 | 明 和 九 年 ・ 安 永 元 年 | 明 和 八 年 | | | | | |
| 小計 | 寛 政 七 年 | 寽 政 六 年 | 寽 政 五 年 | 寽 政 四 年 | 寽 政 三 年 | 寽 政 二 年 | 寽 政 元 年 | 天 明 八 年 | 天 明 七 年 | 安 永 二 年 | 明 和 九 年 ・ 安 永 元 年 | 明 和 八 年 | 年 度 | | 判 例 数 別 | | |
| 300件 | 一五 件 | 六七 件 | 四七 件 | 二六 件 | 一九 件 | 九 件 | 四 件 | 五 件 | 四 件 | 一 件 | 二 件 | 一 件 | 年 度 | | 判 例 数 别 | | |
| 二九 | 一 | 二 | | 八 | 八 | | | | | | | | 博 奕 | | 事 犯 別 判 例 内 わ け | | |
| 三〇 | 一 | 一 | 五 | 七 | 五 | 一 | | | | | | | 博 奕 宿 | | | | |
| 五九 | 三 | 二〇 | 一五 | 九 | 四 | 二 | 一 | 一 | 三 | | | 一 | 盜 み | | | | |
| 一四 | | 四 | 七 | | | 二 | | 一 | | | | | 止 盗 宿 人 | | | | |
| 四八 | 七 | 一四 | 一七 | | 二 | 一 | 二 | 三 | 一 | 一 | | | 取 盗 扱 品 | | | | |
| 五 | 二 | | 一 | 二 | | | | | | | | | か た り | | | | |
| 三 | | | 二 | | | | 一 | | | | | | 殺 害 | | | | |
| 三 | 一 | 二 | | | | | | | | | | | 附 火 | | | | |
| 七 | | 四 | | | | 三 | | | | | | | 関 寄 係 場 | | | | |
| 二 | | | | | | | | | | | | 二 | | | 帰 解 牟 放 | | |

これらの分類を踏まえ、「御仕置例類集」⁽²⁹⁾の原文を丹念に読めば、次第に長谷川平蔵の考え方とその重点が明らかとなってくる。と同時にその眞情も浮上してくる。それを垣間みつつも、基本的には長谷川平蔵は幕府の刑法典御定書が示す条々および類例に沿い、頑固なまでにきわめて厳正忠実な解釈をなしていることで、評定所より「候例に見合い伺の通り」との多くの回答事例を見るのがそれである。

なお参考までに、御仕置例類集収録の中では長谷川平蔵が最も苦心をした吟味とみられる評定所でも異例の再評議がなされた難件がある。その中から一例だけ原文を掲げて参考としておきたいと思う。長谷川平蔵扱いの事件数は多くみられるが、評定所に伺いを出す事件は難件多く、長文で、本件もその一つである。召捕りの名人といわれた長谷川平蔵の、剣（脇差）にかかる微妙な裁きと見極めには、さすがその体験から冴えた吟味となつてゐる。

一〇一五 寛政五丑年御渡

四十八番

火附盜賊改

長谷川平蔵伺

一 上總國寺谷村・半七、人殺之手傳いたし候一件、

上總國市原郡

寺谷村百姓

半

七

右之もの儀、酉之助・相勸候ニ任セ、博奕可致ト、七平宅え罷越候處、筒元源藏、不罷越候ニ付、相別れ罷歸候砌、右源藏、酉之助ニ遺恨有之、殺害いたし候間、帶し居候脇差、取吳候様、任相頼、奪取、持出し候處、被迫詰候ニ付、右脇差、被取戻候節は、殺害被致候儀も可有之、と存、右脇差ニテ切倒、尤源藏ニ被頼候由申之候得共、脇差之儀は、取吳候様被相頼候得共、致殺害候儀は、被頼候儀無之處、初太刀ニテ切倒し候上は、遺恨之筋は違候得共、殺害いたし候番人も同様之儀、不届ニ付、下手人、

此儀、吟味書之趣ニテは、源藏ニ被頼、酉之助・側ニ差置候脇差を、奪取、持出し候處、酉之助、跡より追駆參り候間、右脇差ニテ、酉之助を切倒候處、聲立候ニ付、源藏も駆付、其何ん、脇差捨置、逃去候跡ニテ、源藏儀、酉之助を殺害いたし候、と有之、初太刀ニ切倒候とも、全、殺害いたし候當人ハ、源藏ニテ、此ものハ、人殺之手傳いたし候ものニ付、右御定にて、遠鳴、

先達て、評議仕、申上候、長谷川平藏相伺候、上總國寺谷村半七・御仕置之儀、源藏ニ被頼、酉之助脇差を奪取、殺安キ様ニいたし候は、人殺之手引いたし候ニも當り可申哉、源藏行衛、不相知上は、旁、右之御定ニ寄り候方ニハ無之哉、今一應、評議いたし、可申上旨、被仰聞候、

此儀、御書取之通、酉之助脇差を奪取、殺安キ様ニいたし候は、人殺之手引いたし候ニも相聞候段、御尤ニ奉存候、依之、再應評議仕候處、酉之助を可殺旨、申候は、源藏ニテ、其節、殺安キ様ニ脇差を奪取可遣旨、半七、申出候は手引ニ相當リ可申候得共、酉之助、脇差を帶し居候ては、相叶不申間、何卒、右脇差を取吳候様、源藏、相頼候ニ任セ、奪取遣〔内本〕候儀ニテ、可殺と存附候も、脇差を奪取置度旨心附候も、源藏ニ有之、半

七ハ、源藏賴ニ任セ、奪取遣〔内本、六本〕候間、全、手傳ニ相當リ可申儀と奉存候、

一〔以下朱書〕源藏、欠落いたし候上は、半七儀、下手人の方ニも可有之哉とも、評議仕候得共、源藏逃去〔内本〕候ニ付、半七

申口、難取用と之吟味詰りは無御座、吟味書ニ認候通之始末、全、無相違と見極、平藏、申上、尤、下手人

と相伺候趣意は、最初ニ切倒候處而已を以、御仕置附、仕候儀と相見候間、本文ニ申上候通、手傳ニ相

當〔内本〕候上は、右之御定には、當人逃去候節之差別も無御座候間、いつれ、下手人ニは相當リ申間敷哉、と

評議仕候儀ニ御座候、

〔朱書〕御差圖、下手人(28)

〔解説〕

百姓半七は遊び仲間の西之助に誘われて博奕をしに七平宅に赴いたが、胴元（筒元）の源藏がまだ来ていない。

別れて帰ろうとすると、かねて西之助に遺恨をもつていた源藏がやつて來た。殺気を感じとったのか源藏はとつさに西之助が脇差を側に置いているのを見てとり、半七にあの脇差を奪い取つてくれと頼み、半七は頼まれるままに奪い取つたところ、西之助に追駆けられ追詰められたので、この脇差を奪い返えされれば逆に切殺されると思い、初太刀で西之助を切殺してしまつたのである。

西之助は切倒されたとき声を立てたので、源藏も駆付けたが、そのまま脇差を投げ捨てて逃げ去つたという。まことに突発的事件である。問題は脇差を奪つてくれと頼まれたが殺してくれとは頼まれていらない。西之助と半七には遺恨の筋はなく謀議は成立しない。殺意は源藏にあつたとしても半七は單に脇差を奪う手伝いをしたにすぎない

と認定される。殺したのは身を守るための正当防衛であつたといふ弁明もある。平蔵はこうした空発事件とはいえ、半七の愚かな義理立ての意外な結果を斟酌して御定書でいう仲間喧嘩による殺害の類いとして、遠島が相当との意見を添えて伺いを立てたのである。

しかし、評定所では殺し易くした手伝いは共犯行為であるとし、逃去している張本人源藏の供述を待つまでもなく、手を下した半七は下手人であると、死罪を言渡し落着させたのである。

この事例は御定書の趣旨や他の類例からみて、平蔵の判断が標を射ており、穩当で、幕府評定所の差図は情状裁量の余地に乏しい厳しい裁判例であつたといえよう。

(二) よしの冊子にみる長谷川平蔵の評判

水野為長が書きためた「よしの冊子」(前掲書)²⁴⁾は、老中松平定信の御近習として御庭番(隠密)などの情報を日録して松平定信に供覧した冊子であり、定信への批判から大名・旗本の風評、江戸市井の雑事までことこまかく記されている。なかでも火附盜賊改長谷川平蔵の動きについては毀譽褒貶の両面にわたる情報が生まなましく伝えられている。この両面を分類整理して掲げておこう。

(a) よき評判とみられる情報

○ 加役長谷川平蔵ハ姦物也と申候サタ。しかし御時節柄ヲよく呑込候や、諸事物ノ入ヌ様ニ取計候由ニ付、町方ニてもことの外悦候由。去年も雪ノ降夜ニ品川邊ニて一人召捕候處、自身番所ニ預候ヘバ一町内ノ物入多く掛候事故、直ニ其晚ニ自分ノ屋敷へ連參り候様申付候由。夫故役所ヘ参り候所、夜更候ヘ共早速門を明候て白洲

躰之所へ参候處、向ふニ障子の内ニアンドン相見ヘ、其所へ案内之者参候ヘバ、直ニ同心罷出、右ノ囚人を受取候て、送りノ者へも挨拶いたし、休足いたし候様ニと申候由。休息所も畳參置程度屋根も有之候由。夫にて茶たばこをたべ帰候よし。すべて町方ニて悦び申候サタ。

○長谷川平蔵加役御免之由。先達而召捕もの、存寄杯ヲ本弾殿へ申上候付、首尾能本役ニも可相成と沙汰仕所、加役御免之由。

○松平左金吾先達中ハ至て評判宜く候処、アマリ厳し過候上むつかしく御ざ候とて、当時ハ却て評判あしき由。西下も大分不首尾に成たそふじやと申候サタ。長谷川先達中ハさして評判不宜候所、奇妙ニ町方ニても受宜く西下も平蔵ならバと申候様ニ相成候よし。町々にても平蔵様々々と嬉しがり候由、尤平蔵氣取巧者ニて能人の氣を呑込、借金杯多く相成候事ハ少厭不申、与力同心へも酒色杯ヲ与へ悦ばせ、又ハ夜中杯囚人を町人が連て参候へバ早速受取せ、扱そば杯を申付右振廻候よし。飯を出し候ても冷飯ニ茶漬杯でハ人も嬉がり不申故、一寸そばやへ人を遣し、そばでも出し候へバ、町人ハ御馳走の気ニ相成恐入難有がり候由。いずれ此節ハ長谷川の方評判宜く、此間も左金吾の与力如何いたし候や十手を盗れ候間、其事を左金吾へ相届候へば、以の外立腹ニテ、是ハ御支配へ不申上は成まいと平蔵へ相談いたし候処、せ、ら笑ニテそのよな事がどふして申上られるものか、貴様つもつて見やれ、夫より大切ナ公義の御道具きへ、番を仕ながら盗まれるでハないか、人でも打時ニとられてもすればまだもの事だか、盗まれたハ仕方がない。人ニ取れても、多勢で無勢なれバとられまいともいはれぬ。そんナ事がどふして御届がされるものかと申候ニ付、止ニいたし候由。

先年平蔵権門へ取入申候始ハ、私儀布衣ニ不被仰付候ハゞ、父の廟所へ参詣する事ハ相成ぬと（下略）。

○下谷ニ居り候播磨や吉右衛門と云大町人の悪党を長谷川平蔵より度々与力同心を遣し候て召捕せ候処、とかく取不申候由。一日平蔵自身ニ右町人の牢の前へ参り、少々承度事有之候間一寸是へ出よと申候由。右町人何心なく出候処、其仮捕へ帰候由。右町人ハ目明の頭ニテ大悪党、吉原ニも遊女を抱置其外上野辺買女ハ不残右町人の元締のよし。よいものを捕たと申さた。其外てごハき強盜を長谷川ニテ余程召捕候由。長谷川評判至極宜きよし。

○播磨や吉右衛門、長谷川手にて召捕候ニ付、町奉行ハ口を明候由。初鹿野杯ハ何と存て居るかちよつとハ了簡が有そふナものじやと申候さたの由。すべて町与力同心此節又々評判あしき由。扱はりまや品川の溜へ參候所、老人ニテ其上此節病氣ニ付、長谷川吟味之せつ、はりまや手伝を一人呼出し被申渡候は、吉右衛門溜へ差遣候、其方手代義何も入牢可仕咎ハ無之候へ共、吉右衛門老人の上病氣ニも有之候へば、看病かたがた其方さし添遣候間、溜ニて看病仕候様被申渡候ニ付、扱長谷川ハ奇特ナ人じやと申候由。長谷川浅草觀音或ハ外々寺社などへ参候ても、小銭を持せ参り、非人乞食に錢を遺候由。右故長谷川ハ御仕置筋ニは手強いが、又慈悲も能する人じやと一統評判宜く御ざ候よし。

○はりまや吉右衛門、瀬川菊之丞を平蔵召捕候ハ、どふした事だ。是ハ町奉行が捕はづの役だが、夫でハ町奉行も詰るまいと申候さたのよし。

○本所ニテ夫婦喧嘩を仕、大屋杯色々に制シ候てもとかく相止不申、既ニ店をも立可申と申程の処、其折節長谷川平蔵通り懸り、馬前へ右夫婦のもの呼出し意見を加へ候由。其後嚴敷相止平和ニ相成候由。はセ川ハよい手際じやと評判仕候よし。

六月十二日

○長谷川平蔵至て精勤。町々大悦の由。今でハはせ川が町奉行の様にて、町奉行が加役の様ニ相成り、町奉行大へこみのよし。何もかも長谷川に先ンをとられ、是でハ叶はぬと申候由。町奉行も今迄と違ひ平蔵に對しても出精して勤ねバならぬ様ニ相成り、諸事心を付候と申きたのよし。町奉行もとかく平蔵へ聞入候位の振合のよし。

○無宿もの七人水戸様ニテ御貰被成、御弾候ニテハ三人、西下ニテハ五人御貰被成候由。どふぞ始終御役に立て本ンの百姓ニなればよい。誠に有がたい事じや。西下のハ巾着切共ニテ、鼻紙入とんぶり小柄をも取り且目貫等をも盜候もの、由。松左金吾の手に逢被召捕大盜物ハ、左金吾より此節長谷川平蔵へ引渡候由。

○御加役先達より可被仰付候處、左金吾湯治ニ被參候付、加役ニ成ル人が湯治ニいったから、湯治から帰らぬでハ出来ぬとか御先手仲間ニテ申居候由。左金吾ハ一躰大氣象の人によし。湯治にも、願が済だ、サア立と被申候ニ付、家内肝を潰し候と申さた。左金吾申され候ハ、とかく泥坊の多く出るハ能ナイ。殊ニ重い科人杯の出るハ、公儀の御外聞がわるいから、成だけ出ぬがよいと被申候よし。長谷川ハわるい者が有から捕、其わるいものをとらぬでハ世上が静にハならぬと申候由。右ニテ双方却て宜く、いづれも一こぶしづゝ、有人丁度よいとさた仕候よし。

○番丁辺御旗本知行所へ金を取たてニ家来を遣候處、其家来帰がけに道中ニテ旅人ニ出逢其旅人申候ハ、私が存知の宿へ泊り可申由申候ニ付、右家来も旅人と一所ニ泊候處、右旅人何レモ盜賊ニテ、夜中右取立の金子不残奪取立退候由。右家来も致方無之宿の亭主を召連江戸表へ罷帰、御旗本よりも支配へも相届、右盜賊を召捕候

様仕度と願候処へ、もはや其盜賊をバ、平蔵組の与力參り召捕候由申參候由。長谷川ハ奇妙ニ取事ハ妙手じやとさた致候よし。

○平蔵組同心召捕候盜賊を、同心あやまち逃し候由。重キ盜賊の義ニ付、右取逃し候盜賊日數三十日の間ニ出不申候時ハ、同心御暇出候事のよし。然る處廿日程過候て彼宅へ参り、私ハ此間逃候者ニテ御ざ候。一旦逃候へ共、重罪の私又々町奉行杯の手ニ逢可申哉も難計候。御憐憫深い平蔵様の御事ニ候へば、外の御手ニ逢候は殘念、夫よりハ此方様の御慈悲深い方へ立戻りますが宜イと、存付まして参ました。則其逃ました時縛れながら逃ましたから、其縛をバ大切に致しまして持て参りました。此縛なくさぬ様ニと心遣ひ致しませたと申候由。平蔵も此盜賊ハ重い刑罰に行ふものだが、自身に又来た所ハういやつじや。扱々かふいふ者ニ却て御仕置の仕方に困ると、あたまをかき人に咄候よし。

○長谷川ハ早く済、物も入らぬと在々ニても悦候由。先頃召捕もの有之吟味致候処、行跡不宜ニ付親ニ勘当を受候もの、由。併格別御仕置可被仰付程の咎ニも無之候ニ付、親を呼出し、勘当を許し教示致候様申付、右科人をも呼出し嚴敷相叱、以來孝行を致候様申渡し、早速済候事杯御ざ候ニ付、親子共難有がり、存ノ外早イ御捌難有と申候よし。

○長谷川平蔵、町方ニテ今迄ニ無之御加役だと悦び不怪御じひ深い御方じやと悦候由。長谷川組へ申付候ハ、十手ハ腰物同様と心得、決して抜候事可致無用、此上ニテ十手ニテ人をあやめ候事杯相聞ヘ候はゞ、急度可申付と申付候ニ付、能々手ニ余りし時ならで八十手を抜不申候ニ付、町々ニテ悦候由。すべて召捕者自身番所へ預候ニ、半紙へ割判ヲ押、送状を認め遣候ニ付、聞違等も無之、手短でよいと申さた御座候よし。

○長谷川ハ頭も切者、組ハ与力同心共一躰、先年より勤候共ニテ、何レも名高キ者共多巧者にハ此上もなき者共のよし。併当時ハ少しも町方等ニゆすり扱も致し不申、誠ニけつぱくの由。先年ハ右同心の内杯、四ツや新宿の女郎を揚詰ニいたし、与力も及ばぬ勢ひの者有之、參り懸ニハ四ツ谷の自身番へ諸々立寄、女郎へのみやげを貰、又かへりにハ自身番ニテ内へのみやげを貰帰候よし。与力ニも吉原ニテ女郎の手を引ながら十手ニテ人を打候ものも御ざ候由。右等の溢れもの此せつひしとかたまり、召捕候者出精いたし、左金吾殿の組にハ少し手違ひも有之、同心之内御暇出候ものも有之候由のさた。

○巾着切共、召捕候へバ皆々佐渡へ参候付、成たけとられぬ様ニと心懸、若つかり候へバもぎどふに引切逃候由、右ニ付、巾着切がどふも手あらく成て困る、と長谷川組の与力人ニ咄候よし。

○佐野豊前守十月より三月迄、御加役中ニ四百両借金出来候由。加役できへそふだから長谷川ハ長い御役の事、嘸物が入であるふ。長谷川は慈悲もいたし、先達而新刀小僧拵召捕之節ハ、新刀小僧共いはるゝ者が其様ナ形でハ済まいと、三両出し衣服を拵へ牢へ遣候由。其様ナル事ニテ何かいろいろ物入多ニテ御ざ候ニ付、能続く、アレでハ始終さぞ借金が殖るであるふとさた仕候よし。

○長谷川手ニテ赤坂火消屋敷のぐハえん三人、駿河台ニテ武人、小川町ニテ武人御茶水ニテ二人召捕候由。いづれもぐへえんの中、赤坂の参人ハ大盜賊、早飛の彦と申ハ中ニテ頭取の由。吉原ニ隠れ居候處、此節板橋へ参り、隠密廻り候と承り板橋をも立出かごニテ参候所を、召捕へ候よし。町方所々へおし込ニ入り、手下百五十人計御座候由。右十人のぐハえんいずれも手下五六十人ヅ、ハ御座候由。早飛彦吟味ニ逢候節、手下共にハ御構ひなさるゝな、皆私がさし図をして今夜ハ四ツ屋の方へゆけ、われハ山下浅草へゆけ、われハどこへとさし

図いたし遣候者共ニテ、私が差図計で盜に遣しましたから、どれもろくな者でござりませぬ。私が被召捕てハ、高が酒屋で酒手でもやらぬ計のぐらい、きつい事ハ致しませぬからうつちやつてお置なさい。と大言を申候由。

○長谷川役所へ日々大勢盜賊參候付、日々大釜ニテ飯を焚大物入の由。すべて長谷川ハことの外盜賊抔も能あしらひ、衣類等までも着せ遣し候由。前々より度々御ざ候由。牢屋の内へも自分の中間わざと目あかしニ入置、牢内の様子を見せ候ニ付、近頃ハ牢内食物も至て宜く湯水も多く入候よし。先達迄ハ食物も甚手当あしく、夏中行水抔も湯を少し計牢内へハ入れ、残りハミナミな牢屋懸りの中間共行水に遣ひ、飯も甚悪飯のよし。長谷川中間を牢内へ入候後ハ、右之通宜く相成候よしのさた。

○かうじ町九丁めニテ夜中ふかき竹ノ子笠をかぶり一人參候を、御先手同心共つらまへ笠を引たり顔を見候所、長谷川平蔵のよし。平蔵、是ハ是ハ御大儀々そふなくてハならぬ。能廻らしゃいと申立分れ候よし。御先手へも隠密の御小人目付跡より付そひあるき候が、右御小人目付の咄也とさた仕候よし。

四月二十九日より

○長谷川ハ何と申ても當時利もの、由。尤至て大術者ニ御ざ候へ共、夫を御取用ひ有となきハ宰相御賢慮ニ御ざ候事、殊ニ町方ニても一統相服し、本所辺ニてハ始終ハ本所の御町奉行ニなられそふナ、どふぞしたいと御慈悲ナ方じやと歛候由。盜賊召捕違御ざ候へば、たとへ三日四日牢内ニ居候へバ夫だけ家職も出来不申妻子も養兼候事ニ付、三四日牢内ニ居候分手當出牢之時ニ鳥目抔遣候由。松左金吾ハめつたニつらまへ取違ニても打たゝき責候由。町方ニても左金吾様ハいやじや。同くしばられて行なら長谷川様ニしたい。左金吾様ハひどく

つてならぬ、めったに叱られる。平蔵様ハ叱ることもなし、打たゝきも被成ぬといづ方ニても嬉しがり候よしのさた。

○本所御徒、吉原ニて似せ役をいたし、女郎屋の二階ニて客を改め候て、金子をいじめ取候由。一軒右御徒の親も不宜ものゝよし。長谷川此度召捕候節、懷中より捕縄と十手出候ニ付、一言之申被無之似せ役人ニ落候よし。年ハ十八才のよし。盜賊悪者共追々被召捕今残り候て十八人ほど御座候よしのさた。

○長谷川平蔵ハ奇妙成ル人ニて、盜賊を召捕事ハ神明のよし。本所ニて剣術の師匠ハ、田沼浪人と称し、近辺へも平日米錢等を施候ニ付、近所ニてハ賢人也と信仰仕居候処、長谷川召捕候由。其節境町役者共博賭致し居り、一同ニ捕へられ候由。右浪人ハ盜魁のよし、立派成ル衣を着用いたし候和尚と、りっぱ成ル侍途中ニて咄合居候を、長谷川馬上よりさし図いたし、召捕候所大盜のよし。且又火事之後、家根や火事場へ参り普請の相談いたし居候を、長谷川召捕候由。是も大盜之由。右之通ニ奇妙ニ御ざ候ニ付、此節町方杯ニてハアレ程の御人ニ御褒美御加増も被下ぬハ余りナ事だ。公儀も能ない。何ぞ御ほうびが有そふナものだ。尤外へ御転役でハ跡が有まい。永く今の御役を御勤被成様にしたいものだと頻ニ申候由。御役人の方ニてハ、とかく長谷川をバ憎候て、彼は申候由いづれ長谷川も一奇物だとさた仕候よし。

○麿町京極殿辻番ニ罷在候大盜賊一人、并右与党二三人長谷川手にて召捕候由。辻番ニ居候は七八年の盜賊ニ候義、先達中より町奉行ニてねらひ居候へ共、捕へ兼候処、此度長谷川取候由。捕方奇妙也とさた仕候よし。

(b) 悪しき評判とみられる情報

○ 摶帶刀（火方盜賊改御先手ナリ）も何ぞ被仰付そふナものと評判仕候由。長谷川平蔵がヤウナものをどふして加役ニ被仰付候やと疑候さた。姦物のよし。

○ 長谷川ハ追縦ものニテ一向文盲の由。中々左金吾殿とハ一時一トロにいふ人でハない。どふして左金吾に太刀打が成ものか。殿中で言合たといふ沙汰が有が、どふして何の一トロにもきかれる事でハナイ、マア初日から頭巾と笠との事で言こめられたから、あれで言納だらふ。何としても中々叶ふものでハない。長谷川が左金吾へ聞て勤るといふきたが有と申候よし。

○ 長谷川ハ山師利口の謀計もの、由。當春御加役中も、諷ハ浅草邊出火と申候へバ、筋違御門近邊ニモ、自分定紋の高張二帳ニ馬上てうちん四五張もたせ人を差出し、浅草御門あたりにも同様にいたし、また火事場へも自分被參候ニ付、三ヶ所共四ヶ所共、自分の挑灯あまた御座候ニ付、爰にも平蔵がいたといふ様に、不怪手廻よく被相候様ニ見え申候ニ付、町人共くつと先ンをとられ候由。尤其挑灯の御座候所にハ、与力か同心か居申候て高張御座候へば、頭も居候様ニ相見え候て、町火消等も能差図を受申候由。金銀の入候事ハ何共不存、人が挑灯ヲ三十張拵候へバ、自分ハ五十も六十も拵へ申候よし。甚ださへ過た事をいたし申候人故、あぶなきと申候ものも御座候よし。

○ 先年田沼屋敷辺火事之節、長谷川平蔵御城へ断を申候て登城不仕、宅より直に田沼へ参り御屋敷風並不宜候間、御奥向御立退被鳴候が可然候。私御案内可仕と、先へ立下屋敷迄案内仕候由。宅より出懸ニ本町の鈴木越後方へ餅菓子をあつらへ、右下屋敷へ参り候時 分丁度參候様申付候間、早速右のくわしを差出申候由。宅へ

も若此火事大火ニ及候ハバ夜食も相廻り次向迄も振廻候よしニ付、どふいたして此様に手が廻つた事だと、田沼も甘心致候由。いまだ外よりハ一軒も何も不參候處、平蔵より鈴木越後の餅も參り宅より夜食も參候よし。

すべて此様ナルての廻る事ハ奇妙に巧者に御座候よし。

○長谷川平蔵高慢いたし、おれハ書物もよめず、何にもしらぬ男だが、町奉行と加役の事難儀の由。長谷川も是ハちと困たと申候よしのさた。

九月十七日

○長谷川平蔵ハ町奉行を望ミ居候処、池田になられ鼻を明可申よし。全躰平蔵ハ人の思ひ付一統にハ不宜候よし。此間も湯島ニて泥坊を一人召捕自身番へ預、申聞候ハ、明日迄ニ自分屋敷へ連てこい。もし今夜火事でも有て混雜ならバ、逃しても其方共を咎ハせぬ又直ニ捕と申、其泥坊にそつちハ手拭を持たかと承り候へバ、供のもの申付、其近辺ニて手拭一筋調へさせ遣し候て、あした日中手拭もかぶらずおれが処へ引れて来るもせつなからふ。是をやると申候よし。長谷川ハ仁政の安うりをするとさた仕候よし。

○長谷川ハ成程盜賊を捕候ハ名人のよし。長谷川ハ父平蔵本役いたし候節も用人ニ相成所々廻り候よし。又大阪町奉行ニ成候節も用入人ニ相成り、大坂ニて吟味等いたし馴候に付當時右のごとくせぐり出し候事ハ甚巧者にて、おれほど上手は在まいと自慢仕候よし。

○此節所々物騒ニて夜盜、押込、小盜人はやり候由。春中ハ、只牛込小日向辺のミきた仕候所、此節ハ小川町、番丁、麹町辺杯物騒ニて所々へ追込み、或ハ追落し御ざ候由。尤御旗本ハ所々はいり、町方杯へハ上意杯と申入込候よし。山の手辺、下谷辺、青山辺是又所々へ入候由。どふぞ是ハ越中様の御聞ニ入たい、田沼時分で

も丸之内で追落し杯ハなかつたに、御政道々々とて何が御政道だ。長谷川も此頃ハそんな事ニは不構、諸色引下ニ計掛て居て本職ハどこへやつたやら、そふ所々が物騒でハ、長谷川獨で間ニ合ぬとさた仕候よし。小川町きじ橋外蓮光院様御用人、高橋大兵衛杯かたへ入候ハ禪僧のよし。

○長谷川中間廻りより帰り、暮方湯へ参り帰がけ近辺売女を買、五ツ半時かへり候所を、御先手召捕候て致吟味候所、長谷川中間のよし、達て詫言申候所、長谷川家来ナラバ勤がらと申不埒也、と申繩を懸、直ニ長谷川へ引渡候由、長谷川ニても直ニ門前払ニいたし、本金出させ候よしのさた。

○長谷川づく銭を鋤つぶし候と申きた有之、且右序ニ銅錢をも鋤つぶし可申さた二付、右平岩次郎兵衛、何か存寄御ざ候て認置候へ共、逆も御勘定奉行ニてハ取上ゲ間敷と、空敷扣居候よしのさた。

○米屋共ヘ、壱升弐合より高くハ壳申間敷、と長谷川申渡候よし、且又つき米や共、かしうす一ツニ付御払米三俵ヅ、御渡し可被下ニ付、代金持參浅草へ罷越候様長谷川申渡候ニ付、直ニ代金出候て、わづか十俵や十五俵の米ニ車力をかけ、其上ニ壱升弐合ニ壳候てハ、引たり不申と米や共相ふくし不申、浅草御蔵へ御払米を取ニ出候ものハ無之よし此せつ武士町家共一統ニ長谷川をあしく申候よし。余り下を何のかのといじり過候、とさた仕候よし。

十月十四日より

○遠山の騒動ハ全体多田善八取扱も不正之筋御ざ候由。年々百両ヅ、も私曲仕候由。尤遠山家來ニも善八へ組し候者も御ざ候由。右ニ付遠山家を潰し候積リニて惡隠居長谷川へ缺込候由のさた。

二 人足寄場の設立構想である評定所寄場起立

(一) 寄場設立に向けた諸論と長谷川平蔵の登用

卓越した召捕りの手腕から脚光を浴びている長谷川平蔵の取扱対象からも理解できるよう、実効のない慢性的な無宿無頼への対応は、一層切実さを加えている。これらの対象を特定場所に狩り集め、何らかの作業をさせようとする発想は、将軍吉宗の時代からかなり具体的に論議されてはいた。

吉宗の時代の幕儒荻生徂来は、『明律国字解』を引き、周礼にみる罪囚の罪隸・眷藁といった労役制、漢の時代の鬼薪や城旦の刑といった徒刑の採用を主張、その著『政談』においても

追放と云事有より世界に悪人は絶ぬ事成れば、徒罪を立て追放は止度事也、徒罪は三代の古も異國の後代も日本古も有之事にて、此法なき時は死罪流刑の次に階級なく取捌きに足らぬ所有と可知、米をつかせ、糲をこなさせ縄をなはせ、草履をつくらせ、薪を取らせ、荷物を運ばせ車を引かせ、其外普譜胴突杯其外の事にも召仕ふ事也、年数の定めに二階級有故、罪の階級幾段にもつく也⁽³⁰⁾

と記している。この書では徒刑の本質、目的が『晋書刑法志』⁽³¹⁾の労役に耐える耐刑（耐刑）という意味であることまでの説明は見当らないが、「法は天下の規矩也」（規矩＝物差し）、時代の実情や人情を知る「礼樂政刑」が政治の道であるとし、吉宗に上呈している。

これに対し、荻生徂来の弟子の意見は多彩であつて、天明四年（一七八四）中井竹山は『非徵』を著わし「徂来

鉅罪の声すべき者、断じて知るべし」と徂来学を非難、寛政元年（一七八九）には中井竹山が『草矛危言』^{（そうぼうきげん）}を著わし、放免後の生活に配慮すべきことと、再犯予防のための流刑・永牢の必要性を強調している。その弟中井履軒も『恤刑茅議』により磔刑・焚刑・追放刑の廃止を唱え、特に博奕の罪には二年・五年・十年の期限を定め、牢内で革履などを作らせ、改心しなければ終身永牢という不定期刑的な考えに立ち、松平定信の考へである『国本論』に近い寄場的発想を示している。またこの間、天明八年（一七八八）の江戸打毀し事件の直後、小普請組旗本植崎九八郎が松平定信に無宿を特殊な非人頭に預けることの不都合を述べ、帰農策も事実上行詰つてることから、思一切つて辺境開拓に振向けることを主張しており、かつて享保七年（一七二二）大岡越前守忠相の答申案と類似しているが、熱意ある建築であった。

これら議論の積上げが繰返しなされるなか、幕府として兎にも角にも思い切った対策をなさねばならぬことに立至つた。その一つが佐州水替人足の制であり、もう一つが無宿養育所の開設である。

(1) 佐州水替人足の制の実施

この発議は安永六年（一七七七）江戸町奉行牧野大隅守成賢によつてであり、翌年四月、老中松平右京大夫の指令により実施に移されている。その間の打合せ事情は『佐渡年代記』^{（さどじだいき）}『天明集成編録』『清陰筆記』など多くの文献により伝えられているが、現地佐渡では、江戸から送り込まれる無宿を“江戸山狼”^{（やまとわる）}と呼んで怖れ、その事情を伝え聞く江戸の無宿にとり、南の伊豆七島流刑から北の佐渡ヶ島に流される恐怖の新種刑罰が増えたと受けとめている。無宿無頼への威圧と絶望感を煽る効果は確かにあつたが、現地ではそれ以上のこの世の地獄であった。

人足の内より佐州水替人足を送るといふ事あり。これは條目に示したる如く、懶惰にして役人の命令を用ひざ

る不精勤者にて、身体壮健なるものを此の人足に送る事なり。これは年々佐渡奉行の下役人ども、御用ありて江戸に参り、各奉行所より佐州行の人足を受取り帰る事ある時之を渡すなり。此の水替人足と云ふは、無期限にて使役せられ、其の苦役の状は恰も生き乍ら、地獄に陥入りたるが如しと云ひて、無宿悪徒には、最大恐怖心を起さしむるものにてありき、その使役業体惨酷にして真に地獄の苛責も斯くならんやと思わせたり
 とあるのは『清陰筆記⁽³³⁾』の記述であるが、まさにその通りであつた。この水替人足が脱柵逃去を試みたり怠業など坑内の規則を破った場合には入牢（敷内追込みという小屋への監禁）を言渡されるが、彼等にとつてこの入牢は「保養⁽³⁴⁾」と呼ぶのである。まことに衰れであり、入牢で効き目がないとされた場合は、坑内に追込まれ休みなく連日転役させられる。その結果は「山よろけ」（圭肺病）となり、「堀り倒れ」（見捨て）とされるのである。それに加え、陸路・海路とたどる離島への送り込み“佐渡送り”には、つぎのような新しい護送事務の負担増加と、宿場・街道筋への緊張をもたらしたことも事実である。

『御定書百箇条』の流罪場所として佐渡は記されていない。佐渡は無宿人を水替人足として送り込む場所である。この護送手続は老中の送り状が出されると、勘定奉行が三人、馬判・後判・豆判と連署する。これを裏判といふが、これが済むと江戸北町奉行で写をとり、伝馬町牢屋敷に渡される。伝馬町牢役人は先触れ書（覚書）を作成、板橋宿問屋衆へ渡される。ここより通過する各郷村へ先触れされる。

囚人は目籠⁽³⁵⁾（唐丸籠）か馬で送られ、その投宿先を目籠宿と云い、その夜の張番・投宿料その他、馬や人夫は村継ぎ宿継ぎの制度から郷村の負担とされ、囚人に同行し護送を率領する役人は佐渡奉行所江戸詰の手代である。護送路は一時会津路も利用されたが、信州路（越後出雲嶺に出て佐渡小木港へ）、三国路（越後寺泊に出て佐渡

赤泊⁽³⁴⁾）が主である。日程は前者が二八泊、後者が二五泊で、護送路は適当に替えて利用された。先触れがあるため待伏せによる目籠破りの事故も多かつた。

「無罪無宿の佐渡送り」は刑罰ではない。しかし、いつたん佐渡に送り込めば御定書の適用はなく、御当地では「国切りの仕置き」（手限り仕置きのこと）であり、敷内追込みもその一つである。幕府評定所では無罪無宿がこのよつた残酷悲惨な状況となることを認識し、見届けの制度の運用であつたものか。しかも一時的ではなく幕末まで続くこの制度、護送方法も囚人並み、水替人足の扱いは囚人以下の苦役であつてみれば、無宿対策という社会政策からも刑事政策からも大きく逸脱しており、名目は刑罰でなくとも実質は形を変えたにすぎぬ隔離・追放の保安処分と云うにすぎぬものであった。

(ロ) 深川茂森町での無宿養育所の運営

さて、もう一つの無宿対策が安永九年（一七八〇）に深川茂森町（現在の東京都江東区木場四丁目）に開設した無宿養育所である⁽³⁵⁾。これは従来の非人道的運用でなく、得手の手業で製品をつくらせ、生活のメドが立てば一年ないし二年で故郷に帰らせるという、享保六年および同八年に評定所一座で協議した新規溜案という更生授産の社会福祉的援助の構想に立つものであった。その収容対象は無罪無宿と菰かぶり（乞食）である。

二年前の安永七年（一七七八）四月八日指令した「無宿狩り」で、そもそも江戸市民が情けをかけて、無宿に一夜・二夜と乞われるままに留置き、宿などを提供したがため、世上一統が難儀する結果となつてゐる。今後このようないいよう、無宿を見かけ次第に召捕り訴え出るよう。もし見逃すようであれば急度咎を申し付けると叱りつけるような厳しい指令の受け皿が、このような形となり実現したのである。この意味で、小石川養生所と同

じく「養」の字がつく有難い恩恵的施設と思われたことは、誰しも頷けるもので、佐州水替の制と比較しても、発想の新しさにおいても幕政として一応大きな前進であったと云わねばならない。しかし、この制度は無宿がなお諸々に溢れていながら七年しかもたず、天明六年（一七八六）五月廃止となつてゐる。要するに財源乏しく、一三〇〇人の病死人を出し、逃去者も多かつたもので、管理が行届かず明らかに失敗であつたのである。

世間では「文武両道左衛門源世直」などの落首がみられ、期待とも白々しい嘲あざけりとも読みかねる風潮が流れはじめ、しかも人心というものは身勝手なもの、松平定信（白翁）をもじり、

白河の清きに魚も住みかねて

もとの濁りの田沼恋しき

万代よろずよにかかる厳しき御代ならば

長生きしても楽しみはなし

世の中に蚊はどうるさきものはなし

文武といふて夜もねられず

という狂歌がつぶやかれてゆくのもこの頃からである。最後の歌は大田南畠の作であり、松平定信が文武僕約を強調する割りには世の中は一向によくならないと、寛政の改革をひややかに批判する風刺である。期待され登場した松平定信の無宿対策についても同様、いずれの手だても効を奏さぬことになせりをみせており、寛政元年（一七八九）この問題への対処に一つの正念場を迎えている。

ここで松平定信は、「無宿対策法案」とも云うべき論議の行詰まりが、公事方御定書の一一つの条項にこだわりが

あることを再考、これまで長年の論議と施策の経験を整理し、私見を付し、突破口として評定所一座に提議したのである。この部分は平松義郎稿「人足寄場起立考」（前掲書）⁽¹³⁾一二一頁、一二二頁において詳細に触れており、その部分を簡略に要約して示せばつぎのよつた地方各藩との消極的かけ引きがあり、無宿引取りを極力避けようとする裏事情があることを知る。すなわち、

第一点の「公事方御定書上巻四十八の遠島者減方之儀ニ付書付に抵触する」として反対しているが、江戸出生の者は私見として伊豆七島に送るべきであるとし、第二点の「公事方御定書下巻無宿戸附之事」についての領主の引取・監督責任は軽く、強制することは難しいと反対しているが、私見として、天領と万石以上の領主の地の出生者はその領主に引渡し、親もしくは頼るべき者もない場合は非人手下にするよう。取敢えず溜に収容したのち、佐州差遣か「荒地起返し主法」の立案が、享保八年の新規溜案かを検討して将来の施策を定めよ

とこれまでの論議と経験を基礎に審議を求めたのである。提示された新規溜構想案（原文）とはつぎのものである。

一 御料出生之無宿并万石以下領知且又寺社領出生之無宿は、まつ溜え差置、追て佐州え為水替遣候共、又は荒地起返し主法定り候上片付候共、享保八年評定所一座より評議申出候通、御城外御普請之人足ニ遣ひ候とも可致事⁽³⁷⁾

松平定信はこの実現のため提示案の選択と具体的な内付けと、これを「積極的に提言し推進できる人物」「志しある人物」を同時に、切実に求めていた。しかし、火中の栗を拾う汚れ仕事、無宿片付けの仕事を自ら受けようと申し出る志はある者は無かつた。松平定信は老中首座に就いた直後から、御側御用取次の加納久周や水野為長らを

窓口とし、耳として、梶野平九郎などを御庭番に起用、さまざまな人物の風聞を探索させているが、その梶野の報告（上申書）に

近年の諸役人は追従を第一に守るべき事柄を考えていること。道理に外れた行為や過失を犯した際でも、御慈悲という名目でその罪を軽減するため、かえつて世の中の規律がゆるんで悪事も多く、幕府の権威も失墜せしめ、世間の妨げになつてゐること、近年の法令は長続きしないため、世間では「三日法度」と評してゐること、そのうえ世間全体が誠実さに欠ける気風になつてゐること、などの点を指摘している。⁽³⁸⁾

と田沼時代末期の世相や役人の氣風を伝えてゐる。この役人氣風は松平定信の時代になつても底流としてあつたとみられる。とりわけ、こと無宿対策の問題に及べば、評定所の論議はあくまで小田原評定であつた。

こうした折、火付盜賊改長谷川平蔵が奇篤にも「志ある人物」として名乗り出るのであつて、松平定信の自叙伝である『宇下人言』において

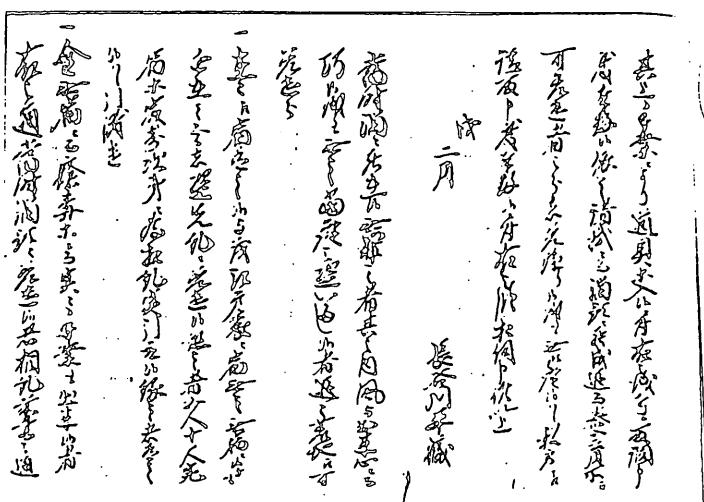
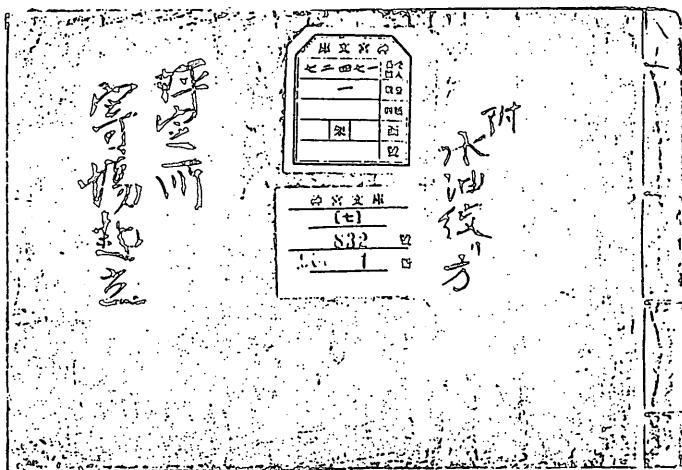
享保の比よりして、この無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一囲に入れ置き侍らばしかるべしなんど、建議もありけれど果さず。その後養育所てふもの、安永の比にかありけん出来にけれど、これも果さず、ここによつて志ある人に尋ね問しに、盜賊改を勤めし長谷川何某、試みにといふ。

と記されている。ここに時代の申し子長谷川平蔵が、いよいよ歴史の表舞台へと登場することとなるのである。

（二）総論的運用構想の定立

寛政元年（一七八九）八月、松平定信は無宿収容対策につき多くの具体的意見を徵しているが、長谷川平蔵は二回にわたり松平定信の諮詢に答えて上申書を提出している。その第一上申書には、新しい無宿養育所（人足寄場を

図1 人足寄場起立

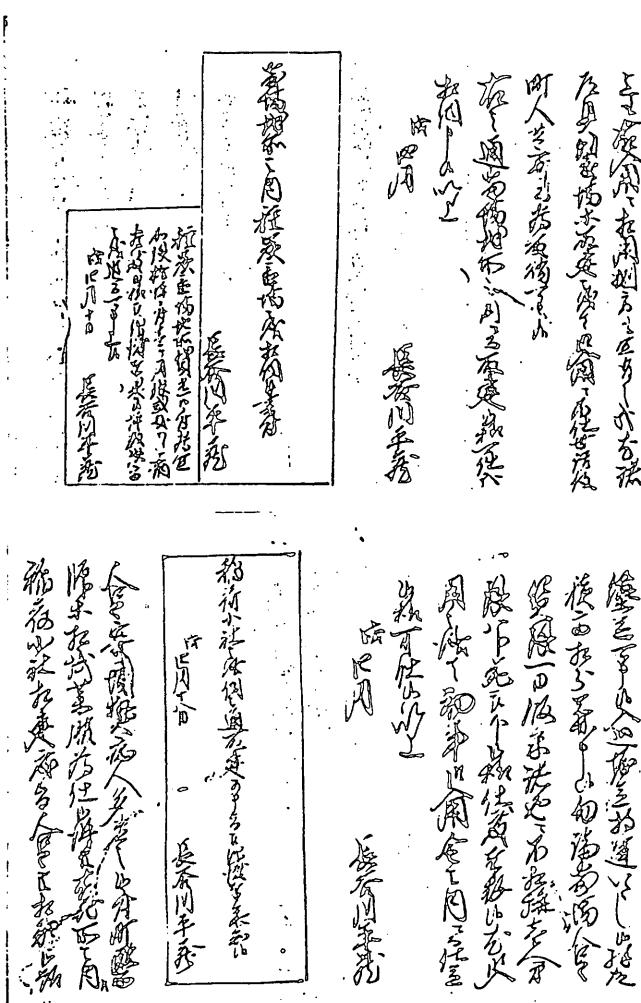


元
一尺の敷牛を放し 作業場所在通直連
人足寄場を用ひ 準備する事無
長崎川半蔵

元
松方 佐々木の腰痛 放射痛等
東洋橋本の腰痛 放射痛等
腰痛 放射痛等
長崎川半蔵

元
腰痛 放射痛等
腰痛 放射痛等
腰痛 放射痛等
長崎川半蔵

元
腰痛 放射痛等
腰痛 放射痛等
腰痛 放射痛等
長崎川半蔵



(神宮文庫原文)

さす）の収容対象者には慈悲をもつて手業を覚えさせ、元手を与えてやれば出精次第で渡世も可能であると、用地・施工方法・取締方法・教化の方法を具体的に折込んでおり、その第一上申書では、さらに検束・使役の方法を具体的に記すのである。この具体的で熱意ある平蔵の建議は、遂に松平定信の容れるところとなり、「まずこころみしなり」（『宇下人言』）といわれるごとく、試行に踏み切られることとなつてゐる。

先例を墨守する幕府として、未経験で御定書にも規定のない幕府直轄の新制度の運営には、慎重を期したのであり、試行とはいへ、長年引きづつてきた新規提案に長谷川平蔵の運用案を評定所で入念に詮議、成文化し淨書した「評定所寄場起立」（寄場の起り立ち、起源の意という文書で伝えられる）がここに採択せられた。その趣旨、構想（人足寄場の目的・理念）は、ひとくちにいって新入り人足への申渡書、通称“御條目”として読み聞かせる左の一文に全てが込められている。

其方ども儀、無罪の者につき、佐州へ差遣すべきところ、このたび厚き御仁恵を以て、加役方人足にいたし、寄場へ遣し、銘々仕覚え候手業を申付け候、旧來の志を相改め、實意に立帰り、職業出精致し、元手御座候得は、平人とハ大ニ相違仕候。此者共を悉善ニ帰せしめ可レ申事と相成申間敷奉レ存候得共、十人ニ仕五人ハ善ニうつり可レ申儀は、養育所頭取申候者心ニて、差て難き儀ニても御座有間敷か、一体無宿者は無能之者多く御座候間、無能之もの渡世為レ仕候事專一之工夫かと奉レ存候。草履・馬之踏等ハ誰も出来仕候様成品ニ御座候得共、下手之作り候は用立不レ申候間、出来仕候ても、商人買受申間敷候得共、共所差支可レ申奉レ存候。此所を勘弁仕候得は、地面手広ニて要害宣敷地を得不レ申候てハ、出来仕間敷候。地広ク御座候節は農業

為レ仕、行々は農民ニ相成候様ニ工夫仕、又骨細ニテ農業相成不レ申候者共ヘハ、此節世上一統出精仕候儀故、
大的・半的張出せ申候ハ、如何様成無能之ものも差支御座有間敷奉レ存候。無能之もの手業ニテ出来易き品
故、始より渡世ニ取つき可レ申奉レ存候。始め基手錢衣類被ニ下置一候。右御入箇も、追々取立候ても差支御座
有間敷奉レ存候。渡世御慈悲ニテ仕覚候ハ、惡党共も天然と善ニうつり、渡世覚可レ申奉レ存候。地面広く
御座候得は、囲之廻リヘ目隠しニ植候木も、柿或栗胡桃之類見立植廻し候て、養育所御手当之助けニも相成
可レ申奉レ存候。

まず収容対象である惡党は、無能者が多いので、とにかく渡世の仕事に専一させる工夫が大切で、草履や馬之踏
(荷馬にはかす草履風の厩沓)などは誰でも出来る品であるが、それでも下手に作れば買手はないものである。しか
し、そこは多めに見てもらえ巴と思フ(勘弁して)、世間は一様に(一統)生きるために精を出している連中である
ゆえ、無能の者でも何とかハッパをかけて後押しすれば(大的・半的張出せば)、何とか改心し渡世に差支なくつい
てゆけよう。囲いの中に目隠し用の柿や栗・桃の木を植えれば、これまた財政上の足しになりましょウと、ソフト
に汪洋^{（わうよう）}に切出している。(第一上申書)

一 無宿者養育所被ニ仰付一候ハ、只今よりは無宿殖可レ申奉レ存候。其訳と申候は、世上居候と申候者皆無宿
者ニ御座^{（マサ）}。兩町奉行両御加役、入墨もの并敲御仕置相済候もの引取願出候得は、夫々引渡申候。此願出候もの
ハ、盜物買受候ものか、又は同類ニ御座候得共、差出可レ申儀と奉レ存候。平人を取扱候こと柔成儀ニテハ、
始之内中々行届申間敷奉レ存候。十より五十敲迄之仕置出奔人等ハ、伺不レ申、直ニ切捨候程之被ニ仰出一無ニ

御座一候では、法を相守り申間敷奉レ存候。

しかし、おそらく寄場を開設すれば、当座、無宿の収容は増えましよう。なぜならば町にいる居候といわれる者は実は皆無宿であります。それに町奉行・火附盜賊改方から入墨・敲を執行された前科者も寄場引渡をいずれ申されましようし、盜品故買（買取り転売する）の連中なども同類で、普通の庶民（平民）を扱うようなわけにはゆかぬしたたかな者共であります。時に臨み、直ちに切捨てるくらいの威嚇的言葉もなければ、始めのうちは到底取締は行届かず、紀律は守れないと思いますと、無宿の素性と実態を厳しく認識、その扱いの覚悟のほどが記されている。

（三）建設上の具体策

一 夜分伏らせ候場所ハ、獄屋之ことく仕候処 挑こしらえおき置、一所ニ仕ふせらせ不レ申候ては無ニ心元一奉レ存候。

一 細工仕候ところハ別段拘、手業為仕可然奉レ存候。

寄場の建物の配置と使用方法については、書間の細工所・手業所は各別にし、夜間の寝所は格子の入った獄舎風建物内に集めさせなければ取締上安心できぬと考えられますと記している。（第一上申書）

一 無宿者養育所地面、山之手ハ六郷川筋吟味仕候処、地面御座候ても水無ニ御座、水御座候ても要害を構候てハ御入箇甚相掛、相應之地面無ニ御座一候。深川松平大膳太夫抱屋敷鶴歩町は、四方川ニ御座候て、大川え続き罠在、船之通用宣敷、坪数も貳万坪御座候へとも、無宿者養育所第一之地面と奉レ存候。屋敷内軽きもの

住居仕候所計家作御座候て、跡ハ不レ殘明地ニテ鷹遣ひ申候地と奉レ存候。右地面ハ大水之節も水平地より五尺六寸程も所^マ之もの申候得は、此度川浚被^ニ仰付^一候土ニテ築立被^ニ仰付^一候とも、川統之場所ニ御座候間、如何様とも出来可^レ仕奉^レ存候。在辺出水退場ニモ相成可^レ申候。又出火之節、直ニ無宿共^ヲ火消人足ニ相用候ても、四方川ニ御座候間、逃去申候儀相成不^レ申、何レニつき候ても便り宜敷地面と奉^レ存候。右屋鋪中之所之内囲仕、其内ニテ事ヲ計申候へは、外構ハ農業之地ニ御座候間、諸人出水之節退参り候へとも、混雜仕候儀無^ニ御座、内構大数五千坪引申候ても、壹万五千坪御座候得は、近辺之者ともハ出水之節、居余リ可^レ申程ハ御座有間敷奉^レ存候。右屋敷地面絵図別紙ニ認差上申候。

寄場の候補地は、①広大な土地、②要害の地（逃亡防止の地形）、③飲料水の確保、④船便に適した水利、⑤防火の適地といった条件の整う深川鶴歩町の松平大膳太夫の抱屋敷を推している。しかしこれは採られず、隅田川の河口“佃島”が選ばれるのである。中州であったその島の埋立には、天明七年三股の新吉原が焼失しているが、その遊女屋跡の土をこの埋立てに用いている（高榮英『花散る里』）、（第一上申書）

（四）規律上の具体策

一、養育所え町屋之者人數極^{きめ}、出入致させ可^レ申事

一、病人御座候節は溜え遣し候歟、又別段ニ養育所出役之医師被^ニ仰付^一可^レ然哉之事。

一、頭取候てハ、兩様共ニ難^ニ相勤^一様ニ相成可^レ申と奉^レ存候。無宿者養育所掛り之儀は、御先手一組被^ニ仰付^一、當番加番御免、廻り加番定心得被^ニ仰付^一候ハ、可^レ然哉と奉^レ存候。此度相考候は、手広成修法ニ御座

候得は、掛り相勤候与力同心不足ニ御座候ては、中々行届申間敷哉と奉レ存候。

一、無宿者養育所構内番所之儀は、惣門内門二重ニ仕、三方え壱ヶ所宛番所ヲ差置、其内壱ヶ所頭取候者廻リニ参リ候節休息仕候程之所補理置、其所ニて万事裁断仕候ハヽ、都合宣敷可レ有ニ御座奉レ存候。

一、私共勤番相勤候節、泊番入用少々ツ、相掛リ、加番被仰付候節は、入用御場所ニより余程相掛リ候儀故、無宿者養育所之掛り被仰付候ても、泊番加番御免被成下候ハヽ、別ニ御扶持方等被下置候ニ不レ及候儀と奉レ存候。無宿者養育所之儀は、手当工夫仕候は、見廻リニ罷出候而已ニ御座候得は、入用一向相掛リ不レ申候儀と奉レ存候。

一、無宿者養育所勤方与力人数之儀ハヽ、惣門ニ与力壱人同心三人、内門ニ同心貳人、跡三ヶ所番所同心貳人宛、廻り与力貳人、都合与力三人同心拾壱人。

規律のうち寄場役人の監督方法と定員・配置を示した部分で、三ヶ所に飛び記載されている条目を、説明の便宜上、特にここに集結した。頭取とは寄場奉行あるいは寄場元締役を想定した責任者を指すもので、当番制や兼務（加番）ではなく、専任（定心得）を置くのがよいと思われ、番所の一つを頭取の指図（裁断）する場所とし、必要最小限与力三人・同心十一人の定員が必要とされる。これらの扶持・泊番手当などは自前で工夫したく、医師は別途申付けてもらい、町屋の者も数人傭入れることを認めてもらいたいとある。（第一上申書）

一、養育所人足耳環之儀、御沙汰之通良民ニ罷成候節、環之跡残リ候節ハヽ、生害迷惑可レ仕儀、始より環を為レ掛候ハヽ、御仁政之薄きニ當リ可レ申と被仰出候。年数限リニ至候ても、其志を相改不レ申候者えは、

年数限り之節其段申渡、耳環為レ掛可レ然か、年数限りニ相成候ても、其志を相改不レ申候ものハ、生得之悪党ニ御座候得は、惡ヲ改善ニ移リ候儀御座有間敷候得は、年老候迄養育所ニ入置可レ申か、又外ニ取計方可レ有ニ御座ニか、左候得は見ニらしの為、面ニ入墨仕、目印仕候ても可レ然哉と奉レ存候。惡党ハ惡事ニハ智の効候様成ものニ御座候へ共、元至て浅智成ものニ御座候へハ、目立不レ申候所へ入墨仕候てハ、差て難儀とも不レ奉レ存候ものニ御座候。惡事仕候も相知申間鋪と奉レ存候より事発リ申候得は、出奔仕候ても相知れ申間敷と奉レ存候ハ、折能節ハ出奔可レ仕と心底ニ其事差はさみ罷在候て、惡ヲ改候期御座有間敷か、養育所へ入候ものハ、出奔仕候儀決て不ニ相成一事と、心底より奉レ存候様ニ仕候か專ニ之儀かと奉レ存候。先日申上候書面之首かせ之儀申上候は、是ハ手首ニても可レ然奉レ存候得共、出奔仕候節手首ニテハ覆隠し候便可レ有ニ御座ニか、首かせニ仕候節ハ養育所人足目印と相成、出奔仕候ハ、直ニ相知可レ申奉レ存候。

一、首かせの儀、人足ニ相用ひ候節障リニ相成可レ申候得は、並筆の軸程の太サニ銅或鉄ニテ輪ヲ造リ、前か後ニテ小サキ錠ヲ卸し置候ハ、効申候障ニ相成申間敷奉レ存候。其上目印ニ相成申候故、出奔之志を防き可レ申かと奉レ存候。右首かせ為レ仕候ハ、養育所門外へ人足ニ差出候節計相用、平日ハ除き置引渡不レ申、願出候者之身上を糺候節ハ、引取願候者無ニ御座ニ候様相成、無宿者片付ニ難儀仕候間、何れの役所ニても願ニ出候得は、吟味不レ仕引渡申候。此所平日嘆息仕罷在候得は、仕方無ニ御座ニ候間、其儘ニテ取計仕候處、養育所出来仕候上ハ、無筋之願人えは引渡不レ申、願人迄日を付候様相成候得は、世上悪党ハ甚少ク罷成可レ申奉レ存候得共、無宿ものハ甚殖可レ申奉レ存候。ふヘ候ても、地広く本たて丈夫ニ相考候節は、差支御座有間敷奉レ存候。無宿もの殖候ても、時分稼ニ為レ仕候へは、御入箇増候と申儀ハ無ニ御座ニ奉レ存候。

一、御城内之儀ハ格別、御普請場人足等ニ遣ひ候儀、先日御沙汰御座候通、片鬚ひんか片眉毛剃落そりし候か、又は首かせ等之目印候かに仕、在々所々之乞食共、右体之者見当リ候ハ、早速召戒め、無宿養育所え送り可レ申旨兼て御触流し御座候ハ、出奔仕候事ハ相成申間敷、又出奔仕候ても早速乞食共召捕申候方可レ然哉と奉レ存候。尤右首かせ之儀、首かせと唱不レ申、目印と号よ候方可レ然奉レ存候。牧野大隅守養育所取計仕候節じくも、出奔之者多難儀仕候趣相嘶申候得は、人足等ニ相用候ニは、猶更出奔可レ仕と申候志ヲ奪不レ申候ては、相整ととのい申間敷奉レ存候。

右御尋ニ付、存念之趣再考仕申上候。以上

紀律について人足の検束方法・逃亡（出奔）防止策を答申している部分である。耳環・首かせという明律系の徒刑の発想、當時としてもすでに時代錯誤と思わせる異質の発想を、なぜここに至つて執拗に論議されたか、意外とするが、「存念之趣再考仕申上候」と末尾に記するところをみれば、平蔵は深川茂森町の無宿養育所での出奔事犯が余りに多かつた経験を踏まえ、幕府が最も懸念する出奔防止策として、このように答申せざるを得なかつたものであろう。本項を要約すれば、とにかく出奔は不可能（不二相成）（二二相成）と思込ませることが先決であり専一の策であると強調するのである。しかし平蔵の悪癖「大言壯語」といわれる強い言葉の行間を縫つて見えるところの「良民になつた際、環の跡がのこれば生涯（生害）迷惑する」とか、「首かせといわす目印と呼ぶ」とか、「手首にするも然る可き」だがといった苦渋にみちた言葉の端々の方が、むしろ平蔵の本意であつたと思われる（第二上申書）

（五）使役上の具体策

先達て無宿養育所之儀申上候処、猶又相考可レ申上二旨御沙汰ニ付、再考仕、左ニ申上候。

一 無宿者名目之儀、先日御請申上候。平人ハ至てきらひ申候儀故相考候処ハ、御用人足所と相唱申候ハ、可レ然哉と奉レ存候得共、御用之二字ヲ相用候義如何可レ有二御座一候哉、御用之二字ヲ相加へ候ハ、俗忌きらひ候儀御座有間敷哉と奉レ存候。

一 牢内囚人飯米、右之者共ニ為レ春申候儀相当之儀と奉レ存候得共、牢屋敷計之米ヲ為レ春申候ハ、俗之きらひ申候處之腰押仕候様ニ相成可レ申奉レ存候。私共頂戴仕候御台所飯米も、為レ春候て差支は御座有間敷哉と奉レ存候得共、御台所并牢内飯米も、只今迄請負仕来候者可レ有二御座一候、左候得は彼者共難儀可レ仕、無能之者手業ニハ至て宜敷奉レ存候得共、右之所も御座候てハ、是ハ相極候てハ難ニ申上一奉レ存候。

一 右儀等も取ほこし、藁細工為レ仕候義、藁草履・草鞋・馬之沓等ニハ随分相成可レ申儀と奉レ存候。養育所より送出し申候馬之沓、御馬屋御用ニ被ニ仰付一候ハ、御仕置相濟候者平人と相替儀無ニ御座一候と申事、世上一統輕者共迄能存込可レ申と奉レ存候得は、此上も御恵と奉レ存候。上ニ思召ハ世上之鏡と相成候儀故、右之通ニ被ニ仰付一候ハ、養育所細工之品忌きらひ候者無ニ御座一差支候筋御座有間敷哉と奉レ存候。

一 御代官所正納之莊種之類、養育所ニテ油ニ為レ絞候儀、是又至極宜敷儀乍レ恐奉レ存候。被ニ仰付一候ハ、如何様とも相整可レ申儀と奉レ存候。

一 御藏小揚代り、御堀浚人足等ニ相用候儀御差支無ニ御座一候得は、養育所之者ニは至て難レ有儀と奉レ存候。其訛と申候は、御藏御堀浚等之御用相勤候節は、上より平人足同様之御取扱ニ被ニ仰出一候儀故、只今迄之形狀と相違仕、平人忌きらひ候儀決て御座有間敷奉レ存候。平人忌きらひ不レ申候節ハ、養育頭取仕候者も甚万

事ニ付、差支無御座候儀と奉レ存候。

人足にさせる仕事は授産を目的とした手業のほか、請負として幕府の御蔵の荷物運び（小揚代り）、堀浚い、御馬屋の御用など考えられ、特に油絞は是また至極宜しいと思われ、仰付けられれば如何ようにも準備したいと答申するいっぽう、一般の庶民（平人）は無宿という名を大変忌み嫌つており、できれば「御用人足」と呼ぶ工夫など如何でしょ。“御上は世上の鏡”といわれておりますゆえ、私共役人がいただいてる扶持米の米眷など率先して人足に請負わせば、彼等がつくる製品（今日でいう刑務所作業製品に該たろうか）を忌みきらうことはないであろうと云うのである（第二上申書）

(六) 教化上の具体策

一 無宿者共打込置、相勵かせ候計ニテハ、悪党善にうつり可レ申とも不レ奉レ存候間、甚耳ちかく談儀僧杯之弁舌宣敷に雜談相交教化為レ仕、行々は少々ツ、國恩之難レ有事、家業相勤候筋、親之慈悲等ヲ天然と感仕候様ニ、一夜置二夜置位退屈不レ仕候様、暮六ツ時より五ツ時頃迄ツ、申聞せ候ハ、其節々之工夫何程も出来可レ仕奉レ存候。親之子ヲ教訓仕候心ニテ仕候ハ、行届可レ申哉と奉レ存候。

人足は勵かせる許りでは善に移ることは考え難く、一晩置きか二晩置き程度、退屈させぬよツ雜談を交じえながら僧侶の説教を聞かせることが良いと思われる。悪党も人の子、親が子に教訓するよツな気持で接してゆけば、おのずから国の恩・親の恩を理解し、教化も行届くであろうと提言している。佐州水替・無宿養育所とともに、無宿の

教化という指導はなされず、この建言は注目され、寄場が単なる使役・授産の施設とする意図ではないことを構想的に示すものである。（第一上申書）

人足寄場起立にある定信案・評定所案は人足教化策について具体的中味がやゝ不明確であったが、これを一つの叩き台として人足寄場創設の目的と意義が具体的に理解されてゆくのである。（第一上申書）

三 寄場起立の実施とその変遷

(一) 人足寄場創業期——設営に臨む厳正な規律と作業源の確保——

このようにして採択された「評定所寄場起立」は幕府の修正のもと、寛政二年一月十九日、加役方人足寄場を江戸鉄砲州（佃島をさす）に取建てることに決まり、二月二六日老中松平定信から平蔵につぎのような書付が渡され、ついに実施に踏み切られた。

松平越中守殿御渡被成候御書付

此度加役方人足寄場廻取建被仰付候ニ付

一、人足共作業之義ハ、勝手次第得手之義ヲ為致可申候。

一、職業出精致、渡世相続可致候体ニ成候ハ、寄場差免、家業可相成程之手当差遣し、身寄之者へ引渡、身寄無レ之者ハ其者出生之所名主或ハ地役人へ引渡、家業為致候様可申渡候。

一、職業を怠り又ハ申付不レ用者等、手鎖入牢其外咎申付候義ハ、其度々不レ及レ伺存寄次第可被申付候。

一、重病又ハ長病之分ハ、溜へ預ケ申付、かるき分ハ寄場ニて手当等可申付候。

一、門出入厳密ニ致、立入候町人共ハ鑑札相渡、猥ニ無レ之様可レ被レ致候尤番人共改方入念候様急度可レ被申候。

一、火之元之義念入可レ被レ申付一候。

一、寄場諸色入用、当年ハ米五百俵金五百両、来年分ハ一ヶ年米三百俵金三百両之積ヲ以、御勘定奉行相談、入用次第可レ被レ受取一候尤年々仕払之義ハ、御勘定奉行江可二申聞一候。

一、人足共追々相増候節、御藏人足其外御普請場川浚之場所江も差出候様致、其外ニも遺方心付候義ハ、追々可レ被二申聞一候。

右之通可レ被レ得ニ其意一候。（憲教類典）

人足寄場仕置之事

一、資致し候ものハ、死罪

一、徒黨がましき義いたし候もの、死罪

一、於ニ寄場一博奕いたし候もの、死罪

但手合ニ加リ申候もの、其始末に隨ひ、輕罪ニ可二申付一事

一、職業不精、又ハ申付不ニ相用ニ類、再応答等申付候ても、不ニ承請一超過いたし候は、遠島

但品輕きものハ佐州、又ハ豆州之島々ヘ可レ遺事

一、博奕又ハ悪行等いたし候もの有レ之義を申出候もの、其品ニ寄、相應之御褒美を与ヘ可レ申候事（徳川禁令考後

聚）

寄場での盜み・徒党・博奕は死罪と厳しいが、逃去の場合の御仕置は見当らず、平蔵が云う耳環・首輪の使用も

規定には見当らない。しかし申付に従わない場合はその都度伺いに及ばず平蔵の裁量に委ねられたことは大きな特色であつた。また平蔵が進言の「御用入足所」に近い「加役方人足寄場」とする名称も、わが国のこの種施設として新しい呼び方であつた。とにかく職業に精を出し、渡世の見込みが立てば手当を与え、赦免し、身元引受人に引渡すというもので、これまでの『罪人は牢屋でお坐り』という通念と全たく異なり、幕府直営で、改心さえすれば、真面目に仕事に精を出せば、更生授産に手を貸すという新方式の発足をみたのである。

寄場の取扱を委ねられた平蔵は、この方針に沿うべく、早速もろみ通り建設に必要な人足の集結と仮小屋の設置、井戸堀り、船着場づくりという順序で取りかかっている。先発第一陣の二十人の人足は、浅草溜の屈強な無宿からの選抜といつても質は知れているが、書付を受けて九日目の二月二十八日小屋場につれてきている。これを使いこなすのは搦め手の名手平蔵の特技である。人足への御仕着せは水玉模様の柿色絆纏はんてんという江戸前風の小意気なものであつた。

渡世のため手に職をつける手業てわざ（手職・仕事）は「勝手次第」、得手（得意なもの）を好き勝手に自由に選ばせといふ御書付の趣旨通り、さまざまな職種の作業場を設けねばならない。杉田玄白の同年五月六日の日誌には

長谷川平蔵殿御取計、荒増左之通、一、長谷川様召取無宿之者 初て右島に參候節、目見之節、同き手拭壱筋、場所勤候節より、かき色水玉半てん、股引相渡候事、一、此節島之内瓦葺出来、彼の人々働き方左の通。一紙すき、一ちんこ切、一元結もとゆいこぎ、一鍛冶屋、一大工、一家葺、一たがかけ、右の外、手習師匠、料理人、唄うたい、三味線ひきなどはこまり、當時遣つか方無御座候。尤船頭も有之由、渡し船被申付候。

一 島之内堀ぬき井戸出来、何もかも手廻り候事のよし。〔杉田玄白全集〕第一卷)

とあるように、実に“八百屋式”的手業場が祭りの出店のごとく、みるみる作られてゆくのである。ここで云う“ちんご切”とは煙草の葉を切刻む貢仕事であり、元結もとゆきとは髪結いのこと、たがけとは桶に竹枠をはめる輪替えの仕事である。ただ唄うたい、三味線が得手であつても、寄場では勝手次第とはゆかず、埋立地固めの“ヨイトマケ”に調子をつけるわけにもゆかなかつたであろう。

ところで、新規の変つたことを上申してまでやつたとなると、陰口をたたいて足を引っぱるのが封建時代の役人の世界、「長谷川は無宿之親分と云氣取ニテ、不レ限^二何事一被^レ窺候處云々」とか、請負の人足は「組同心壱人ツ、差添、屋敷迄島より之送り迎為し致候由、尤木めん柿色水玉の染出し半てん、同じ股引、柿色三尺手拭之腰帶、同染之手拭ほうかふりニて往来いたし、同心ハ何之事もなく女芸者之送り迎ひのことし。右申上候趣穴賢^一」(縮地千里)といったひやかしは序の口、老中定信に常に市中の噂・旗本仲間の評判を耳に入れる側近の情報担当官水野為長は、平蔵につき、つぎのように書き記している。

「長谷川平蔵がやうなものをどふして加役に仰せ付けられ候やと疑い候きた。姦物のよし」(よしの冊子・一)

「加役長谷川平蔵出精相勤候。高慢をする事が好にて、何もかもおれがおれがと申候由。此節もおれが当番の加役か、おれが勤の方がよかつたから、おれに本役を仰せ付けせれたと申し候由」(よしの冊子・五)

「佃島の無宿の事色々評判仕候處、何レ永く続きハ仕るまじ。長谷川が勤へ居る内計で有ふ、と申評判多御ざ候由。既無宿の者共、きつい事ハない、六年長谷川へ年季奉公ニ住だと思へバよい、と申居候よしのさた」(よしの冊子・十三)

「無宿島の事^二連^二も続くまい、と此節はセ川平蔵評判甚あしきよし。御手當金不足に付、兵藏色々工面いたしさし

出候へ共、中々つづき兼可レ申よしのさた（よしの冊子・十三）

また平蔵に寄場取扱を命じた松平定信自身、晩年の隨筆に

「いずれ長谷川の功なりけるが、この人功利をむさぼるが故に、山師などといふ姦なる事もあるよしにて、人々あしくぞいふ。これまたしけれど、左計さばかりの人にあらざればこの創業はなし^かがたしと同列とも議して、まずこころみしなり」（『宇下人言』）

とも記されているのである。こうしたことに頓着なく、寄場の成功を願う当の平蔵は、御書付の中味を着実に実現しようと飛び廻つており、特に懸案である御入用の輕減策に心をくだいている。只より安い物はないと、さきの勘定方の反古紙は、『島紙』として漉き直し販売させており、大盜・遠州無宿日本左衛門こと濱鳴庄兵衛を跳梁させた不取締の責任で遠島となつた元遠州中泉代官大草太郎左衛門の屋敷を取毀し、寄場役所や人足長屋に転用の貰い受け作業もやりながら、着任三ヶ月の超スピードで主だつた一応の建設作業を終えてるのである。

しかし本年は五百俵・金五百両の予算が、翌年から三百俵・金三百両と事前に言渡されている不足分の工面として、当時の武家では奇想天外、大博奕といえる銭相場に平蔵は手を出すのである。「武士が銭をいじることは賤しいこと」「商人のなすこと」という根深い考えがあつた身分社会で、理財の才がある平蔵の思い切つた『銭買い』は標を射て、寛政三年、銭相場が上つたところを両替屋に売り払いその大きな得分を寄場の費用に充てたのである（親子草、江戸会誌）。長谷川平蔵の資金調達、材料調達、人材調達の工面とその苦労は『よしの冊子』をみるとより理解できるものが多い。再びこの部分を拾い出し収録すれば、つきのよつた記事がみられる。

○長谷川平蔵掛り養育地、六万つばへ出来候ニ付、諸組より十一人同心を御雇ニいたし候由。何か平蔵ハ色々工夫致候事と申された。

三月十一日より

○石川島無宿養育地の事、長谷川骨を折候由大ニ難有事、自然と倒れもの杯もなく、武家町ニても悦可申由。右ニ付平蔵与力同心不足ニ御ざ候間、与力一人、同心一人、増人出来候由。与力ハ中山下野守組中山為之丞と申ものゝよし。下野組ハ五騎ニ付甚迷惑致候間、平蔵へ相断候へ共、為之丞巧者ニ付、達て平蔵より相望候間無拠遣候由。尤為之丞ハ加役方巧者成ものゝよし。

○長谷川平蔵組へ御雇ニ出候中山下野組与力中山為之丞ハ、大島流鑓上手のよし。大島流でハ為之丞位の者有まりきとのさた御ざ候よし。先達而加役相勤候節、中間を捕へ手を切られ候男の由。為之丞ハ至て人のかわゆがり候男の由。中山下野組与力五人ニ付平蔵へ中山より断申候へ共、御さし人同然ニ御雇ニ致候由。

○御勘定調方懸り、竹橋御蔵ニテ日々相詰、古帳面しらべ候由。右御不用之分長谷川平蔵へ相渡、佃島の人足ニ渡せ可申旨柳生取計候よし。右御帳面類は至て大切の御書物も品々御坐候付、横縦細かにさき候て紙漉候ものへ相渡し申度、調方ニテ申合候へ共、此度長谷川へ渡し候ニ付而是、余り細かに烈候てハ先方ニテ取扱ニ困り候ニ付、其儘渡すがよい杯と評議も御ざ候て、丁寧ニ烈候様子杯ニは有之間敷由。尤未だ長谷川へハ渡り不申候へ共、柳生申立候付、大方そふ成か知らぬが、どふぞ大切の御書付散ぬ様ニしたいと申合よし。

○寄場人足竹ばし内明地御蔵へ参り、御勘定しらべ候反古を破裂候て寄場へもち運び候よし。同心老人宰領參候由。反古をきり候節そばニテ承り候へば、色々小言を申、どんな事をしても高々首が落る計だ。首の落るをこ

ハがつてハならぬ、など、大言に申、傍若無人ニ御ざ候よし。成程あれでハ長谷川も手にあまるであろう。
ア、いふものだろふと申候よしのさた、宰領ニ参候同心も、大ニこまり候よし。

寄場ヘ参候平蔵組同心、いづれも遠方故、塩味噌持参いたし、アノ方ニ二三日ヅ、も泊居候由。四日ニ一ペ
ん、五日ニ一ペん宿へ帰り、又直ニ翌朝ハ参候事故、一向用事弁じ不申難儀、其上御扶持方ハ、御加役へ付候
御扶持計ニテ、別段にハ出不申候間、中々二人扶持の御加扶持計で島へ通つてハ続かぬと申由。二三日も泊候
故島ニテ錢も多遣ひ候由。

○長谷川平蔵無宿島にハ此節至極困候由。中々無宿共手ニ乗不申候。初め見込之通ニハ参り不申候由。是ハ知た
事だ。上でもアレニ御のり被成たハと御鹿相だろふとさた仕候由、土を運せ候ても、おれらハ公儀の御人足だ
と百姓共をいじめ候由。紙を漉せ候ても思ふ様ニ出来不申、内々江戸町素人をたのミ遣候て漉せ候よし。

○錢高直ニ相成候は、長谷川平蔵の致方也とも沙汰仕候由。無宿島へ十万両程錢を御買上被成候故、錢高直ニ相
成候よし。いづれも諸色を引下ケ候為の御趣意ならんが、諸色ハ急にハ下るまい。諸色が下た処が武家の為に
ハ朝三暮四じやとさた仕候よし。

○長谷川今迄ハ何もせぬと申事も無之、大どらものニテ候間、人の気を良く呑込別して下々へわたり候事上手の
由。役所ニテ質屋杯へ申候ニ、此方杯もまへまへ質を置た事が度々有たが、どふもサ質屋ハ憎い物だ。腰物杯
も拵計直段ニ踏で身をバねつから直にハふまぬ、杯と穴を申候ニ付、質屋も笑出し杯いたし、ずっと相談の様
ニ吟味杯いたし候間町奉行と違ひ物も言よく不恐に申出候付却て行届候由。町奉行ハとかく手重ニ相成ニ付盜
賊つらまへ候てもめつたにハ持出し不申候由。

○長谷川三千両程ヅツ銭を買候由。此節銭日々上下御ざ候付、両替屋共之内此虚ニ乗じ大ニ利を得候もの御ざ候由。坂部十郎右衛門も、三千両之内百両程買置、支配下へ触を廻し、買候時の安相場ニテ望むものへハ遣し可申由申ふらし候由のさた。

○落咄 石川島上り地に成て石がけを被仰付、長谷川平蔵工夫ニテ、江戸中寺々の無縁の石塔あまた御座候を集め、とふとふ石がけ成就した所が、夜九ツ頃から石垣が色々ナ咄をする。貴様ハどこの寺からござつた。私ハ浅草、私ハ四ツ谷、私ハ牛込杯と咄し或ハ貴様ハいつ死なしつた、私ハ宝暦年中、わたしハ享保中、私ハ明和中杯と、てんでんに死だ事を咄す。内ニ一ツの石塔だまつてゐる故、キ様計ハなぜだまつてござる、マアいつ死なしつた。アイ私ハ天保（慶）年中でござります。夫ハとんだ久しい事、天保ハ平親王将門の時分ではないか。アイ左様サ私が長死にハこまります。

○長谷川平蔵年采加役を相勤、身上ことの外あしく相成候由。町方ニても平蔵様ハむごい事、何ぞになられそふナ物じや。あの通でハ今年杯ハ次第二身代行詰り、首を縊の自滅をするのといはるゝそふだとさた仕候よし。
 ○太田運八至て出精家ニテ、此節召候ハ自分ニも西の御目付と元氣盛ニテ登城仕候処、御先手へ被仰付候ニ付、青菜に塙を懸候様ニテ、へたと弱り候由。御目付杯の仲間さたにも、アレハどふした物だ。御先手といふ物ではない。外ニ被仰付方が有そふナもの。たゞしさゝ、被成て平蔵の跡でも被仰付候思召しか、いづれおしき人物とさた仕候よし。

○太田運八郎加役被仰付候処、長谷川平蔵至ていじめ、何を問合候ても色々むづかしく申伝達仕候趣も日々違ひ候由。全躰太田ハ西丸ハ目付と被存候付、当日ハ勇ミ進んで出候処、御先手被仰付望を失ひ候処、少々加役ニ

て元氣を得申候へバ、又々長谷川ことの外ニいじめ、家来も猶更六かしくいじめ候ニ付、大ニよハリ、引込可申と嘆息仕候よしのさた。

○長谷川平蔵方へ太田運八郎はじめて伝達を承りニ罷越候節、平蔵、こつちでハそつちを見倒そふとおもひ、そつちでハこつちを見倒そふと思ふが、まづ第一の伝達でござると申候ニ付、さすがの運八郎びつくり仰天、挨拶ニ困り候よし。

○長谷川平蔵ハ、いついつ迄も御役被仰付、嘸物入多て困り可申と取沙汰仕候由。一説ニ外の加役は勤候と身代を微塵ニ致候へ共、平蔵計ハ身代を能致候付、身上のわるく成迄御遣ひ被成思召だ、と取ざた仕候ものも御座候よし。

幕府財政破綻の時期に、これほどの冒險をしてまで自腹で公費を埋めたことは驚異とされるものである。これまた「無宿島はとても長くは続くまい」といった先の噂や、「姦物・山師・奇計・術者・謀計もの」との批判・悪口を高めるものであつたが『蟹の焼藻』⁽⁴⁰⁾これが突破口となり寄場の財政的見通しが立つと共に、曲りなりにも軌道に乗るのである。なお『野翁物語』に長谷川平蔵は「新銭座のことをも相勤め」という記述があり、寛政三年四月二十九日よりとする『よしの冊子』に、長谷川平蔵が「ずく銭を鋳つぶし候と申した有之」との関連に注目したいがこれは経歴において無根のことである。

しかし、あつけなくも、この銭相場の揚がりが最晩年の長谷川平蔵の大仕事『置き土産』となつており、翌年解任、翌々年の寛政七年五月一〇日、忽然と病により世を去るのである（四谷戒行寺『靈位簿』）。長谷川家はその喪

を秘し、五月一九日死去となつてゐる（寛政重修諸家譜、続徳川寒紀）。

寛政七年五月中、盜賊方御役長谷川平蔵殿卒去あり、これは近來稀成老吏にて、よく姦猾の叢を探ぐられ、取
えがたき盜人をもあまたとらへられたれば、官にも町奉行所同様に、万事御取扱ありし人也。⁽⁴¹⁾

本所花町に、火附盜賊改長谷川平蔵殿勤務中、賞罰正しく、慈悲心深く、頓智の捌多し、名高き稻葉小僧とい
う賊も、其手にて召捕られたり。人々今の大岡殿と称し、本所の平蔵様とて世にかくれなし。

人々の記憶には、やはり大盜召捕りの名人という印象が強く焼きついてゐるのであるが、むしろ人足寄場の功績
がより大きいことを強調したい。ここで在任わずか二年十一ヶ月の短期間ではあるが、創設期の長谷川平蔵の業績
を回顧してみよう。依拠文献は主として丸山忠綱「加役方人足寄場について」（法政史学第七号～一〇号）、瀧川政
次郎『日本行刑史』青蛙房、昭和三六年、石井良助『江戸の刑罰』中公新書（以下石井江戸の刑罰と略称）、平松義
郎「人足寄場の成立」（法政論集三三号、三四号）、刑務協会編『日本近世行刑史稿』上巻所収の寄場人足旧記留（以
下行刑史稿と略称）、人足寄場顕彰会編『人足寄場史』創文社、昭和四九年（以下人足寄場史と略称）といった研究諸
文献に依拠すればつぎのような事績を知ることができる。

(1) 作業からみた功績

それはまず、隅田川の河口にある二つの島地「佃」「石川島」（石川大隅守正煎屋敷跡）のあいだにある葭沼地一
万六千三百余坪を埋立て、ここに寄場を設ける設営作業であつて、御用地の整地・井戸の堀抜、本湊町との間の舟
着場（渡船場）の特設、人足が希望する小さな稻荷社の祀や杉廃材で造られた寄場専用の舟三艘の製造を急いでい
る。二月二八日には竹矢来廻いの小屋場（五間に一〇間の仮小屋）ができてゐる。同時に役所といえる詰所・門・

見張番所も仮小屋同様に出来たと思われる。この小屋場が出来二〇人の人足を収容した日が開設日といえよう。三月二六日には藁細工や、紙漉の細工所といわれる工房を兼ねた定員四〇名の長屋が三棟できている。別長屋は女部屋であり夫婦者を容れており、四月中には胡粉（石灰）の小屋場・炭団の小屋場・春米の小屋場の三棟が独立工房として造られ、五月には教化授産の新施設「人足寄場」がほぼ整っている（人足寄場史一〇六頁・一〇七頁）。

収容人足は無罪無宿と入墨の前科ある者で「四月遡日には二〇七人、四月二一日には二六七人、五月初旬には三九〇人、五月初旬には早くも出所した者が一四人」とある（人足寄場史一〇八頁）。長谷川平蔵在任の寛政五年には一日平均一三二人であるが、その後「文化一〇年には同数であるが、天保一三年一二月には四三〇人、弘化二年には五〇八人」（石井江戸の刑罰一八八頁）と増加する。

長谷川平蔵の考證では作業は渡世のための「家業」、あくまで「自分稼ぎ」（生活費の自弁）を建前とすべきであるとしており、「寄場起立」の御条目の趣旨を新入り人足に冒頭で申し聞かせている。この趣旨から武家・町人の私的雇傭である屋敷や堀・石垣の修繕請負の労賃は、引請世話人を仲立させ、世話人と注文人相対で定めさせている。また寄場内手業での製品の場合、売上代金の二割を道具代諸費用として差引き、残りの三分の一を強制的に貯金させて積立（これを溜銭という）、その残りの三分の一を毎月三回、十日ごとに渡している（人足寄場史一〇八頁）。また作業奨励金として「多葉粉銭」（煙草銭）という名目の小遣いを与えていた。現行監獄法第一七条に規定する「作業賞与金」のルーツに該たるものである。

寄場の作業には手業に属する寄場内の内役と、川浚・材木運搬・神田用水からの水運搬・御藏人足・渡船船頭・外使いという構外作業の外役に大別される。内役には米春・藁細工・炭団・牡蠣殻灰製造（石灰）、反古紙再生

(抄^抄き返^返)による鼠半切の寄場特製“島紙”の製造(紙漉^{紙漉}き)、胡粉^{ごさん}製造(蛤の殻を碎き細工物の材料とする)、鍛冶・大工・左官・屋根葺・たが掛け・竹笠作り・こき籠結い・彫刻・煙草切り(ちんこ切り)・元結^{元結}き・豆腐作りといつた手業が最初から設けられた業種である(『一話一言』、『親子草』石井江戸の刑罰一九〇頁、人足寄場史一〇〇頁)。その後、建具・経師・塗物・画工・木製の入れ歯造りなど、さまざまな手業が営まれている。しかし、長谷川平蔵の時代と明らかに記すものとして、「手習師匠、料理人、唄うたい、三味線ひきなどはこまり、當時遣方無^無御座^{御座}候。尤船頭も有レ之由、渡し船被^被申付^{申付}候」(『杉田玄白全集』第一巻日記・人足寄場史一八五頁)という記録もある。

また同じく、「評ニ曰、いさりハ繩ない又ハわらんじを揃^{こしあえ}、女芸者ハ川岸ニてせんたくをさせ、無宿などハ如何と問、答て、たどんを丸めさす」(『公事餘筆』行刑史稿九〇六頁)といった小咄のよくな記録もみられる。

女人足の作業であるが、人足の木綿の御仕着せの機織り、仕立て(裁縫)、補綴、雑巾刺し、洗濯などがある(行刑史稿八九八頁、石井江戸の刑罰一九一頁)。男人足も女人足も共に作業時間は辰の刻朝五ツ時(午前八時)より就業し申の刻夕七ツ時(午後四時)に罷業する定めである。休日は毎月一の日、正月元日より三日まで、七月十五、十六日、十二月二十五日より三十一日までとなつている(行刑史稿八九八頁)。

外使いは安くて実用的であるという島紙が下町で好評で、重要な信用制度であった。このため繩付ではないが、万^{まこと}一の逃去を考え、下役同心が十手を携帶して同行している(行刑史稿八四七頁、石井江戸の刑罰一〇二頁)。その実情は、

人足中追放相当者など期間の定めある者は概ね満期三ヶ月前に至り(期間の定めなきものに付ては何等の制限なく外使に出したるものと認められる)外使と唱へ市中への買物使いなどの雜役に使用し、日用品の現金買出し又は

製作品の運搬等をなさしめた。而して此間知己を求めて引取入を定め、就職の機会を得る者も少くなかった（行刑史稿八九八頁・九一二頁、市中取締類集両溜書留）

と伝えられ、今日の刑務所における糸放準備教育の先駆であり、それよりはるかに思い切った制度であつたといえる。

なお外役に準じてみる農耕作業については、寄場北側に自給自足のための野菜作りがなされているが、その本格的実施は長谷川平蔵の建議や関与のもとでなく、新規溜案に盛り込まれた方針の「荒地堀起し」「辺地開拓」実現のため、寄場発足と同じ年、幕府独自に常州上郷寄場を農業寄場として設けている（行刑史稿九七二頁、人足寄場史二五一頁）。

さらに長谷川平蔵が寄場費用捻出の名案として実施されたものに寄場附属の空地（未利用地）を民間請負業者の牡蠣殻置場・種炭置場・木材置場として利用させている。長谷川没後は埋立用土置場（行刑史稿九〇七頁・享和二年十一月一日の頃）、さらに幕末には石置場として利用されてゆく。その地代金は「年額千両を越えたこともある。これもまた寄場の費用にあてられたのである」（石井江戸の刑罰一八九頁）と指摘、高額であるため幕府の隠密により上り高の調査がつぎのとおりなされている（市中取締類集人足寄場の部）。

寄場地所上り高

町奉行組同心定廻り（探偵復命書）

當時寄場御地所上り高

一金六百二十五兩程 但一ヶ月一坪に付き銀二分五厘宛

此地代上納は炭薪材木石置場油絞所等の拜借人より上納仕り候

一金百二十兩餘

灰竈上納二百二十五兩の處諸商ひ散らしに相成候につき追々減じ方申立て凡書面の金高程も當時上納致候の由

右の通り上り高に御座候處、寛政度御取建の節は、初年米五百俵金五百兩翌年三百俵金三百兩の御入用御積りに有之候處、當時限り地代上納七百兩餘御取立にも相成り候間、人足喰物御手当劔方相當に成し下され候ても、最初の御積りよりは、御入用御減じ方に相成申す可き風評に御座候

以上

辰六月

寄場の経費についても同じく市中取締類集人足寄場の部に左のごとく記されている。

寄場の経費は財政の整理、收容人員の多寡等に依り素より増減を免れざりしが寛政度創設の際は初年米五百俵金五百兩翌年三百俵金三百兩、寛政四年度よりは一ヶ年米七百俵及御定金五百兩の豫算であった。試に寛政五年に於ける寄場経費受拂高を擧ぐれば左の如くである。

一、受高

米六百俵（二百十石）

淺草御藏より受取。

金四百兩。

御金藏より受取。

金百三十七兩一分餘

寄場地所並附屋敷（附屬地）其外地代。

一、拂高

米三十石二斗八升五合

寄場元締役、下役御賄米、町醫師御扶持米其他。

米百六十石八斗四升九合 人足扶持米。

金百九十一兩一分餘

役所諸色御入用並下役雜色銀其他。

金三百三十六兩二分餘

人足被服（四季施）、割麥、味噌其他一切御入用。

然るに文化、文政行政整理（御儉約）以後は御定金を三百兩とし、外に御入用米二百五十俵、金五十兩并寄場地所内町人共物置等地代並絞油賣捌代浮金（純益）を以て賄はしめしが、天保以來收容者激増を來たしたる三百七十七人を限度として豫算内を以て處理し之を超過せる場合は増御入用として増額を認められた（行刑史稿八五八頁）

人足寄場の経費は「人足寄場御入用」として市中取締類集人足寄場の部にまとまつた数値で詳細に伝えられてゐる（行刑史稿八六〇頁～八七〇頁）。「弘化」一年には、総額米七百四十二石、金一千四十九両が人足寄場のために費やされている（石井江戸の刑罰一八九頁）との指摘もこれによる。

(ロ) 紿与からみた功績

まず人足に御仕着せの衣服であるが、寛政二年二月二十三日、御用地整地の初日、第一陣の人足二十二人に着せた人足の衣服が水玉模様つきの半纏である。寄場人足を水玉人足と俗に呼ばれる事の起こりでもあるが、この点については色々な表現で伝えられる。

(ア) 人足は柿色水玉の半纏・股引を着て、白い晒手拭をもつていた。人足の衣服は平蔵原案では「波の模様」であつたが、柿色水玉になつた経緯は明らかにできない。恐らくは定信の案であろうが、中国古典では獄衣は赭衣となつており、柿色はその連想であろう。もつとも通常人の服色にはなく、かつ染色最も低廉という

事情もある。當時寄場の普請を目撃した者によれば、平人足は花色、すなわち薄藍色に白の水玉、世話役は柿色に白の水玉であったたといふから、当初は水色系の衣服もあつたのであろう。のちには柿色水玉に統一され、赤褐色は以後近代まで獄衣の色となる。因みに水玉、波の模様や花色は、河中の島からの連想であろうが、牢屋の囚人に与える衣類が浅黄色であり、水色系の獄衣が用いられていることにも関係があるのかも知れない。青衣も緋衣とともに近代まで用いられる獄衣の一である。（人足寄場史一〇六頁）

(b) 人足の仕着は、柿色へ水玉の模様を白く染出したるものを渡す。冬は袴、夏は単衣を渡したり、此の水玉も年々に其數を減じて、三ヶ年を経れば、無地柿色となるなり。（清陰筆記）

(c) 衣服は柿色水玉の四季施臥具は柿色五布団（三人に一枚）、木枕を用い、出精者・世話役等には無地四季施を貸与（清陰筆記、行刑史稿九一二頁）

(d) 大茶舟に島人足共花色地に白上りに水玉の惣模様を着せ、是は世話人之由にて、柿色に白上りに致し水玉に惣模様に染（『親子草』・『新燕石十種』第一に所収）

食糧・入浴・畳・暖房・髪型などの定めについてであるが、

(a) 食糧は業種に依り差等あり、五合より八合に至り米麦の混炊であつた。尚特別菜としては正月三ヶ日は雑煮餅及塩鮭、寄場開場記念日、鎮守の稻荷祭、五節句には赤飯を与へ、暑中には必ず一回鮓汁を給し、其他七夕には素麺、月見には団子汁を与える等、頗る人情を酌み人間味の豊かなる待遇を為した。入浴は隔日入浴（暑気厳き節は時宜に依り毎日）であつた。

又部屋内には世話役のみ畳を敷き其餘は寝子駄を敷き、火爐を設け喫煙及煮焼を許し、冬期は薪を燃して

暖をとらしめた。尙人足の頭髪眉毛等は普通人と其の形は同ふしチヨン鬚に結髪せしめ女も又普通の結髪をさしめ且當時の慣例に従ひて既婚者は鐵漿を以て歯を染めしめた。尙天保十四年九月水野忠邦在勤中逃走豫防の爲目印として男子は片眉毛剃落し女子は切禿にせんとの議ありしも「異體の嚴法」相立つるは好ましからずとして採納する所とならなかつた。(行刑史稿九一二二頁、九一三頁)

(b) 女部屋には畳を敷く。喫煙および煮焼きが許され、玄猪の節(陰曆十月上の亥の日。江戸時代にはこの日から炬燵を開いた)からは薪を燃して暖を取らせた。(石井江戸の刑罰一九三頁)

(c) 人足の頭髪は普通の人とその形毫も異ならず、野郎あたま即ちチヨンマゲに結髪せしめ、女も又世人と同様に結髪せしめ且當時の慣例に従ひて、年嵩き者には鐵漿を以て歯を染めしめたるものなり(清陰筆記、原胤昭『出獄人保護』、行刑史稿九一八頁)といった文献により知ることができる。

(ハ) 教化からみた功績

人足寄場が日本の獄政・刑事政策を大きく修正し進歩をみせた意義は、佐州水替人足・深川の無宿養育所の運営に教化と保護という方針と感覚を欠いていたことへの反省にあり、これを顧みて幕府直営の人足寄場が教化施設としての目的に立ち、その範をなしたところにあるといえよう。寄場の設備が男人足については夜間は施錠せられた一番部屋から七番部屋に、八番部屋は病人部屋、女部屋は別囲いで一棟と、男女を最初から別異・分隔させたことは当然としても、風紀の在り方を基本的に厳然と教えており、当時、巷で高名な心学者中澤道一に委嘱して庶民の生き方、人の道を判り易く教諭させたことは、まことにタイムリーであり有意義なことであった。人足が熱心に聽講したことを持っているが、その詳細は竹中靖一「人足寄場と心学」(人足寄場史)に記されている。その聽聞は、

寄場には一ヶ月に三度の休日あり。朔日、十五日、廿八日、此の日には人足に手業を休ませ、心學道話を聽聞せしめたり。講師は市中より來り、人足を七つに分けて、七席の講義を爲し、仁義忠孝の道或は因果應報の理を説き聞かせたるなり。何故に七つの區別したるかと云へば、人足部屋七棟ありしにより、一番より七番部屋までを、順々に席に呼び入れ、白洲に筵を敷き着座せしめ、一席づゝ講話したり、此の日人足どもは此の席より退きて後は、自分の垢れ物の洗濯などを為す事に候。（清陰筆記）

という要領で実施されている。中澤道一は享和三年（一八〇三）六月に死去、後任として脇坂義堂が勤め、文政三年（一八一〇）四月、脇坂の死去のあと大島有隣が勤めるなどして幕末まで続いている。

また寄場内に稻荷の小祀を開設時から設けたのは、熱病を患う人足の所望を容れたことによると伝えられるが定かではない。この稻荷社も幕末まであり、巣鴨監獄・府中刑務所へと移転することに繼承され、現在でも稻荷の祭礼が職員有志で続けられている。

(二) 保護からみた功績

保護には寄場内での病気の際の手当も広い意味で含まれるが、釈放後の自立更生に手を貸す援助に寄場としてのメリットと面白があるものであった。すなわち、引受人の決定、就職斡旋、渡世に必要な道具の給与、釈放時の溜銭交付、寄場内で志望した場合の弔いに及ぶものである。その間のことは左の諸文献が詳しく伝えている。

- (a) 寄場の最終目的は改悛の見届けにあり、それが釈放の基本条件である。釈放の節は溜銭のほか「褒美銭」と名づけて、これまでもらった多葉粉銭の四分の一を上乗せして渡され、更生資金とさせている。「油製方以外の職業の人足には、多葉粉銭を十日目ごとに与え、二百文以上は半分、それ以下は三分の一を役所で取

り上げて、釈放のとき渡す例だつた」（石井江戸の刑罰一九二頁）と、これは製油方ができてからの記述とみられるが、長谷川平蔵在任のときから多葉粉銭・褒美銭はすでにあつたものである。また「無宿者は、溜銭が一定金額（たとえば手業ある者は十貫文）に達したときに釈放する。十貫文に達しなくとも、常々の手業出精の者には褒美を与え、合わせて十貫文に達すれば釈放した。もちろんそのほか改心の情顯著ならば赦免した。年限をきめて寄場入りを申し付けた者や、追放刑に処せられた者は、定めの年限（おおむね五年）を経過すれば釈放した。引受人がないときは、人足差配人がひとまず引き受けたのである（石井江戸の刑罰一九五頁）。

(b) 一般無宿者にありては、1、作業賞與金一定額に達したる時 2、作業賞與金定額に達せざるも特に作業に精勵せる時 3、特殊の技能を有し且行將善良なる時 4、改善の状特に顯著なる時は、何時にも町奉行の認可を得て之を釋放し、年限を以て寄場入申付たる者及追放刑に処せられしものは一定の年限（概ね五年）を経過せる後同様の手続を経て釋放したのであるが、釋放に際し若し引取人なき時は町方役人村役人等に引渡し、若しくは寄場内に附置せられたる寄場差配人に委付して適當の就職先を發見せしめ、必要ある時は渡世に必要な資本金を官給し又特に改悛の情顯著なる者の内より前記差配人又は授業師、船頭等を擢用する等、其の社會復歸に付ては多大の努力を拂ふ所あつた。尙寄場差配人は前記就職先發見に努めるの外、引取人出迎遲着の場合は其の役宅に引取り待期せしめ其の他人足釋放の際は必ず之に立會し各般の注意を加ふる等恰かも今日保護團體の任務たる一時保護事務をも擔任し同場保護施設として最も重要な役割を演じた。

(c) 寛政二年三月平蔵は神田無宿平助・鉄五郎親子を出所のうえ店をもたせることにし、元大工であったところから、大工具具鍋釜道具一式で金二両一分相当のものの支給を予定している。店をもたせるというのは、具体的には寄場が斡旋して店請人を見つけ借家させることと解してよいと思う。しかし平助が死亡したので、平蔵は遺児鉄五郎を養子縁組させようとしている。もつとも、このような形ではなく、手業に出精し、心底も直ったとして単に親兄弟、諸親類に引渡した例もあり、それがむしろ通常の方式になるのである。平蔵は按摩であつた無宿盲人二名を出所のうえその営業者のいない佃島の町に引渡し、そこで定住できるように取計つていているが、作業の場合と同様、出所に際しても、平蔵の個人的斡旋、努力によつて打開されていた面が強いのである。（人足寄場史一一〇頁）

(d) 寛政五年肥後無宿玄碩醫道心掛け候に付、常に寄場内にて人足共療治等致させ置候處、功者に相見え其上心底も改心致し候に付、赦免申渡し衣類、諸道具、店賃、小道具、藥代、白米一人扶持つ、三ヶ月下され配人へ引渡し店持たせ遣し候。（市中取締類集・人足寄場旧記留・行刑史稿九五五頁）

病人は寄場の八番部屋に収容しており（行刑史稿九二一頁『清陰筆記』）、町医者に頬み隔日の診察がなされている。病人は薬湯に入浴させ、四合の病人用飯糰を、副食として朝は汁、晝は梅干または醤の類なめものが与えられている。重病の場合には溜に移しているが、幕末には小石川養生所にも移している。

死亡者の扱いであるが、

(a) （寛政二年）三月四日、平蔵は当然予想される病死者のため、深川弥陀堂（注・深川富吉町正法寺持深川永代新田弥陀堂）をその寺と定めており、四月最初の死亡者が出了（平松義郎「人足寄場起立」前掲書⁽¹²⁾一七二頁、一

七五頁

- (b) 人足寄場で死亡する者があれば、有宿者の死体は引受人に渡し、無宿の死体は寄場下役一人、世話役一人が附き添い、手代人足三人でかついで、千住の回向院墓地に埋葬した（石井江戸の刑罰一九四頁）
- (c) （長谷川平蔵）又刑死のものは、時々に法会を設けて是を弔へしとなり（『江戸会誌』）
- (d) （長谷川平蔵）又所々の寺院に墓塔を建立して、刑死の菩提を弔らひ、道橋に菰かぶり居る乞食などに、折々鳥目を与へて、恵みなんどしけるとぞ（『蟹の焼藻』）

と云つた事例がみられ、常人ではなかなか出来得ない保護の終着まで手が行届いているのである。いずれにしても創設期は長谷川平蔵の個人的な才覚・臨機の裁量が縦横に生かされたことが知られる。

（二）人足寄場調整期——寄場主法の定立と組織の改訂——

前記（一）の創業期においては、長谷川平蔵の業績とからめ詳述した。以下寄場の調整期・中期・後期は、その制度運用の特色に触れながら概説、巻末に掲げる人足寄場年表によつて、その運営の流れを追うこととしたいたい。

長谷川平蔵急死にともなう幕府の対応は、亡くなつた同月の寛政七年五月、老中戸田采女正氏教の命により、寄場を事实上、町奉行の管下に置き、暫定的に長谷川平蔵の先例「寄場仕置」を尊重しながら寄場の永続的・基本的な主法を策定するよう調整がなされている。これは組織上も大きな改訂であつて、その狙いは長谷川平蔵に試行的に委ねた吟味権「寄場仕置」を町奉行に移し、寄場人足に係わる刑罰・懲戒（寄場内の紀律違反の罰）を幕府の定法である公事方御定書に準拠するよう齊合がはかられたのである。

長谷川平蔵は「寄場起立」の第二上申書で強調したごとく、深川の無宿養育所の失敗は、余りに多い逃去にあつ

たその無策を踏まえ、「年数限りに至り候てもその志を相改め申さず候ものは、生得の悪党に御座候えば、悪を改め善に移り候儀、御座あるまじく候えば、年老い候迄養育所に入置き申すべしか」と、悪を悔い改めぬ人足には相対的不定期刑ともいえる思考があり、寄場内紀律違反者には五十敲、職業不精者は遠島、寄場逃去者には死罪という方針で臨んでいた。すなわち

平蔵は前述のように寄場主管者として相当に広範囲の懲戒権を与えられていた。平蔵時代から逃亡の実例があり、寛政二年（一七九〇）三月から一月末までに六名もあつたが、ほとんどは逮捕されて死罪になつていて。平蔵は懲罰による威嚇の効果を高めるため二つの方法を案出した。一は重い懲戒と寄場糸放の各申渡を同日に行って賞罰の対比、嚴正を人足に印象づけようとし、二は死罪は牢屋で斬首するのであるが、寄場内、人足の面前で宣告し、切縄を掛けたうえ牢屋に送つたことである（前掲書四二一〇頁）。

これら長谷川平蔵の考えが強くおし出されている人足寄場寄場仕置の事（行刑史稿九三三頁）は、寄場開設時より配置されている運用の監察役・立会役の徒目付二人により幕府に逐一報告がなされていた。このため平蔵在任末期の寛政四年一一月、修正案が示されたのである。敲の細分化と手鎖といふ軽い仕置きの導入がなされ、つぎのような一部改訂がなされている。

○寄場御仕置之事（寛政四年）

一 寄場地所より逃去候もの　死罪

但逃去候節之始末ニ不_二相構_一、死罪申付候、

附人足寄場江呼出、科之始末申渡、外人足共ニ為見置、切縄ヲ懸ケ、牢屋敷之差遣ス、

一 寄場使先より逃去候もの　死罪

附右同斷

一 寄場逃去致し候もの　死罪

但逃去候後、五ヶ所以上夜盜致し候ハゞ、仕來之通、引廻之上死罪、

附右同斷

一 寄場逃去可レ申と地所内ニ隠レ居、并盜いたし候もの　死罪

一 寄場逃去可レ申と、地所内ニ隠レ居候もの、　重敲

但一旦入墨ニ相成候ものハ、増入墨申付來候、

附於「人足寄場」島入墨之上、

一 寄場逃去、自分と罷歸候もの、　重敲

但一旦重敲御仕置ニ相成、又候逃去、自分と罷歸候ニおるては、於「人足寄場」入墨之上、重敲、

附於「人足寄場」

一 寄場可ニ逃去」と申合候得共、後難を恐、逃去不レ申候もの、　手鎖

附於「人足寄場」五日さや

一 無レ斷地所裏手江罷出、夜ニ入候迄罷在候もの、　重敲

附於「人足寄場」

一 無レ斷寄場圍外江罷出候もの　手鎖

附於「人足寄場」三十日

一 寄場より相願致「他出」夜二入罷歸、又召捕候もの、

但一旦入墨ニ相成候もの者、増入墨申付來候、

附於「人足寄場」島入墨之上、

一 於「寄場」博奔いたし候もの 死罪

一 非人之儀押隱、寄場ニ罷在候もの、相應之咎申付候様申渡、
穢多頭淺之助江引渡、

一 寄場より奉公ニ差出置候處、致「欠落」もの

重敲

附於「人足寄場」

一 同幼年之もの 手鎖

附於「人足寄場」三十日

一 寄場より店爲レ持遣候處難「取續」、店致「欠落」候もの、

但一旦入墨ニ相成候もの、増入墨申付來候、

附於「人足寄場」島入墨之上、

一 寄場より引渡ニ相成候後、致「欠落」候もの、重敲、

附右同断

一 同幼年之もの 手鎖

附右同斷三十日

重敲

敲

一於^ニ寄場^一盜いたし候もの
死罪

一徒黨^ニ間敷儀致し候もの
死罪

一職業不精、又者申付不^ニ相用^一類、再應答申付候而も、不^ニ相用^一超過いたし候もの、
遠島

一職業を怠、又者申付を不^レ用もの等、手鎖入牢、其外咎申付候儀者、其度々相伺不^レ申、相應之咎申付候心得

ニ御座候、

一博奔又者惡巧等致し候もの有^レ之儀を申出ニおるては、其品ニ寄、褒美を可^ニ差遣^一候、

一片鬚剃落、年限之定有^レ之もの、遣方之儀者、年限中ハ、平日片鬚剃蓄置、赦免之日數、五ヶ月以前より鬚

為レ立可^レ申候、

一當分之咎手鎖、或ハ二十敲等之儀ハ、不^レ及^レ伺取計可^レ申候、

一癩病又者瘡毒之類、湯治致し度旨相願候ハ^ミ、相應之草鞋錢差遣、不^レ及^レ伺放遣可^レ申候、

一寄場人足入墨金藏、同忠藏、寄場逃去、佃島之方江出、同所町家脇ニ隠レ罷在候ニ付、寛政ニ亥年、元相模無宿、當時寄場人足入墨市五郎、石川大隅守屋敷内江這入、夫より地所敷之内ニ隠レ罷在候御咎之例を以、同四子年十一月廿一日、前書之金藏忠藏御仕置伺江添書致し相伺候處、左之通被^ニ仰渡^一候ニ付、承付致し、同廿四日返上、

右承付

書面伺之通、寄場逃去、添屋敷又ハ佃島ニ而召捕候もの、入墨無^レ之分者、入墨之上、重敲、入墨有^レ之もの

ハ、死罪御仕置可^ニ申付^一旨被^ニ仰渡^一奉^ニ承知^一候、

寛政四年子十一月 長谷川平蔵

右之通、松平越中守殿江書面之御仕置、并御咎之相當之分者、定例之通と相認申候、右之外者、是迄之類例、
朱書ニ致し進達いたし候、
(行刑史稿九三三頁)

いざれにしても、寄場創業期の法規制がほとんどない真空状態を索刺し規制する体制が、長谷川平蔵在任末期および死去を区切りとして表面化し調整がなされたのである。

こうして寄場は火附盜賊改加役から若年寄支配・町奉行直接の指揮体制下に切替えられ、町与力が当番与力として二人宛、隔日交替で寄場見廻り役に出役、同心も隔日に一人宛出張して寄場に詰めることとなつた。幕府の制度方針としてやむを得ない流れでもあるが、平蔵の熱意と才覚を惜しむ者にとっては、老中松平定信の慎重すぎる官僚的寄場観、長谷川平蔵処遇の姿勢に、平蔵「使捨論」「非情論」「猜疑論」といったものが市井にまで広くあつたことは事実である。

(三) 人足寄場中期——天保改革の影響と油絞りの強化——

文政から天保にかけ、特に天保の改革は寄場に大きな影響を与えていた。文政三年（一八三〇）八月、公事方勘定奉行石川主水正忠房と松浦伊勢守忠連の二人から関八州を徘徊する無宿対策として、寄場内の稼ぎに限定、五年経過後は御構場所以外の引請人に身柄を渡すという条件のもと、寄場に江戸払以上の者を収容する案が提議され認められた。

追放刑（江戸払以上）中の者は受刑者であり、寄場収容は刑の一時的中断・執行延期ということになるもので、これについてには

文政三年のこの改正をもって、保安処分として発足した人足寄場が追放刑に代替する自由刑執行の場へと変質

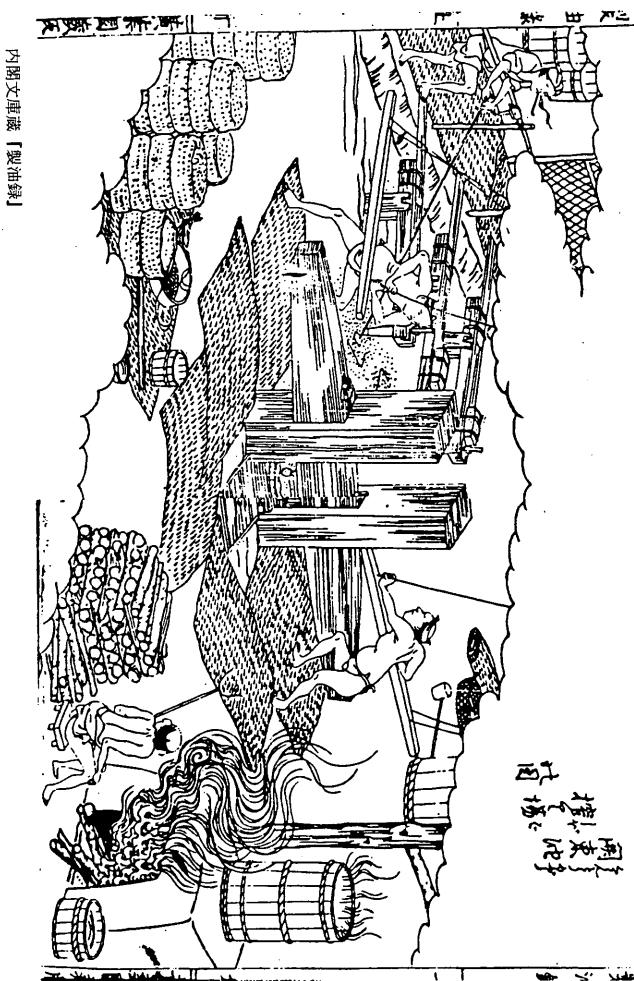
したと説くのが通説である。しかしそれは正しくない。改正の趣旨は追放刑の代替ではなく、その執行延期であり、実例に従っても、出所に当つては御構場所外の引請人に引渡されており、御構場所立入の禁を守つて御構場所外に定住すべきものであつた。もつとも追放刑被宣告者が一律五年、あるいは五年以上収容されていたかどうかは明証を欠く。いずれにしても、文政二年の改正以後も、人足寄場は法律上は依然として保安処分である。ただ事実上自由刑的な性格を帶び、實際上変質したと考えなければならない（人足寄場史一一七頁、前掲書⁽⁴⁾一五八頁）との見解がある。

文化文政時代には寄場収容人足は一四〇～一五〇人程度であつたが、天保時代の打続く飢饉により、関八州の徘徊はもとより江戸市中に再び大量の無宿が流入した。このため天保一二年（一八四一）寄場奉行尾島三十郎の上申で油絞の作業が許されることとなつたのである。

翌天保二三年、寄場での油絞り（製油仕方）体制が整うこととなり、追放刑の人足を受入れ、その大部分を油絞りに充てたことは、寄場を舞台とした無宿対策として、使役の方方法、使役の対象に大きな変化をみた。天保期の寄場収容追放刑者は、『ごろつき』と呼ばれる無法者・遊び人で、無宿も悪質なそれ者が大部分である。これらの者は、八州廻りの狩込みで佐州水替に送られ仲間の脱柵騒動や護送途中の目籠破りの事情や風聞もたっぷりと聞いており、手弱な者は筑波山麓の上郷寄場に送られていたことも十分承知していた。

これら荒くれ人足が油絞りに充てられたことにより、またその作業が尋常でなく、きわめて重労働であつたことは、寄場に異様な雰囲気、異様な活気をもたらすことにもなっている。その一つは從来と異なり早朝から日没まで

図2 油抜きの図



作業時間の大幅な拡張であり、その二は「罪の輕重にて」「部屋を分置せ」（『宝曆現來集』）といふとく、罪人の処遇が顕著になってきたこと。その三は「油製の仕事の人足の食事は盛相に一ぱいすつが、油藏、種藏の見張とか、袋造りや麦踏みなどの骨の折れない人足には、揚げ底盛相といつて、厚さ五分ほどの板を底に入れて盛る。病気になつて仕事を休むと一枚入れる。人足の各部屋には、卯時役というのがあつて、毎日、元締同心から卯時（午前六時）に米、挽割、味噌などを受け取つて、食事を作るのである」（石井江戸の刑罰一九三頁）といふとく、企業による食事の差、新しい役も設けられていつた。

ここに、寄場で人足を牛馬のごとく追い廻すので「駆役」という言葉も生まれており、寄場の作業場はやがて駆役場という名に改称されている。寄場実態の徒場化・懲役場化といわれるゆえんである。現代でも企業の新入社員に「鍛える」「氣合を入れる」意味を“油を絞る”、“油を絞られた”という表現で使われているが、実はこの人足寄場の油絞りに起源をもつものである。また、この油絞りの製品売捌きは、天保十一年から江戸本銀町四軒屋敷の油商福島平左衛門の一手引受けとなつており、幕末まで続くのであるが、単に売捌くだけでなく、油絞りの設備および原材料である菜種の買入資金まで出資していくことも大きな特色であった（市中取締統類集）。

（四）人足寄場後期——寄場の懲役場化と老朽化

寄場の後期は弘化元年（一八四四）から明治維新に至る二三年間とし、末期と呼称するのが妥当かとも思われる。この期の特色は記録的な過剰拘禁、小伝馬町牢屋敷に類似した牢獄化、幼年者を含む若年層の懲治場化、政治犯と問疑せられる者の予防拘禁的要素の加味といつたものが挙げられる。

牢屋敷類似の勤務体制が伺えると云うものには、つぎのような規則を例示できよう。

鎌役勤務法（文政年間定）

一引取方願并諸願書之儀於訴所ニ下役請取於白洲元々役請取置候旨申渡候事

一人足赦免申渡於白洲可申渡事

一諸向々引渡人足於白洲請取可申事

但此方々引渡人足之儀は同所ニおいて立合無之元々役下役斗ニ而引渡可申事尤御目付方詰合候へハ立合申候

一開發百姓ニ遣候人足并佐州表江被遣候ものは於白洲ニ奉行申渡相濟退座後同所江請取之もの相廻し元々役引渡可申事

一人足共江科書為讀聞之儀於白洲町與力申渡元々役御小人目付立合申候事

一右之條之立合有之候節町與力例之通り出席之事

一毎月廿五日御拂於御役前ニ元々役下役御小人目付立合候事

右之通

亥四月

差配人勤向心得方書付

(行刑史稿八四四頁)

勤向之儀聊龐略無之儀は不及申ニ萬端念入心付可相勤候事

一日々出刻限之儀は朝五ツ半時罷出諸御役所向御用濟之上相伺退散可候事

一着類之儀は綿服ニ限り奢ケ間敷儀仕間敷候事

一御賄向并人足江被下候御扶持米味噌薪隨分念入取扱可致候事

一御用透之節は手業場并部屋内迄も見廻不依何事心附人足共如何敷筋有之儀は早速可申達候事

一人足共取扱方諸事厚相心得無依怙負正路ニ差引可致事

一御役所向へ出入御用達諸町人江御用之外決而談合致間敷候事

一人足赦免之節混雜無之様ニ差引可致候事

附引取候町人ともり如何敷儀は勿論音物等請申間敷候事

一渡船場之儀平生手都合能様船頭江申付風烈之節等は別而心付世話可致候事

一御役所御賄向引受候上は勝手向其外厚心付龐末無之様念入取扱可申事

一御役所向風筋惡敷出火之節は夜中ニ而も早速罷出可申事

右之條々皆相守常々精出可相勤候者也

(行刑史稿八四六頁)

ただ、寄場の經營が中期より幕末にかけ民間資本の油絞りを中心として進められてゆくことと併せ、寄場起立がめざした各種手業の作業も依然として存続、教化としての心学講話も一貫して続けられ、どうしたものか仏教僧による宗教教諭はなされなかつた。

当面する最大の問題は、寄場人足が追放刑者を中心として六〇〇人台に増加するという記録的な過剰収容時代を迎えたことである。次の(A)(B)二図に示す統計は、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』一〇五九頁・一〇六〇頁(創

文社・昭和三五年)に掲げるもので、表中の括弧で囲われた数字は人足寄場に送られた者の数を表わしている。
 この当時、寄場では、大利根河原の血闘で飯岡の助五郎が笛川の繁造の本拠を急襲、浪曲『天保水滸伝』でうたわれる天保末期の大物侠客が人足の名主株で顔を揃えていた時期にあり、関東には大前田英五郎、江戸には新門辰

A図 追放刑の者の数

| 年 次 別 計 | 敲 刑 之 上 追 放 | 入 墨 刑 之 上 追 放 | 所 拂 | 江 戸 拂 | 江 戸 十 里 四 方 追 放 | 輕 追 放 | 中 追 放 | 重 追 放 | 刑 種 處 刑 年 次 | | |
|------------------|----------------------------|---------------------------------|----------|-------------|--------------------------------------|-------------|--------------|-------------|----------------------------|------|----------------|
| | | | | | | | | | | 文久二 | 文久三 |
| 99 (72) | 13 (8) | 13 (10) | 0 | 3 (3) | 11 (4) | 6 (4) | 39 (30) | 14 (13) | | 元治元 | 慶應元 (五一二二月) |
| 67 (63) | 9 (7) | 10 (10) | 1 (0) | 1 (1) | 6 (5) | 0 | 32 (32) | 8 (8) | | | |
| 47 (36) | 8 (7) | 6 (6) | 0 | 1 (0) | 3 (2) | 2 (2) | 16 (13) | 11 (6) | | | |
| 87 (65) | 9 (5) | 18 (16) | 2 (0) | 1 (0) | 7 (5) | 6 (3) | 32 (29) | 12 (7) | | | |
| 300 (236) | 39 (27) | 47 (42) | 3 (0) | 6 (4) | 27 (16) | 14 (9) | 119 (104) | 45 (34) | | 刑種別計 | |

B図 入墨・敲の刑の者の数

| 年 次 別 計 | 敲 | 重 | 入 | 入 墨 | 入 墨 重 敲 | 刑 種 | 處刑年次 |
|------------------|--------------|---------------|-----------|-------------|------------------|---------------------------|------|
| | | | | | | | 文久二 |
| 979 (206) | 255 (21) | 226 (64) | 29 (1) | 115 (16) | 354 (104) | | |
| 831 (191) | 224 (31) | 230 (45) | 14 (2) | 89 (15) | 274 (98) | 文久三 | |
| 888 (151) | 235 (18) | 263 (42) | 36 (5) | 109 (20) | 245 (66) | 元治元 | |
| 1097 (152) | 303 (22) | 313 (47) | 13 (1) | 115 (10) | 353 (72) | 慶 (五一 二月) 応 元 | |
| 3795 (700) | 1017 (92) | 1032 (198) | 92 (9) | 428 (61) | 1226 (340) | 刑種別計 | |

五郎といわれる有名な侠客がいたのであるが、この辰五郎も寄場にいた。このように内部事情から、六〇〇人の大世帯を抱える割にはザコ共のごたごた、もめ事は、寄場の御役人様ではなく、親分衆の一睨み、鶴の一声で抑えが利いていた。

幕末には寄場の火災・大津波などの災害多く、避難のための「切放ち」(解き放ち)もおこなわれる反面、寄場内の紀律違反者には「百本打」という仕置き(敲)もみられている(行刑史稿九四三頁)。また、小伝馬町牢屋敷で

は幕末、「切放ち」をもくろんだ放火とみられる火事（赤猫這わすと陰語で表現）が続いており、寄場においてもその悪風が伝播したものと思われる。

区立佃公園の一角に、古式灯台を模して造ったという石川島灯台がある。この一帯では、住吉神社が江戸の昔から同じ場所にある。灯台わきの看板に、江戸時代の地図入りで人足寄場が記されている。『その昔佃島漁師夜話』の著者で、佃一丁目で暮らす石川きんざん（八八歳）は、「池波正太郎氏が次男の仲人をしてくれたこともあり、鬼平犯科帳が大好きです。寄場のあつた石川島と佃島は目と鼻の先だけに、寄場の人足が竹で弓を作り、油を浸したぼろ布に火を付け、矢の先につけて佃の民家に放つたことを、子供のころ住吉神社の宮司から聞かされた」（佐々木明記者「鬼平を歩く」⁽⁶⁾人足寄場・平成八年一月二一日・朝日新聞都内版連載記事）

と佃の地元民が今に伝える新スクープも頷けるものがある。同時期、浅草・品川の非人溜からの逃去も瀬々と続いているおり、人足の動搖は著しいものがあつた。

この時期、また諸藩では子供の懲らしめのための過怠牢（のち明治初年の親の願出による請願懲治、重松一戦『少年懲戒教育史』第一法規）を多用する傾向にあり、江戸でも勘当候補のグレ息子に、このままゆけば今に向いの無宿島である『寄場』に送られることになると、親は涙ながらに説教したもので、

〔マ・意見
子に異見
隣は島の物語

という句が、それを切実に伝えていた。寄場は子を懲らしめるため、いつも引合いに出される場所とされていたわけで、それほど寄場は江戸市民の心に深く眼づいた社会教化施設として、存在感あるものとなっていたのである。

元治二年（一八六五）二月、神奈川奉行は音次郎なる若者が居留地でフランス人を打擲したとして軽追放の刑を

言渡しているが、引続いて江戸南町奉行根岸肥前守衛蕃に、懲らしめのため当分寄場に収容してほしいと依頼、それを認めるといった事例もある。さらに幕末から明治初年にかけての越年人名簿があり、『居越帳』（明治二年～四年）というのが、つぎのような形で記載されている。

巳十二月廿日入

徒弐年半 柴田梅吉 巳十六歳 遠州無宿

壬申六月四日満刑ニ付裁判所ニ引渡 但雜物並勵銭相添

午二月廿七日入

徒弐年 池田靄吉 午十六歳 新宿町無宿

申二月十日期限ニ付裁判所ヘ引渡し

午二月廿八日入

徒弐年 中村長吉 午十八歳 神田皆川町無宿

申二月十日期限ニ付同所ヘ引渡事

午五月九日入

徒弐年 中沢新太郎 午十六歳

申四月廿二日裁判所引渡

午五月廿九日入

浅草福井町二丁目喜代丸
借地無宿満連れ伴

百答罪之徒弐年 田熊村徳三郎 午十五歳

松村丁清次郎地借
松藏方同居

壬申五月十日満刑裁判所ニ引渡

午十月十七日入

徒弐年 松本八五郎 午十六歳 信州松本無宿

申正月七日病死

午十月十八日入

徒弐年 小島伊三郎 午十八歳 魁町無宿

申十月二日満刑ニ付働錢雜物相添其掛江引渡

受 山井秀規

午十月十八日入

徒弐年 柏崎久吉 午十五歳 越後国柏崎宿無宿

申九月廿日赦免ニ付東京裁判所迄引渡

午閏十月十日入

徒弐年 竜済徳次郎 午十三歳 越後国今町無宿

申九月廿日赦免ニ付東京裁判所迄引渡

午十二月廿三日入

徒弐年 浅田銀次郎 午十三歳 浅草福富町無宿

(服役中のため転末は記載なし)

未二月五日入

徒弐年半 梅田熊吉 未十五歳

(服役中のため転末は記載なし)

下谷万年町宅町目七番地
借居中村市五郎方同居
桜田彦兵衛後家ふん忤

(重松一義『石川鳴人足寄場居越帳』人足寄場顕彰会刊・府中刑務所印刷・昭和四八年)

これらの者は、つぎのごとく幕末から収容されているが、明治初年の仮刑律によつて徒刑に切替えられている。「囚籍書留帳」が「居越帳」という名のもとに書留められているが、この期間のみで一二五一人の人足名が記載されている。その多くは無宿で、後家の連れ子など今日の母子家庭・欠損家庭の子にあたり、年令の最下限は十三歳で越後からの家出少年と浅草福富町無宿の少年である。寄場がすでに懲治監的性格を帶びていることを知るのである(重松一義「人足寄場と石川島監獄」・『人足寄場史』三三二一頁～三三五頁、なお同書七三頁参照)。これがのち、懲治監・別房留置・幼年監・感化院・矯正院・少年院の系譜へと連がつてゆく(重松一義「感化院創業期における心学の役割」石門心学会雑誌第一九巻三号・通巻一〇五号・昭和四八年、前掲・重松一義『少年懲戒教育史』)

また、シーポルトの通訳で伊豫大洲の蘭学医として知られる三瀬周三など、国事犯(政治犯)として扱われる人物も多く収容されており、予防拘禁的な政治監獄と、維新直前の動乱で捕えられた野州降人の仮囲場という俘虜収容所・軍監獄といった傾向と一面をもみせ、固人(警固人・警固吏)が非常配置されている(慶応三年正月二五日『慶喜公御実紀』)。人足寄場はこのようにして明治維新を迎えるのであり、明治元年二月、官軍により接收され、鎮台府から東京市政裁判所会計局に属し、新政府刑部省へと引渡されている。

(五) 人足寄場の地誌的変遷——立地条件と無宿島造成

石川島は古くは「ミニく島」と呼ばれており、宝永二年（一七〇五）御船手方・旗本で家禄四千五百石の石川八左衛門（石川太隅守政次）が拜領して以来、「石川島」「石川八左衛門殿島」と呼ばれた（『江戸紀聞』）。この石川八左衛門の屋敷があつた島の姿は、『武州豊島郡江戸莊図』によつて知ることができ、同図について

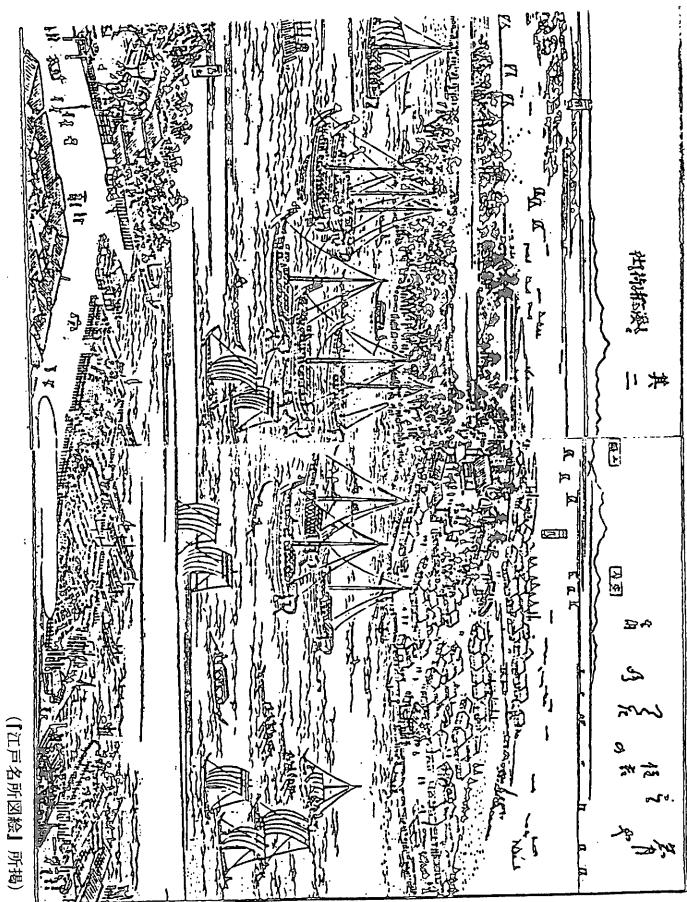
当時の江戸下町は、八丁堀と三十間堀がその南限を画する水路で、後の築地も明石町もまだ海中についた。しかし八丁堀五丁目の町裏に、海に突き出て石川八左衛門の屋敷があつて、靈岸島を隔てて、遙沖合の「ミニく島」と相対しているのをみる（人足寄場史三八三頁・安藤菊二稿）

と、そのたたずまいを説明している。この島は遠目にみて、椎など灌木のこんもりとした森のごとく見え、「森島」とも呼ばれ、一説には石川家の先祖が將軍家光に特別大きく重い鎧を献上、御褒美としてこの島が与えられたので、「鎧島」とも云われたという（『江戸紀聞』）。あるいはまた、島の浅瀬が葭の林立するミサゴの巣となつていてから「葭島」「鷺島」と俗称されたとも云われている。

隅田の河口、江戸湊に点在するこの風光明媚な小島が、にわかに人足寄場御用地とされることになり、大きな変貌をみせることになる。すなわちこの島は寄場の人足、寄場の要請により佃島から出された人夫（毎日二〇人）により埋立て、造成されている。

石川家の屋敷替え手続は、寄場が建設された一年後の寛政四年一月二三日、願出により即日認められるという事後手続で、同年四月二六日、永田馬場の大久保玄蕃の上げ屋敷に引移つたことになつており（寛政呈譜）、如何に急な造成であつたかが伺われる。こうして「石川島」は「無宿島」（新燕石十種）第一所掲）、『佃島寄場』あるいは単に『島』と江戸市民から呼ぶようになつている。石川氏の屋敷替えでその名が消えてより、この島は立地

図3-1 鉄砲洲より見た人足寄場と佃島



上から「佃」「佃島」と親しみ深く呼ばれており、『佃島の寄場』と呼ばれる方が一般的であった。

屋根舟も屋形も今は御用船

ちつんは止み土つんでゆく

との狂歌で風刺されるように、白魚をとる佃の風景は、寄場造成の御用浚せつ船がかつての花街の色香が滲み込む土を運ぶ風景へと大きく変貌している。

この寄場（旧石川島）と隣接する佃島との境堀は、八間半の巨離を隔てて舟入堀で区切られており、対岸鉄砲州とは二〇〇メートルの大川（隅田川）により隔てられ、深川方面も同様な巨離感があり隔てられていた。このため攝津の国から移住してきた人々の漁村（佃島名主書上「由緒書」、『佃島年代記』、住吉神社々主平岡家『佃島記録』、『京橋区史』）である佃島の子は「島の子」といわれ、

島の子は佃の国とおぼえて居^い

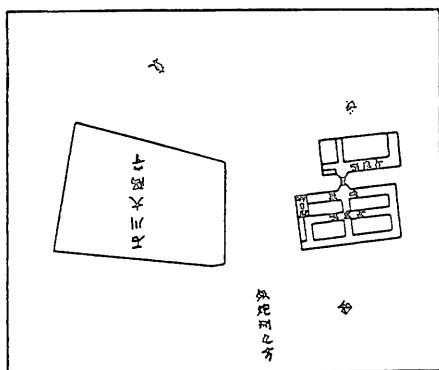
との古川柳があるように、佃はお江戸とは違う独立した一国の島意識があつたようである。また幕末から明治初年にかけ、懲治場化している寄場の実態から多くの迷惑があつたことも事実で、寄場運用の永年にわたる幕府の必要性というやむを得ぬ事情の半面、ことに明治初年の懲役場をさして“赤ん坊屋敷”（赤い囚衣をさす）“不淨の地”と呼ぶ当時の住民感情も理解されるのである。

この寄場はおおまかにいって、つぎの図のような立地上の変遷をたどっている。

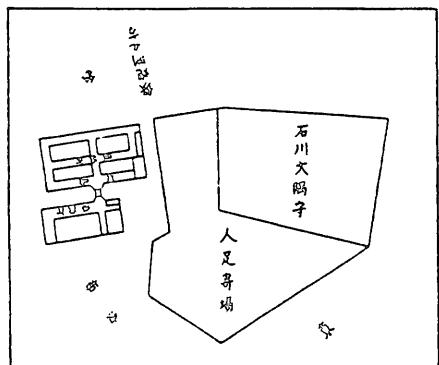
また寄場内建物の配置などについては、

① 寄場創設当時の図は、太田南畝の『一話一言』に記される『加役方人足寄場図』（人足寄場史三三二頁）

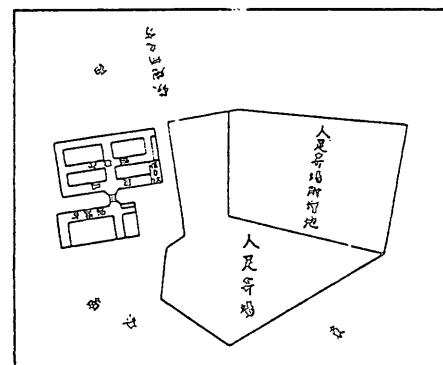
図3-2 人足寄場立地の変遷



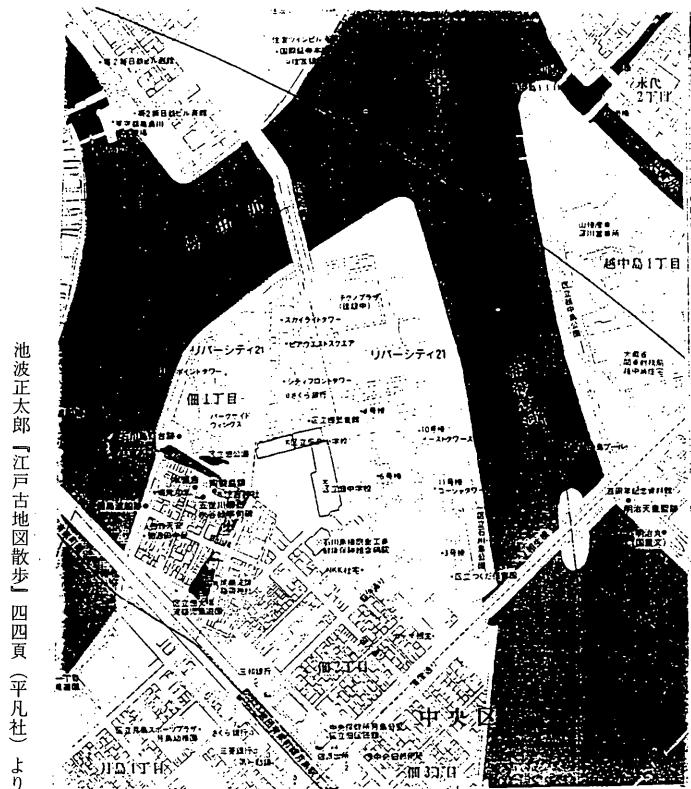
人足寄場変遷図 ①延宝以前之形



人足寄場変遷図 ②寛政二戌年之形

人足寄場変遷図 ③文化五辰年之形
(御府内沿革図書)

② 天保十二年以降寄場中期の『人足寄場図』は、『天保撰要類集』九十四所掲に（人足寄場史三三二頁）
③ 幕末から明治初期については、重松一義『石川島徒場絵図』（法務省矯正研修所附属矯正資料館所蔵・雑誌『創文』一一八号・昭和四八年五月・創文社・人足寄場史三四頁所掲）
に記してみるとおりである。佃島・石川島は新佃島・月島と埋立が進むにつれて陸地化し、市街化し、明治四五年の新大橋の改架完成、昭和三九年の佃大橋の完成、平成五年のレインボーブリッジの完成、石川島播磨重工（元



池波正太郎「江戸古地図散歩」四四頁（平凡社）より



櫻井正信編「東京江戸案内」
一三〇頁（八坂書房）より

造船所）跡地は“リバー・シティ21”など超高層住宅が立ち並ぶなど、佃・月島地区を含め臨海部に未来型の新都市が形づくられつつある（佐藤六郎「佃島とその社会・文化的変化——東京都中央区佃島調査序説」（慶應大学大学院社会学研究科紀要第二号・昭和三八年三月）、東京都港湾局編『図でみる東京臨海部』、宇田川武「鬼平と江戸湊の変遷」『鬼平サミット』東京港一周見学に配布された説明資料・平成八年六月二二六日）。

四 人足寄場の歴史的現代的評価

(一) わが国の刑事政策・刑事法制上の評価

幕政の前に大きく転がり出た大量の無宿無頼への対策、治安対策は、かつての幕府開設頭初の浪人対策と比較し異質であり、無宿無頼の江戸流入・諸国への大量徘徊は、都市と農村にまたがり競合する悪循環の全国的な問題で、幕府の政治姿勢、人間観、人権感覚、仁慈の感覚を問う踏み絵でもあった。

そもそも、この無宿無頼の群像は二通りに大別でき、一つは渡世の手だてのない、逃げ場のない無罪無宿（流浪人の群）であり、一つは封建社会の動搖と不信への間隙を縫つて遊泳しようとする無頼（狼藉遊怠の輩）の群である。前者は社会の暗部へと哀れ切捨てられた群像であり、後者は社会の暗部を取仕切ろうと蠢めく群像である。

これは本来二つに分けて、それぞれ政策的に対応すべきであつて、前者は寄場起立でいう福祉・授産を基調とした社会政策的対応が求められ、後者はむしろ懲戒隔離という刑事政策・保安処分的対応が求められるものであつた。よつて評定所での寄場起立策定の段階では、これを一本の人足寄場制度で賄おうとするところに意見の相違と無理があり、おおかたの見方として、検束上・財政上、永続しないであろうとする見解が大勢としてあつた。ここ

に、誰かがなさねばならない。しかし誰れも進んでやろうとしないのである。この重大な局面において長谷川平蔵が進み出て積極的にやろうとしたわけで、一個人の評価を歴史の前面に余り強く押し出すことは憚らねばならないが、ここが平蔵の平凡旗本と異なるところであった。

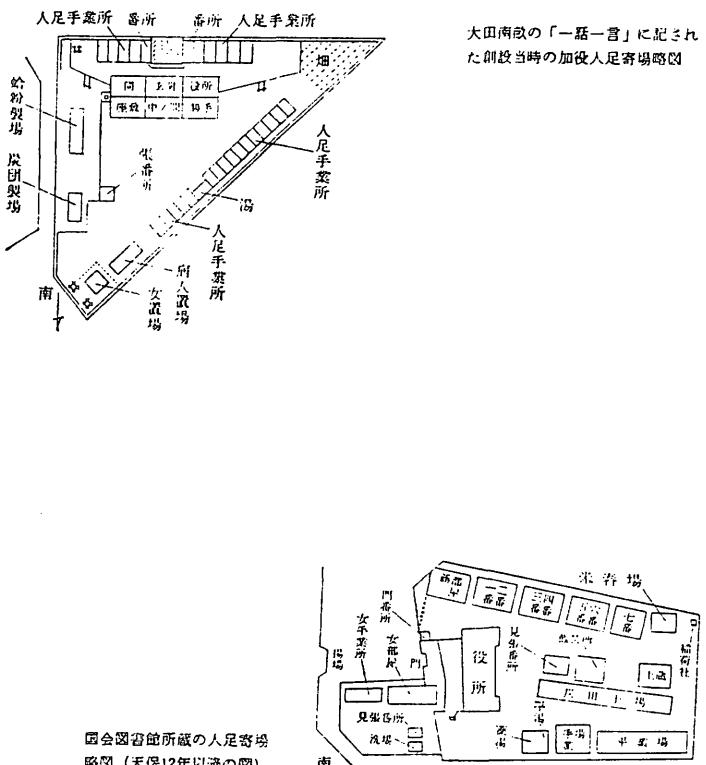
かつて『本所の鍊』とまでいわれ、曲折の前半生、社会の裏の裏を見て育った平蔵には、無宿無頼となつた心情とその身の上を誰よりも肌で知っていたのである。殊勝にも心底が改心へと目覚めるならば、どのような無宿でも手を貸すべきであるという考えがそれであり、仁慈の心と信賞必罰という不動の信念が貫ぬかれていたといえよう。それは何の私情もなく迷いもなく発露しており、まぎれもなく『鬼平の佛心』^{はとねこころ}がそうさせたのである。そうでなければ、あえて火中の栗を拾う役を買って出なかつたであろう。それゆえ、人足寄場についての歴史的功績を巨視的にみれば

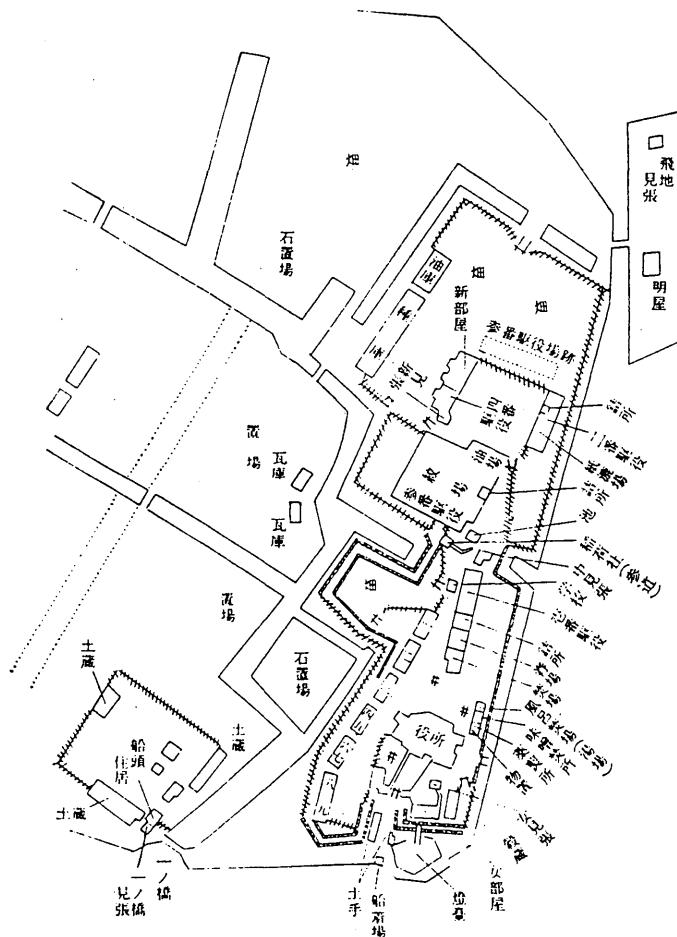
(イ) 泥をかぶる覚悟でなければ出来得ない寄場起立の上申書を進言した勇気と、自らがその運営の掌にあたり、突破口といえるブルドーザー的役割を果たし、『寛政の改革の溝浚え』ともいえる無宿無頼対策を軌道に乗せたということ。

(ロ) 平蔵の犯人召捕り、寄場建設、銭相場の成功などは、単に下情に通じていたというだけではなく、平素より江戸町人と馴染み、とけ込み、その支持支援があり、余人でもつて替え難い人気と陰徳があつたとみることができる。

人足寄場を回顧する場合、演劇・文芸から高まる昨今の『鬼平ブーム』は、たしかに平蔵の人間的魅力を一層増幅させている。山本周五郎の長篇小説『さぶ』では寄場元締役岡安喜兵衛に、

図4 人足寄場内建物配置の変遷





明治 4 年石川島徒場検地図

(人足寄場史331頁・筆者調査作成)

私はこの寄場を確保し、育ててゆきたいと思う。現在の制度には、いろいろ欠陥があるにしても、犯罪者になりそうな性格や境遇にある者を、犯罪者になることから護り、職業と資金を身につけて、世間へ復帰させる。ということには大きな意義があるし、人口の増加と生活状態とで、ますますむつかしくなる、江戸という大きな世界では、これからもっと重要な役割を負うことになるだろう。

と寄場存在の使命というものを語らせていることも、文芸の視点から把えた適確な「寄場史観」である。また池波正太郎は座談において

「ぼくが書いている『鬼平犯科帳』は捕物帳じゃないんです。もちろん捕物もありますが、それよりも泥棒の世界、そして捕まえる者たち——同心、与力、平蔵たち、そういう人間どうしの色々な関わり合いというもの、読む方々が自分の色々な社会に置きかえて読んで下さるなら、そうして頂いた方がありがたいですね。」

「ぼくが書く泥棒というのは、やっぱり泥棒の身になって書く。泥棒を書く時には泥棒の気持になつて書きませんとね。世の中というのは、上から下まで、將軍であろうが、侍であろうが、大きな商家であろうが、みな泥棒と乞食の集まりだつていうのが泥棒の論理、論理というか自分たちの悪いことをカバーするための理屈なんですよ。だから悪いことをしているのは本当に自分たちだけなんだろうか、とね。自分たちは盗みをするんじやなくて「盜ぬす」をするんだ、仕事をするんだ、ということで「おつとめ、おつとめ」と言わしているんですけどね

(NHK編『江戸・怪盗伝』NHK歴史への招待・第一三巻一八七頁・一九〇頁)

とも語り、文芸の中に大衆の多様な生き方をソフトに包容している。主義・主張や、理窟・制度の枠内だけでは人間は生きてゆけないという、はみ出した部分に眼をやるのである。

ともあれ、どのような角度・表現においてであっても、天明の大兇作・大飢饉という天変地異が、無宿無頼の都市江戸への大量流入という現象を生み、従来の農村部での百姓一揆と異なり、わが国はじまつて以来の都市部の一揆、云うなれば「民衆の都市暴動」「町屋打毀し」という大騒動に直接、真正面から取組み、この解決に立向かつた火附盜賊改長谷川平蔵の心意気と実像を臨場感をもつてリヤルに再現、認識することは、まことに意義あることと云わねばならない。当時の硬直した刑罰制度、窮乏し破綻した幕府の財政事情、それに先例墨守を引きずる制度の中で、権力に媚び、汲々と保身に立廻わる型にはまつた官僚機構のしがらみを振りほどき、突破口を拓いたものとして、大きく評価されねばならないのである。

人足寄場の刑事政策・刑事法制上の評価を総括すれば、寄場に隔離と改善・手業付与という機能をもたらせたといふことのほか、旧悪免除・赦律・追放刑の代替などと連動して、寛刑化という方向づけをもたらし、刑に改善的因素を加えたこと、寄場が社会的要請に応えつつ、民間資本・社会的資源を導入しつゝ永続したという史的実績の再評価がなされるべきであるということが云える。それに罪人や無宿を牢や溜に拘禁するという伝統的刑罰制度・無宿対策を、働かせて自立更生させる、社会復帰させるという自分稼ぎの制度を、中央政府である幕府の直下で実現させたことである。

たしかに、これまで南部藩奥平堰の開鑿のための外役（寛文五年）、加賀藩の非人小屋（寛文九年）、熊本藩の藩法「刑法草書」施行による徒刑（宝暦五年）、大坂高原溜の非人小屋（安永二年）など、先行する地方での散発的・局地的といえる実施例はみられるが、国政を司どる幕府が公式制度として、施設として採りあげ実施を続けていたところに画期的な制度の進歩性・存在意義を評価するのである。

また明治維新以降、小伝馬町牢屋敷は市ヶ谷監獄・豊多摩刑務所へと未決監の伝統的主流を形成、石川島人足寄場は東京府石川島徒場・懲役場から督視監獄署・巣鴨監獄・府中刑務所への系譜をもつて懲役監・既決監の伝統的主流をなすものであつて（『江戸東京学事典』三三三頁・三省堂、拙稿「監獄・刑務所の項」、「寄場式処遇」という多様に作業をもつ内役主義、「担当行刑・看守部長行刑」ともいわれる寛厳使い分けられた現場中心の行届いた独特の処遇体型・処遇体質は、わが国近代処遇の原型として今日に於ても生きており、『人足寄場史』の副題に、「わが国自由刑・保安処分の源流——」と記すゆえんが理解されるところである。

（二）その先駆的特性にみる国際的評価

人足寄場の国際的評価は、一般に知られぬところであるが、寄場が、国際監獄として認知された「巣鴨監獄」誕生に制度として連がつたことである。幕末に締結した不平等条約の改正は、明治新政府最大の課題であり切実な願いであった。外国人の裁判権を得るには独立国家である外国人を収監し処遇ができる国際的水準の設備を整えた監獄の保持という条件を充足することであった。このため、日本銀行、小石川砲兵工廠と共に東京の三大建築といわれた巣鴨監獄の完成は、不平等条約解消の一つとして、實にわが国が近代独立国家として主権を充実した事業であったのである。

さらに、人足寄場の思いもよらぬ功績というか国際的評価は、全世界の囚人が渴望してやまぬ仮釈放制度の先駆となつたことである。これは松平定信も長谷川平蔵も予測し計算したものではないのであるが、寄場人足に糊に赤丹を混ぜ摺り込んだ柿色の地に水玉模様を染め抜いた撥襪に象徴されるものである。これは一年、二年と年季を経ることに水玉の数が減られ、三年経てばまつたく無地の柿色としたもので、必らずしも三年で釈放とはならぬも

のであるが、いわば「眼にみえる自己評価」「水玉の減点制」で、希望をもたらす段階的仮釈放制の志向をもつ制度である。同時に

此方法は一種の信用制度にして英國に於ける予防拘禁所並北米イリノイ州に於ける階級処遇制度の最終階級などと其の趣を同ふしている（*行刑史稿八九八頁*）

という人足「外使い制度」との連動が、高く評価されている。

こうした発想は、國際的にみて一七九一年英國の流刑地オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州知事チャーチル・フィリップ（A. Philip）が条件付恩赦（conditional pardon）の一変性として、改悛の情ある流刑囚に試験的釈放（ticket of leave）、すなわち仮釈放制度を採り、これが世界での仮釈放制度の先駆といわれてきた。しかし、実は人足寄場はそれより一年先に創設されており、しかも水玉による点数制であって、より先駆的なものであったと説明できる。

点数制はそれから、かなり後の一八四〇年、シドニーの北東約九三〇マイル離れた太平洋上のノーホーク島（Norfolk Island）で、典獄マコノキー（Alexander Maconochie）が島の南部キングストン（Kingston）で流刑囚に對して報奨点数制（marks of commendation）を採り、累進制と仮釈放を結びつけ、「無からは何も生じない」（nothing for nothing）と、規律・作業を通じた改善の自己努力・共同責任の履行を点数にすべて換算、成功を収めている。また、これにより仮釈放された流刑囚の再犯率がきわめて少なかつたことが國際刑法学会で古くから広く知られたものである（[Alexander Maconochie of Norfolk Island], London; Oxford University Press, 1958）。

このようみると、オーストラリアでも流刑囚を対象に、我が国でも流刑（遠島）一步手前の対象に仮釈放の發

想をみるもので、そこにある種の共通性と近似性を感じるものがあり、私も『人足寄場史』三七五頁に思つてゐる。人足寄場は形態的にいつて、徒刑思想に育くまれ影響され、徒刑の系譜に立つものであるが、私見としては、それほど直截に純粹な徒刑とは云い切れぬ制度であつたと付言しなければならない。発想としては長谷川平蔵の建言中に“無人島”と表現する」とく、そこで作られた鼠半切の再生紙は江戸市民に“島紙”と呼ばれる」とく、島の意識は根強くみられる。殊に寄場人足への擬として、職業不精や申付に背く者には遠島を申付けており、仕置は遠島に紙一重、扱いは少なくとも遠島に準じられていると見なければならない。したがつて人足寄場は、ずつしりとした重みをもつ御定書実効下に設けられた制度だけに、流刑・遠島という伝統的な法制上のイメージを払拭し得ず、発達した近世の都市社会へ復帰させるための軽便な准流の一策とも見做し得よう。また運用上の実態から推断しても、徒という定役より、むしろ島奴に類する半自由的な短期准流の徒刑という発想に立つたものであつたと位置づけられよう。教育的な授産手業の内容はともかくとして、制度の枠組みとしては、島地による隔離の考え方が相當に根強かつたことは事実である。

記したわけである。こうした私のややかな寄場の研究も、ボストン大学の教授アルペー博士 (Dr. Benedict S. Alper) より、その著『Crime: International Agenda & Concern and Action in the Prevention of Crime and Treatment of Offenders, 1846-1972』(一九七二年) でアメリカに紹介され、西ドイツのザール大学教授のビンツ博士 (Dr. von Dieter Bindzus) より、その著『Strafvollzug in Japan』Japanisches Recht (一九七七年) でドイツに紹介されてゐる。長谷川平蔵の業績は人足寄場であつて国際的に認知されたのである。

- (1) 大石慎三郎稿「大岡越前守忠相」(国史大辞典第二巻五二四頁) 吉川弘文館
- (2) 辻達也『大岡越前守』中公新書、宇野脩平『大岡越前守』NHKブックス、大石慎三郎『大岡越前守忠相』岩波
新書
- (3) 上坂安左衛門(大岡組与力)編『撰要類集』享保一〇年九月完
- (4) 有徳院殿御実紀
- (5) 前掲書(三)、宇野前掲書『大岡越前守』一一八頁
- (6) 『弾左衛門由緒書』(享保四年)の一部抜粋、前掲書(三)所収
- (7) 荒井貢次郎『近世被差別社会の研究』—東日本の類型構造—明石書房・昭和五四年 高柳金芳『江戸時代被差別
身分層の生活史』明石書房・昭和五四年
- (8) 塩見鮮一郎『資料・浅草弾左衛門』三六頁・批評社・昭和六三年 塩見鮮一郎『弾左衛門とその時代』一五頁・
批評社・平成三年
- (9) 武陽隱士『世事見聞録』第一卷・青蛙房・昭和四一年
- (10) 松平定信『宇下人言』天理図書館蔵
- (11) 『日本庶民生活史料集成』三一書房、小野武夫『日本近世錢鑑志』
- (12) 平松義郎『人足寄場起立考』(石井良助先生還暦祝賀『法制史論集』一九頁)創文社・昭和五一年
- (13) 御觸書天保集成
- (14) 『江戸会誌』
- (15) 山東京山『蜘蛛の糸巻』
- (16) 前掲書(四)
- (17) 前掲書(五)

- (18) 森山孝盛『蟹の焼藻』
目明しは、火附盜賊改方では指口奉公（差口奉公）と呼ぶ
(19) 別名「神稻小僧」（『江戸会誌』人是寄場附長谷川平蔵逸事）、「神道小僧」（『匏庵遺稿』前編二二〔八頁〕）
(20) 「幕府時代届申渡抄録」（『百萬塔』叢書）、瀧川政次郎『長谷川平蔵』——その生涯と人足寄場——七七頁・朝日新聞
(21) 杜・昭和五〇年
(22) 栗本鋤雲『匏庵遺稿』囚人赭衣の項
(23) 前掲書(2)第二冊第六号所収
(24) 水野為長『よしの冊子』全一九巻、隨筆『百花苑』第八巻・第九巻に収録・中央公論社
(25) 三田村鳶魚『泥坊づくし』一三一頁・青蛙房・昭和三一年（初版本）
(26) 前掲書(+)
(27) 重松一義稿「御仕置例類集に見る鬼平の活躍」（『歴史と旅』特集・考証鬼平犯科帳の世界八二頁を補筆・秋田書房・平成六年六月号）
(28) 重松一義『江戸の犯罪白書』六四頁・P.H.P研究所二十一世紀図書館・昭和六一年
(29) 『御仕置例類』（古類集）拾五帳・人殺疵附狼籍等之部・人殺疵附之手伝荷担等いたし候類
(30) 萩生徂来『政談』卷四、『日本近世行刑史稿』上巻八三二頁所収
(31) 『晉書刑法志』（内田智雄編『譯注・中国歴代刑法志』八二頁）創文社・昭和三九年
(32) 『日本近世行刑史稿』上巻七七七頁以下
(33) 『清陰筆記』佐渡水替人足の事
(34) 磯部欣三『無宿人・佐渡金山秘史』一七〇頁・人物往来社・昭和三九年
(35) 重松一義『日本刑罰史年表』二九五頁・雄山閣・昭和四七年

| 西暦 | 和暦 | 事項 |
|------|------|---|
| 一七一六 | 享保元年 | ⑧徳川吉宗、八代将軍となる。新井白石らを退け享保の改革はじめる（重松刑罰史年表） |
| 一七一七 | 享保二年 | ②大岡越前守忠相、四十一歳の若さで異例にも江戸町奉行に任せられる。 |
| 一七一九 | 享保四年 | ③浅草弾左衛門集村（六代目・二十二歳・浅草新町在住）、南町奉行大岡越前守忠相に公儀御役目を記す 「弾左衛門由緒書」を提出（享保撰要類集） |
| 一七二〇 | 享保五年 | ④本所奉行廃止、江戸町奉行本所見廻り（本所方）の管轄下に移る。 耳鼻そぎを廃止し入墨刑・追放刑に代替、刑罰の寛刑化の兆しをみる。 |
| 一七二一 | 享保六年 | ⑦南町奉行大岡越前守忠相、日本橋の高札で、毎月二日・十一日・二十一日、評定所前に目安箱を設け、私 曲・姦邪・獄訴留滞などを投書させる旨告知（続徳川実紀） |

〈人足寄場模索期〉—無宿対策への試行錯誤—

五 人足寄場年表

- (36) 〔享保撰要類集〕都而御仕置之部、〔安永撰要類集〕養育所之部
 (37) 〔御触書天保集成〕下巻
 (38) 深井雅海『江戸城御庭審』一〇六頁・中公新書・平成五年
 (39) 〔評定所寄場起立〕神宮文庫蔵
 (40) 刑務協会編（辻敏助主筆）『日本近世行刑史稿』上巻八三五頁
 (41) 〔歎歲餘録〕古事類苑所収
 (42) 隨筆『わすれ残り』、『江戸懷古録』にも今大岡の評をみる
 (43) 人足寄場顕彰会編『人足寄場史』二〇八頁・創文社・昭和四九年

| | | |
|------|-------|---|
| 一七二三 | 享保八年 | 評定所一座、江戸出生の無宿対策として新溜の設置を協議、得手の仕業か草履・縛ないなどさせる率あるも実現せず。（享保撰要類集） |
| 一七二五 | 享保一〇年 | ⑩評定所一座、溜の無宿を城外の普請人足に使うことを発案、実現できず。 |
| 一七二六 | 享保一年 | 浅草弾左衛門、「由緒書」を南町奉行に再び提出。 |
| 一七二七 | 享保二年 | 太宰春台（徂来の弟子）「經濟錄」を著わし、死刑・肉刑の必要を論じる。 |
| 一七二九 | 享保五年 | 幕儒荻生徂来「政談」を著わし、追放刑に替え徒刑の必要を主張（行刑史稿八三一頁） |
| 一七三一 | 享保六年 | 米価が最も下落、米商人の米延売願を許す。 |
| 一七三二 | 享保一七年 | 將軍吉宗、從来三笠附点者・金元・博奕宿頭取・同宿者は永々遠島との慣例を改め、三年・五年の年季を定めた遠島とする。その運用の実際は町奉行大岡越前忠相が赦に合わせて書出す。 |
| 一七三三 | 享保一八年 | 西日本筋に蝗の大群が龍糞し不作、米価高騰 |
| 一七三六 | 元文元年 | ①江戸の市民二千人、一八万石の米買上の張本人・米問屋八軒仲間の筆頭高間伝兵衛の家を打こぼち騒擾（有徳院殿御美紀） 西国・四国・中国筋に疫病流行、餓死者九七万人にのぼる |
| 一七四二 | 寛保二年 | ④幕府の刑法典「公事方御定書」できる。 |
| 一七四三 | 寛保三年 | ⑤老中・流行やまぬ三笠附・手目賽といった博奕に対処、博奕取調は町奉行に、盜賊は火附盜賊改の取調べに委ねるよう指示。 |
| 一七四五 | 延享二年 | ⑥長谷川平蔵宣以生まれる（寛政重修諸家譜を逆算） 町奉行に江戸の寺社奉行支配地（境内を除く門前町）を移管。 町人・百姓への重追放・中追放を廃し、江戸十里四方追放に改める。 |
| 一七五一 | 宝暦元年 | ⑦寺社奉行大岡越前守忠相死去。 田沼意次、小姓組番頭から将軍家重の御側衆となる。 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 一七五一年 | 宝暦五年 | 熊本藩、明律による刑法典「刑法草書」を施行、徒刑を採用。 |
| 一七六年 | 明和四年 | 田沼意次、將軍の側御用人となる。 |
| 一七七年 | 明和七年 | 長谷川平蔵、將軍徳川家治にはじめて謁す（お目見え） |
| 一七七〇年 | 安永元年 | ①幕府、十両以上相当の盗みは死罪と定める（徳川十五代史） |
| 一七七一年 | 安永二年 | ⑥長谷川平蔵の父宣雄、京都町奉行在任中に死去、長谷川平蔵宣以、江戸に帰り家禄四百名・小普請組入りとなる。本所深川での放蕩やまず、なお『本所の鍊』の通り名つづく（京兆府尹記事） |
| 一七七二年 | 安永三年 | 長谷川平蔵、西の丸御書院番士となる。 |
| 一七七三年 | 安永四年 | ①長谷川平蔵西の丸御進物番となる。 |
| 一七七四年 | 安永六年 | ④勘定奉行石谷淡路守（元佐渡奉行）、江戸の無宿人の佐渡送込みを献策（重松刑罰史年表） |
| 一七七五年 | 安永七年 | ⑩町奉行牧野大隅守、江戸表の無宿対策として佐州水替人足制を発議（佐渡年代記） |
| 一七七六年 | 安永九年 | ④老中松平右京大夫、関八州の無宿狩を指令、佐州水替人足の制はじまる。 |
| 一七八〇年 | 安永一〇年 | ⑦無宿六〇余人を佐渡に送り込む（佐渡年代記） |
| 一七八一年 | 天明三年 | 浅草溜（本溜）と女溜・番屋を修復（安永撰要類集） |
| 一七八二年 | 天明四年 | 幕府、南町奉行牧野成賢の案により深川茂森町に無宿養育所を設置（安永撰要集） |
| 一七八三年 | 天明六年 | 佐渡奉行、江戸表よりの手弱な人足は鍛冶小屋のテコ程度にしか使えず、手強い無宿一〇〇人の移入を要請（行刑史稿七九七頁） |
| 一七八四年 | 天明六年 | 天明の大飢饉、江戸の無宿急増し溜に収容 |
| 一七八五年 | 天明六年 | 中井竹山「非徵」を著わし徂来学を非難。 |
| 一七八六年 | 天明六年 | ⑫長谷川平蔵、西の丸御書院番御徒頭となる。世禄四百石に足高六百石を加えられ、布衣を許される。 |
| 一七八七年 | 天明六年 | ⑤深川茂森町の無宿養育所、一、三〇〇人の病死人に逃去者多く廃止（人足寄場旧記、行刑史稿八四八頁） |
| 一七八八年 | 天明六年 | ⑦長谷川平蔵（四十一歳）、番方の最高位御先手弓頭に就く（寛政重修諸家譜） |
| 一七八九年 | 天明六年 | ⑧田沼意次失脚。 |

| | | | | |
|------|------|------|------|---|
| | | 一七八七 | 天明七年 | 大坂各地で米価高騰による打撃があり。 |
| | | 一七八八 | 天明八年 | ⑤江戸町屋の打毀し起る。「江戸開府以来、未嘗有の変事」（山東京伝『蜘蛛の糸巻』）と伝える。長谷川平蔵ら暴徒を召捕り、その手際のよさから平蔵の名は江戸市中に知れ渡る（江戸会誌）。 |
| | | 一七八九 | 寛政元年 | ⑦小普請組植崎九八郎、無宿を非人頭に預けることの不可を論じ、辺境移植策を松平定信に上呈。 ⑨長谷川平蔵、火附盜賊改役を命ぜられる（徳川実紀、文恭院殿御実記） |
| | 寛政二年 | | 天明八年 | 幕府、佐州水替人足制を拡大強化。敲・入墨で門前払とされた無宿を佐州水替に充てる（御触書天保集成） |
| 一七九〇 | | | 天明八年 | ⑦田沼意次死去 |
| | | | 一七八九 | ①無宿を護送する経費節減策として、「宿村送りの制」（安永期の「無宿村継ぎ法」）を強化 ③火附盜賊改長谷川平蔵、巨賦神稻小僧こと神道徳次郎を召捕り、同年六月七日、武州大宮宿にて獄門。 ⑩中井竹山、この頃、追放刑の弊害を主張する『草茅危言』を松平定信に献上、人足寄場的発想を示す（行刑史稿二八九頁） ⑪老朽化した浅草女溜を建替（安永撰要類集、高柳金芳『江戸時代被差別身分層の生活史』八四頁・一〇〇頁） ⑫長谷川平蔵、この頃、寄場起立について二度目の上申書を提出。 ⑬長谷川平蔵、寄場起立について二度目の上申書を提出。 |
| | | 一七八九 | | ⑮常州筑波郷土郷村にも上郷寄場設けられる。 |
| | | | 一七八九 | （人足寄場創業期）――設営に臨む厳正な規律と作業源の確保―― |

| | | | | | |
|--------------|------|--|--|--|---|
| | | | | | 一七九一 寛政三年 |
| | | | | | ⑤幕府、寄場に従目付二名を出役させる。役目は与力・同心・見張番人・出入町人の監察。 ⑥長谷川平蔵の寄場運用の成果を見届けるため、松本定信より御目付平賀式部少輔・坂部十郎右衛門の両名 加役方人足寄場永続之主法取建之義を内々仰付けられる（人足寄場史三三頁 行刑史稿九二六頁・注三） |
| | | | | | ④女なぶりの葵小僧 長谷川平蔵組の手により召捕される。 この年の夏、大盜大松五郎も長谷川平蔵組の手により召捕られる。 |
| | | | | | ⑧長谷川平蔵の寄場運用の成果を見届けるため、松本定信より御目付平賀式部少輔・坂部十郎右衛門の両名 加役方人足寄場永続之主法取建之義を内々仰付けられる（人足寄場史三三頁 行刑史稿九二六頁・注三） |
| 一七九二 寛政四年 | 寛政四年 | | | | ⑥若年寄配下の徒目付村田鍊太郎（二〇〇俵二〇人扶持）が寄場奉行となり、先手組頭・火附盜賊改加役長谷川平蔵は加役の任を解かれる（徳川十五代史） |
| 一七九三 寛政五年 | 寛政五年 | | | | ⑦老中松平定信、解任となる。 南北町奉行所から寄場掛同心一人が隔日交互に詰めることとなる。 |
| 一七九五 寛政七年 | 寛政七年 | | | | ⑪寄場御仕置書を改訂（重松刑罰史年表） |
| 一七九七 寛政九年 | 寛政七年 | | | | ⑫人足寄場の肥後無宿玄硯 改心著しく赦免、差配人に引渡し店をもたせる（人足寄場旧記留、行刑史稿年表三四頁） |
| | | | | | ⑩十日、長谷川平蔵病没（四谷戒行寺靈位簿、長谷川宣義寛政呈譜（行刑史稿八三三頁所収） 重修諸家譜」「徳川実紀」の死亡日は五月十九日 |
| | | | | | ⑬老中戸田采女正氏教、寄場を事實上町奉行の管下に置き、暫定的に長谷川平蔵の先例「寄場仕置」等を尊重しながら運営するよう指示 ⑭寄場から悪質な無宿二五人を目籠に乗せ、信州路経由で佐州水替に送る（重松刑罰史年表） |
| | | | | | ⑮寄場の困を破つた人足のみ死罪と改められる。職業不精は遠島あつたが、三〇日、五〇日あるいは一〇〇 |

（人足寄場調整期）—寄場主法の定立と組織の改訂—

| | | | |
|-------|-------|-------|--|
| 一七八〇年 | 享和元年 | 寛政十一年 | 寄場に年限を定めて収容することとされる。 |
| 一七八〇年 | 享和元年 | 寛政十二年 | 御府内の非人小屋数は七三〇軒（彈内記書上） |
| 一七八〇年 | 享和三年 | 文化元年 | （⑦女無宿は溜に引渡させ、万一寄場へ差遣する必要があるときは、伺のうえ取計らうこととされる。寄場に女無宿の収容なくなる（徳川禁令考後聚、行刑史稿八八三頁～八八六頁） |
| 一七八〇年 | 享和三年 | 文化二年 | （⑧佃島住吉神社神主平岡日向、寄場人足の借用を願出、賃錢により神社裏川岸の修築をおこなう（行刑史稿九〇六頁） |
| 一七八〇年 | 文化二年 | 文化二年 | （⑨無宿・百姓・町人の長脇差帶刀を禁止） |
| 一七八〇年 | 文化七年 | 文化七年 | （⑩寄場は從来、入墨・敵の刑を受けた者で帰住先のない者を入れたが、この年より評定所で評議の結果、江上払以上の百姓・町人の追放刑を刑名を付し、年限を定めて収容。但し外役に充てず五年経過後に引請人に引渡し、改めて追放（御構）することとされる（新張紙留、行刑史稿八二五頁） |
| 一七八〇年 | 文化九年 | 文化九年 | （この年、上郷寄場廃止となる。） |
| 一七八〇年 | 文化十三年 | 文化十三年 | （⑦佐州水替人足の小屋場から六四人が集團脱棚、一人だけ加賀に漂着し捕えられるも直後に牢死。一二一人処刑される（重松刑罰史年表） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化二年 | （⑥関東取締出役（八州廻り）設けられる。無宿・博徒の横行に対処、天領・私領の別なく一元的取締にあたる。八州廻りの手になるもののうち、年配人足は水替の使役に難かしいことから上郷寄場へ送る。） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化七年 | （②佐渡水替人足二派に分かれて争闘、負傷七、八人、関係者四四人に入牢申付ける（佐渡年代記）） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化九年 | （⑪浅草女溜焼失、車善七の邸内からの出火による（鳥居甲斐守改革一件）） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化二年 | （③深川無宿淨玄、改心著しく赦免、差配人に引渡して店を持たせる（行刑史稿九五五頁）） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化七年 | （④無宿・百姓・町人の長脇差帶刀を禁止） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化九年 | （⑤寄場は從来、入墨・敵の刑を受けた者で帰住先のない者を入れたが、この年より評定所で評議の結果、江上払以上の百姓・町人の追放刑を刑名を付し、年限を定めて収容。但し外役に充てず五年経過後に引請人に引渡し、改めて追放（御構）することとされる（新張紙留、行刑史稿八二五頁）） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化二年 | （この年、上郷寄場廃止となる。） |
| 文政五年 | 文政三年 | 文化二年 | （⑦佐州水替人足の小屋場から六四人が集團脱棚、一人だけ加賀に漂着し捕えられるも直後に牢死。一二一人処刑される（重松刑罰史年表）） |

（人足寄場中期）——天保改革による油絞りの強化と督励——

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|------|--|
| | | | | | | | 一八二三 文政六年 |
| | | | | | | | この年より大坂無宿も佐渡に差遣わされる。総計一六〇人余（重松刑罰史年表） |
| | | | | | | | ②異国船打払令 |
| | | | | | | | ⑧佐州水替送りの目籠、中山道深谷宿御堂坂で白昼待伏せに遇い目籠二丁奪われる（重松刑罰史年表） |
| | | | | | | | 江戸で大火あり、数寄屋河岸に野宿の御救小屋（のち町会所御救小屋と改称）設けられる（川崎重恭「春の紅葉」江戸叢書卷八、吉原健一郎『江戸の情報屋』五二頁・NHKブックス） |
| | | | | | | | 水野忠邦、老中に就く。 |
| | | | | | | | ②大坂町奉行与力大塙平八郎の乱おこる。前年の大飢饉で町奉行は適切な措置を構せず、豪商はこの惨状を目にしながら豪奢な生活にあり、天誅を加える |
| | | | | | | | ③諸国大飢饉、幕府、御救小屋を建て江戸流入の飢民に対処。 |
| | | | | | | | 諸国大飢饉により寄場の費用節減が急務となり、江戸払以上の追放刑に處せられた人足の収容を停止。 |
| | | | | | | | ③無宿・野非人の狩込み・追払いを実施、九月上旬までに約五〇〇〇人にのぼる（南和男『江戸の社会構造』九八頁・塙書房） |
| | | | | | | | ⑤窑社の獄、渡辺翠山・高野長英ら捕わる。 |
| | | | | | | | ③遠山左衛門尉景元、北町奉行となる。 |
| | | | | | | | この年より江戸本銀町四軒屋敷の油商福島屋平右衛門に寄場絞油壳捌方を一手委託（市中取締類集） |
| | | | | | | | ③老中首座となつた水野忠邦 天保改革に着手。株中間の解散、御府内立廻りの人返し、経費節減、官紀肅正 各藩自給自足体制の確立などを試みる |
| | | | | | | | 寄場奉行尾島三十郎の上申で油絞の作業が認可される。 |
| | | | | | | | 召捕り寄場へ送る（市中取締類集） |
| | | | | | | | ①町奉行遠山左衛門尉景元、とかく問題ある御府内立廻りの「ごろつき」（多くは追放の前科ある無賴）を的に使役 |
| | | | | | | | 寄場の油絞仕方が相整うことなり、江戸払以上の追放刑を再び収容、苛酷な重労働油絞（製油方）に重点 |
| | | | | | | | 北町奉行遠山左衛門尉景元・南町奉行鳥居甲斐守忠輝の意見により、浅草溜隣接地に非人寄場（非人溜）を設け、無宿の非人・江戸払相当の者を入れる。嘉永年間まで存置（市中取締類集、高柳金芳『江戸時代被差 |
| 一八四二 | 天保二年 | 一八四一 | 天保九年 | 一八三八 | 天保一〇年 | 一八三七 | 天保五年 |
| 一八四〇 | 天保一年 | | | | | | |
| | | | | | | | |

別身分層の生活史』一三〔四頁〕

①老中水野忠邦、無宿・野非人旧里帰郷令を発令（幸田成友「天保人別改令」三田学会雑誌第一〇巻八号）。

この年末、寄場は四六〇人となり、別闈の女部屋も増設される（重松刑罰史年表）。

③老中水野忠邦、諸国人別を改め、江戸からの「人返し令」を出し、各藩の追放刑（領分払）を制限一重

松刑罰史年表）。これにより人足寄場は無罪無宿を帰郷させたため、悪質者・無頼者の溜り場・獄舎という

印象を強める。

御府内立廻りの単身女無宿を再び寄場に収容と決まり、享和元年以来不在であった女の収容がなされる（市

中取締類集）

幕府、直轄地および大名領地においても石川島人足寄場の制度に倣い寄場設置方を奨励、各地で仮寄場・徒

刑場風のものが工夫される（重松刑罰史年表）

〈人足寄場後期〉——寄場の懲役場化と老朽化——

一八四四
弘化元年

②人足寄場、六〇〇人余の過剰収容で開設以来の収容記録をみる。御仕置済の者一四〇人、油絞は約二〇〇人、寄場手業は約一〇〇人、手明きの者約二〇〇人（行刑史稿八六八頁）

⑤寄場人足、油絞りの苦しみに耐えかね、役人の刀を奪い七人が逃亡を企てる（大日本近世史料、市中取締類集）

寄場は江戸払以上の収容を極力避ける。

②老中水野忠邦、罷免される。

③小伝馬町牢屋敷焼失、切放ちにより高野長英帰牢せず。

寄場の総収入一、一八七両余のうち、幕府の金蔵より受取分は六四二両余（二九・三%）、地所地代と絞油代一、四八三両（六七・八%）、絞油代金（約三九・一%）。（『国史大辞典』十一巻二八五頁・南和男稿「人足寄場」の項）

①人足寄場、大火により類焼、切放たれる（日本橋区史）。切放された人足、諸商人の店に来りねだりがま

一八四三
天保一四年一八四五
弘化三年

| | | |
|------|------|--|
| 一八四八 | 嘉永元年 | ④小伝馬町牢屋敷火災、非人榮蔵が牢屋者と共に謀放火したので、牢屋敷火災はこれで一四回を数える。 |
| 一八五〇 | 嘉永三年 | ⑩非人寄場出火、一二人金員を切放つ。いずれも立帰り赦免される。これにより非人寄場に収容者なく、事実上閉鎖される（重松刑罰史年表）。 |
| 一八五一 | 嘉永四年 | ⑥品川溜を補修 |
| 一八五二 | 嘉永六年 | ⑤「赦律」三十三箇条を定める。從來の慣例を成文化したもの（古事類苑）。人足寄場に一時留め置かれた博徒小金井小次郎、三宅島に流刑となる。 |
| 一八五三 | 安政二年 | ⑤浅草の非人寄場を正式に閉鎖（高柳金芳『江戸時代被差別身分層の生活史』八八頁）。その跡は車善七手下の居宅とされる（塙見鮮一郎『資料・浅草弾左衛門』二二〇頁） |
| 一八五四 | 安政元年 | ③日米和親条約調印 |
| 一八五五 | 安政二年 | ⑦佐州水替人足某、同輩を殺し、犯跡隠蔽のため放火、抗内水替二七人窒息死（佐渡年代記） |
| 一八五六 | 安政三年 | ⑩安政の大地震、小伝馬町牢屋敷も類焼、浅草・品川溜も大破（武江年表） |
| 一八五八 | 安政五年 | ⑧人足寄場、大風大津浪に襲われ大破、切放つ。内七〇余人の人足は避難を肯せず踏留まり、役人と共に寄場の保全に従事する（大風雨津波破損御普請御用留、瀧川政次郎『日本行刑史』一八四頁、行刑史稿八五一頁） |
| 一八五九 | 安政六年 | ⑥大老井伊直弼、日米修好通商条約に調印 |
| 一八六〇 | 万延元年 | ⑪車善七、浅草溜は三七〇人余の収容力はない旨上申におよぶ（弾左衛門訴並溜諸留） ③長崎人足寄場設けられる（人足寄場史三〇六頁） ⑪品川溜で囚人五人溜抜け（重松刑罰史年表） |

| | | | | |
|-----------|---------------------|-----------|-----------|--|
| | | | | 一八六一 文久元年 |
| | | | | ③箱館に人足寄場設置（徳川禁令考、重松一義『北海道行刑史』六五頁、人足寄場史二七一頁） |
| | | | | ⑥西蝦夷地曰別、奥尻島に漁撈を主とする人足寄場を設置。女人足の仕事部屋も設けられる。不良人足は奥 |
| | | | | 尻島御緒所に監禁（重松一義『長坂文書にみる箱館人足寄場史料』人足寄場史二七三頁） |
| | | | | ④シーポルトの通訳・蘭学医三瀬周三（諸淵）、寄場に投ぜられ、苦役の傍ら寄場内の医療と保健衛生の改 |
| | | | | 善に尽す（愛媛県先哲偉人叢書、重松一義『北海道行刑史』二五四頁・三三四頁） |
| | | | | この年以降、幕末までの寄場人足は約四〇〇人、うち追放刑のもの二〇〇人（約八割）を数える（平松義郎 |
| | | | | 「幕末期における犯罪と刑罰の実態」國家学会雑誌七一巻三号九九—一〇四頁） |
| | | | | ⑤ドイツ人医師エレメンス、イギリス人宣教師フレベック、寄場に三瀬周三を見舞い、ブドー酒・パンを差 |
| | | | | 入れる（愛媛県先哲偉人伝） |
| | | | | ⑪江戸市中に天誅など政治批判の張札がみられ、夜間の盜賊・暴徒・浪人の辻斬り。狼藉が横行、夜間の市 |
| | | | | 中単独無灯の通行が禁じられる |
| | | | | ⑫三瀬周三、寄場内の衛生改善につき幕府に建白書を提出 |
| | | | | ①品川溜焼失 |
| | | | | ③小伝馬町牢屋敷類焼 |
| | | | | 長岡藩家老河井繼之助、從来の獄のほか寄場と称する徒刑場を設ける |
| | | | | ②フランス人を打擲した追放刑の音次郎、神奈川奉行の依頼により寄場に収容（小袋物） |
| | | | | この年、石川島人足寄場から奥州富岡村（福島県富岡町）の開墾に従事（刑獄聞集）、また二〇〇人は横須 |
| | | | | 賀製鉄所の敷地工事に従事、市ヶ谷のお堀凌えにも出役（重松刑罰史年表） |
| | | | | ⑩浅草で大火 困窮者二万人に及ぶ。 |
| | | | | ①米酒高騰、お救い米錢が浅草・本所・深川を中心に支給される。 |
| | | | | 寄場奉行清水純崎、寄場油絞りの益金を割き、人足を使役して石川島の一角に六角二層の灯台を築き、隅田 |
| | | | | 河口・品川沖航行の船舶の便に供す（中央区立京橋図書館編『佃島年表』三三二頁、龍川政次郎『日本行刑 |
| | | | | 史』） |
| | | | | ⑤品川宿一帯の商家・旅籠、暴徒の打毀しを受ける。 |
| 一八六六 慶応二年 | 一八六五 元治二年 (慶応元年) | 一八六四 元治元年 | 一八六三 文久三年 | 一八六二 文久二年 |

| | | |
|------|----------------|--|
| 一八六八 | 慶應四年 (明治元年) | ②人足寄場、新政府軍の鎮台府に接收され、府下の市政裁判所会計局に属し刑部省へと引継がれる。 |
| 一八七〇 | 明治三年 | ②石川島人足寄場は東京府石川島徒場と改称される。 |
| 一八七一 | 明治四年 | フランス人ラトランジワレーによる佃島漁師由次郎砲殺事件おこる（東京都政史料館所蔵文書、佃島年表） |
| 一八七三 | 明治六年 | ②東京府石川島徒場を東京府石川島懲役場と改称。 |
| 一八七五 | 明治八年 | ⑫東京府石川島懲役場を警視庁石川島懲役場と改称。 |
| 一八七六 | 明治九年 | ⑫石川島懲役場、獄則謹守者に浅葱色單羽織を着用させ、この特典にならない他囚の行状を督励（獄務備考） |
| 一八七七 | 明治一〇年 | ②警視庁、懲役人の被服は背に懲の字を白染抜とした青染地（通称青テン）とする（獄務備考） ②石川島懲役場を石川島懲役署と改称。 ④仮懲役監として使用中の旧小伝馬町内獄跡地を大倉喜八郎、安田善次郎に入札下げ、在囚は石川島懲役署に移す（獄務備考） この当時の佃島総代は森幸右衛門（佃島年表）、もめ事の取仕切りは江戸時代から広く他地区に顔の利く地元の佃政親分。 ④警視懲役署、無籍人増加のため米春工場に収容、これまでの無籍監を本監（警視監獄本署である石川島）に移す。 ⑩西南の役の賊徒の身柄、東京警視本署三三二七名のほか、関東・東北・石川・新潟等の各監獄に発配分禁。この年の石川島監獄署在監人五〇三三人、夏には監内で虎列羅病流行、冬には腸窒扶斯症流行、患者三八四 |

〈人足寄場廃止以降〉——その変遷と関連事項

- ⑧火附盗賊改の役職廃止される
 ⑫浅草溜で近火があり、切放ちをおこなう（武江年表）
- ⑯日本橋堀留町の呉服屋丁字屋、早朝に打撃され、夜には神田・牛込・四谷などの商家も襲われる（東京市史稿・市街篇第四十八）

| | | |
|------|-------|---|
| 一八七九 | 明治一二年 | 六人・死亡三三二人の惨状を呈す。 |
| 一八八〇 | 明治一三年 | (8) 31石川島の監獄本署から終身懲役囚高橋芳五郎ら一九名が脱獄、二名のみ捕縛（中央区年表） (10) 6品川一ノ台場の警視監獄署囚徒避病室。虎列刺患者絶無に帰し焼払フ（経裁録） (12) 京橋区箱屋町の火災が飛火、石川島監獄署構内囚徒工業場一棟焼失（警視庁史稿） |
| 一八八一 | 明治一四年 | (8) 6石川島監獄署内に製皮工場を設け、ドイツ人ラボスキーに嘱託して囚徒に技術を教授させる（府県 警察沿革史） |
| 一八八二 | 明治一五年 | (12) 石川島監獄署罪囚の二割四歩は文筆者との見出いで、漆間眞学、中島勝義、鹿島利介、広間の吉国、扶桑 の田中、政談の大川、近事の井上、岡目の神谷、団々の岩崎、東京曙の永田・藤浪・川崎といった新聞条例 による禁獄者五〇人許り、他に国事犯として山口の富永有隣（禁獄七年）、熊本の中村六蔵（禁獄十年）が 在監、懲役人総代監長は古松簡二と伝える（東京曙新聞十二月一四日記事） |
| 一八八三 | 明治一六年 | この年の石川島監獄署在監人六一五八人、患者四〇一九人・死亡三九五人とさらに増加。 (1) 17石川島監獄署内に少年囚徒のための学校が設けられる（国史大年表） |
| 一八八四 | 明治一七年 | (3) 京橋警察署の管轄である佃島、警視庁に警察出張所の配置を出願。 |
| 一八八五 | 明治一八年 | (1) 石川島監獄署は重軽の懲役・禁錮囚を収容する監獄署と、拘禁区分が定められる。 (2) 18大雪のため東京鉄道馬車会社は警視庁に除雪を依頼、石川島監獄署懲役人百名が銀座に出動（白木屋 三百年史） 大倉組による定期渡船が佃・明石町の間を往復することとなる。 |
| | | (9) 佃島、京橋警察署の所轄から水上警察の管轄に移る（佃島年表） |
| | | (10) 元石川島人足寄場見廻与力であった原胤昭、自由民権運動に關する錦絵「天福六歌撰」が政府の転覆に通 ずるとして輕禁錮三月罰金三〇円に処せられ、石川島監獄署に投獄される（重松一義「北海道行刑史」） (11) この年の石川島監獄署在監人四〇八三人、患者一七八四人・死亡九八人と、病者・死者減少。空氣の流通・ 衣類臥具の日光への晒し・飲料水の濾過・監房周辺への植樹と清掃などの成果による。 (7) この月より石川島では囚徒の外役を禁じる。 (11) 小伝馬牢屋敷の場面を写実的に描く歌舞伎『四千両小判桐葉』が千歳座で上演される。 |

| | | |
|------|-------|--|
| 一八八八 | 明治二一年 | (⑫) 2人形町でピストル強盗清水貞吉逮捕される。明治二〇年絞首刑 |
| 一八八九 | 明治二二年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九〇 | 明治二三年 | 新佃島の埋立工事着工、二五年に造成なり、この埋立地を月島と命名 (佃島年表) |
| 一八九一 | 明治二四年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九二 | 明治二五年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九三 | 明治二六年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九四 | 明治二七年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九五 | 明治二八年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九六 | 明治二九年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九七 | 明治二九年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九八 | 明治三〇年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一八九九 | 明治三一年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇〇 | 明治三二年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇一 | 明治三三年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇二 | 明治三四年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇三 | 明治三五年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇四 | 明治三六年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇五 | 明治三七年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇六 | 明治三八年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇七 | 明治三九年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇八 | 明治四〇年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九〇九 | 明治四一年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一〇 | 明治四二年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一一 | 明治四三年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一二 | 明治四四年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一三 | 明治四五年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一四 | 明治四六年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一五 | 大正一〇年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一六 | 大正一二年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一七 | 大正一四年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一八 | 大正一七年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九一九 | 大正一八年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九二〇 | 大正一九年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九二一 | 大正二〇年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九二二 | 大正二一年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九二三 | 大正二二年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九二五 | 大正二四年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 一九三一 | 大正二五年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |
| 昭和六年 | 昭和七年 | (⑯) 25東京府臨時議会で監獄石川島分署の巣鴨移転を議決 (東京市史) 理由は罪囚の増加と護送の便、水質の悪化、建造物の老朽等による。 |

(⑯) 雑誌「今昔」二巻六号に金子政吉氏の談話筆記「佃島を語る」を掲載 (佃島年表)

月島分署跡に月島警察署竣工 (佃島年表)

(⑨) 1関東大震災起ころ。月島地区も佃島・石川島の一部をのこしほんど全島焼野原と化す (佃島年表)

佃島住民、佃政事金子政吉氏のために、住吉神社境内に唐金の大燈籠を建てる (佃島年表)

岡」と記述 (龍川政次郎「長谷川平蔵——その生涯と人足奇場」一二二頁)

| | | |
|------|--------|---|
| 一九三三 | 昭和八年 | ①金子為雄氏、佃島に関する雑誌「砂払」初号を発刊（佃島年表） |
| 一九三四 | 昭和九年 | ③佃政事金子政吉氏死去（佃島年表） |
| 一九三五 | 昭和一〇年 | ⑥1府中刑務所開庁、落成式を挙行。石川島寄場・巣鴨監獄と引継がれてきた稻荷社も移転。 |
| 一九四二 | 昭和一七年 | ⑪—8石川島造船奉公部隊として小菅刑務所・豊多摩刑務所の受刑者が、旧地石川島の造船作業に出役（戦時行刑実録） |
| 一九四五 | 昭和一〇〇年 | ②—19石川島の受刑者造船部隊、アメリカ空軍の大型爆弾の直撃を受け、受刑者四名死亡、七名負傷（統司法沿革誌、戦時行刑実録、重松刑罰史年表） |
| 一九六三 | 昭和三八年 | ③—10石川島の受刑者造船部隊 東京大空襲により受刑者一二名死亡、職員一名重傷の犠牲を出す（統司法沿革誌、戦時行刑実録、重松刑罰史年表） |
| 一九六八 | 昭和四〇年 | ③—12石川島の造船部隊受刑者一四一名が錦糸公園・猿江公園方面の羅災死体の整理に出動（戦時行刑実録、重松刑罰史年表） |
| 一九六九 | 昭和四三年 | ⑦甲府刑務所被爆 同所に疎開中であった司法省・刑務協会所蔵の人足寄場関係資料・参考品の大部分を消失（重松刑罰史年表） |
| 一九七〇 | 昭和四四年 | 山本周五郎の長篇小説「さぶ」、よく人足寄場の役割と人足の心情を読者に伝える。 |
| 一九七一 | 昭和四五年 | 池波正太郎の作品「看板」に火附盗賊改長谷川平蔵が初登場、「浅草御厩河岸」がこれにつづく。 |
| 一九七二 | 昭和四六年 | 池波正太郎の「鬼平犯科帳」連載シリーズが単行本として出版される。 |
| 一九七三 | 昭和四七年 | 八代松本幸四郎（白鸚）がテレビで池波正太郎原作「鬼平犯科帳」の鬼平を主演。 鬼平が舞台化され、松本幸四郎と中村吉衛門共演 |
| 一九七四 | | ①瀧川政次郎博士を中心に入足寄場跡に建碑と寄場史発刊企画（瀧川政次郎「長谷川平蔵——その生涯と人足寄場」二三九頁） |
| 一九七五 | | ⑩—27早稲田大学大隈会館で杉山晴康博士の旁により会合、以後、月島新聞社・住吉神社・石川島播磨重工業など地元を訪れ理解と協力を求める。団藤重光博士らは文化庁と接渉。人足寄場彰顕会報を創刊、毎号研究成果を報告、意見交換。 |
| 一九七六 | | ⑫瀧川政次郎博士、浅草商店街を中心とした「よもやま会」で「鬼平こと長谷川平蔵」（於宝蔵院座敷）を |

| | | | | | | |
|------|-------|------|------|------|------|--|
| | | | | | 一九七三 | 昭和四八年 |
| | | | | | 一九七四 | 昭和四九年 |
| | | | | | 一九七五 | 昭和五〇年 |
| | | | | | | 講演するなどPRにつとめる。 |
| | | | | | | ②「朝日新聞」、「鬼平さんは近代刑務所の祖」碑を作ろう——瀧川政次郎氏ら提唱と、写真入りで大きく報道。 |
| | | | | | | ⑩人足寄場顕彰会編『人足寄場史』(五八二頁)完成。創文社から刊行。寄場の総合史料ようやく纏まる。 |
| | | | | | | しかし建碑運動は実らず。 |
| | | | | | | 『人足寄場史』収録論文は石井良助「日本刑罰史上における人足寄場の地位」、團藤重光「人足寄場の性格と特徴」、平松義郎「人足寄場の成立と変遷」、瀧川政次郎「人足寄場の創始者長谷川平蔵」、竹中靖一「人足寄場と心学」、山本一郎「安政奇聞佃夜嵐と人足寄場」、重松一義「常州上郷・箱館・横須賀人足寄場」、森永種夫「長崎人足寄場」、重松一義「人足寄場と石川鳴監獄」、安藤菊二「人足寄場周辺記事」、高柳金芳「非人寄場」、荒井貢次郎「人足寄場前史における江戸下層民觀」、安平政吉「台東開導所について」、島田正郎「清末の習芸所」、澤登俊雄「近代的自由刑の起源」、長島敦「犯人処遇の国際的動向」の一六編 |
| | | | | | | ④テレビの「鬼平犯科帳」主役は松本幸四郎から丹波哲郎に替わり、昭和五八年からは萬屋錦之介へと替わる。 |
| | | | | | | ⑨瀧川政次郎『長谷川平蔵』——その生涯と人足寄場(朝日新聞社刊) |
| | | | | | | 人足寄場起立という基本文献解明に大きな功績を遺す名古屋大学法学部長平松義郎博士死去 |
| | | | | | | ⑦テレビ「鬼平犯科帳」主役は中村吉右衛門、妻久栄役に多岐川裕美へと替わる。鬼平ブーム一層上昇 |
| | | | | | | ⑤「3鬼平犯科帳」の原作者で時代小説の第一人者として幅広い人気を保つ池波正太郎氏死去 |
| | | | | | | ①人足寄場顕彰会長・国学院大学名誉教授瀧川政次郎博士死去 |
| | | | | | | 池波正太郎原作・久保田千太郎脚色・さいとうかお画の漫画「鬼平犯科帳」がリイド・コミックに連載され好評、のち文春時代コミックスに収録(重松一義『漫画考現学』近代文芸社二三〇頁・二七二頁) |
| | | | | | | ⑧雑誌「歴史読本」八月号(新人物往来社)。江戸犯科帳「鬼平」の真実を特集。村井益男「鬼平の時代の司法制度」、重松一義「長谷川平蔵の生涯と実像」、名和弓雄「鬼平事件帳」、山本純美「松平定信と長谷川平蔵」、後藤正義「火附盗賊改の地位と任務」、蒲生眞紗雄「火附盗賊改おもしろ紳士録」、新保博久「鬼平」 |
| 一九八四 | 昭和五九年 | 平成元年 | 平成二年 | 平成四年 | 平成五年 | |
| 一九八九 | | | | | | |
| 一九九一 | | | | | | |
| 一九九三 | | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|---|--|--|---|
| | | | | 一九九四 | 平成六年 |
| | | | | 一九九五 | 平成七年 |
| | | | | 一九九六 | 平成八年 |
| | | | | 一九九七 | 平成九年 |
| ①東京都は佃を含む東京湾臨海副都心をレインボー・タウンと命名。 | ②雑誌「別冊・歴史読本」(新人物往来社)『実録鬼平犯科帳のすべて』を特集。中村吉右衛門「鬼平の凄味」、釣洋一「実録鬼平犯科帳の世界」など収録。 | ③池波正太郎『江戸古地図散歩』(平凡社)刊、同書四三頁に鬼平顕彰碑は建たなかつたと残念に記す。 | ④墨田区の下町コミュニティ・カレッジで重松一義「江戸っ子鬼平に学ぶ」を連続五回講演。 | ⑤中央区制五十周年記念文化講演会(中央区文化交流振興協会主催)として、重松一義「佛の鬼平と人足寄場」を講演、人足寄場跡が中央区の史蹟に指定されることを念願、人足寄場の法律文化的意義を強調、同時に鬼平顕彰碑建立を呼びかける | ⑥雑誌「歴史と旅」六月号(秋田書店)考証「鬼平犯科帳の世界」を特集。南原幹雄「火附盜賊改長谷川平蔵の生涯」、淡野史良「よしの冊子にみる鬼平の実像」、重松一義「御仕置例類集にみる鬼平の活躍」、萩原裕雄「長谷川平蔵と二人の老中」、磯貝勝太郎「長谷川平蔵と人足寄場」、畠山博「鬼平と三人の怪盗」など収録。 |
| ⑦長谷川平蔵宣以二百回忌を記念し、四谷戒行寺(星弘道住職)檀家一同が同寺内に供養碑を建てる。 | ⑧—30重松一義『江戸時代の民衆の世界』—罪と罰からみた生活史—(於東京家政大学、板橋区共催)を、長谷川平蔵らの世界を中心に戲演。 | ⑨—30重松一義『江戸時代の民衆の世界』—罪と罰からみた生活史—(於東京家政大学、板橋区共催)を、長谷川平蔵らの世界を中心に戲演。 | ⑩—12重松一義、中央区役所を訪れ、中央区長矢田美英氏に、「鬼平の知恵と勇気に学ぶ町おこし」「江戸っ子の故郷下町に寄場の碑を建てよう」という市民運動『鬼平サミット』を提言、その推進と協力を要請、快諾を得る(朝日新聞六月一三日号記事) | ⑪—12朝日新聞都内版に「鬼平を歩く」が連載(佐々木明記者取材・文)され好評(一一月二二日まで七回) | ⑫長谷川平蔵宣以二百回忌を記念し、四谷戒行寺(星弘道住職)檀家一同が同寺内に供養碑を建てる。 |